



あなたに知ってもらいたい 原賠制度

原産協会メールマガジン別冊特集

2011年版



社団法人 日本原子力産業協会

はじめに ～メールマガジン別冊特集 2011 年版の作成にあたって～

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から二年半余を経過したこの 10 月で 30 回を数えて、当協会会員の皆さまを始めとして広くご利用頂くようになってまいりました。

さて、去る 2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因して発生した東京電力・福島原発事故は、原子力を取り巻く全ての環境を一変しました。マグニチュード 9.0 の巨大地震とこれに伴う大きな津波が当該発電所を襲い、第一原発では全交流電源を喪失したことにより炉心溶融、水素爆発等を発生し、大量の放射性物質を広範囲に放出しました。

このような大規模な原子力災害は、我が国の既存の原賠制度による対応では難しいこともあり、被害者への損害賠償に係る法律として原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法等が相次いで制定されています。また、原子力損害賠償紛争審査会による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針が 8 月 5 日に示され、引き続き検討がなされています。更には、今回の原子力事故により、従前の原子力に係る安全規制等の法制度のみならず、原子力損害賠償制度についても全面的な見直しが必要とされています。

一方では、我が国は、引き続き、エネルギー問題、地球温暖化防止対策、あるいは新興国等の原子力発電の新増設に関して前向きに取り組んでいかなければなりません。このような観点からも、今回の原発事故の反省、検証、防止対策等を徹底して行い、この結果を今後の法制度に十分に反映していくことが極めて重要と思われまます。

2010 年版に続き、3 回目の別冊特集として、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「海外・国際編」に区分のうえ再構成し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いに存じます。

また、本冊子以降に作成された原賠制度の月例メールマガジンについては、当協会の HP にてご覧いただけますので、併せご利用ください。

今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

目次

初号 「あなたに知ってもらいたい原賠制度」の作成にあたって (2009年3月)	6
「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2010年版」の作成にあたって (2010年10月)	7

基礎編

(原賠制度の仕組み)

1. 原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的	10
Q1 もし原賠法がなかったら 「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」	
Q2 原賠制度の目的 「なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？」	
2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態	16
Q1 適用の条件 「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」	
Q2 原子力損害の形態 「原子力損害とはどんな損害ですか？」	
3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備	26
Q1 国をまたぐ原子力損害賠償 「日本で原発事故が起き、海洋汚染によって万一 A 国の漁業者に損害を与えてしまった場合、どのように裁判が行われますか？」	
Q2 原賠に関する国際的な制度 「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議において、原子力損害賠償に関する一つの国際的な制度の必要性が認識されました。なぜそのような制度が必要なのですか？」	
4. 保険だけによらない賠償措置（米国、ドイツの賠償措置）	30
Q1 米国の賠償措置 「米国は原子力事故に備えて約 1 兆円に及ぶ損害賠償資金を準備していると聞きましたが、それはどのような仕組みなのですか？」	
Q2 ドイツの賠償措置 「米国のように、責任保険以外の方法で賠償措置をとっている国は他にありますか？」	

(製造物責任)

5. 製造者の賠償リスク	32
Q1 国内原子力施設に関する製造業者の賠償リスク 「国内の原子力施設に対して製造物（プラントあるいは一部の機器・部品）の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」	
Q2 海外原子力施設に関する製造業者の賠償リスク 「海外にある A 国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」	

(輸送に関わる原賠制度)

6. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）…………… 39

Q1 領海外での原子力事故

「国内船舶が核燃料の国内輸送中に、日本の領海の外で原子力事故を起こしてしまった場合、原賠法は適用されますか？」

Q2 国際海峡を航行する際の賠償措置

「日本の原賠制度において、領海内の航行と国際海峡（津軽海峡等）の航行との間に賠償措置の違いはありますか？」

7. 国際輸送に伴う原子力損害賠償…………… 41

Q1 国際輸送事故の賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

Q2 国際輸送中に関する損害賠償請求の態様

「Q1の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

(法改正)

8. 原賠法・補償契約法の改正（2009年4月17日改正、2010年1月1日施行）…………… 44

Q1 原賠法の主な改正点

「2009年の法改正では、主にどのような点が改正されたのですか？」

Q2 2009年の法改正後も引き続き検討を行う事項

「2009年の法改正後、原賠制度に関してどのようなことが検討されていますか？」

9. 原子力災害への対策（原災法、原賠法）…………… 48

Q1 原子力災害対策特別措置法

「原子力災害が発生した場合の法制度はどのようになっていますか？」

Q2 原賠制度の運用

「原子力災害が発生したとき、原賠制度はどのように運用されますか？」

原子力発電所事故対応編

(東日本大震災による原子力事故対応)

10. 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償…………… 54

Q1 震災による原子力事故の損害賠償

「3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故の原子力損害賠償はどのように行われますか？」

11. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針…………… 56

Q1 中間指針の位置づけ

「原子力損害賠償紛争審査会により2011年8月5日に決定された、福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針とは、どのようなものですか？」

Q2 中間指針によって示された損害類型と損害項目

「2011年8月5日に決定・公表された中間指針において示された原子力損害はどのようなものですか？」

12. 原子力損害賠償支援機構法と原子力被害者早期救済法 62

Q1 原子力損害賠償支援機構法

「原子力損害賠償に関する支援を行うために新たに設立された「原子力損害賠償支援機構」とは、どのようなものですか？」

Q2 原子力被害者早期救済法

「2011年原子力事故の被害者に対して、国が行う応急対策に関する緊急措置はどのようなものですか？」

13. 環境汚染への対処 68

Q1 環境基本法

「人の健康や生活環境に被害が生ずるような環境への負荷に対して、法律上どのような対処がなされていますか？」

Q2 放射性物質汚染対処特措法

「原子力事故により原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に関して、どのように対処されていますか？」

海外・国際編

(原子力損害賠償に関する国際条約)

14. 原子力損害賠償に関する国際条約 74

Q1 国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

Q2 国際枠組みに対する日本の役割

「日本はどのようにして原賠に関する国際条約に入っていないのですか？」

15. 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) 78

Q1 CSCの特徴

「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」

Q2 CSC加盟を目指す理由

「いま、日本がCSCに注目しているのは何故ですか？」

(原子力既設国)

16. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度 84

Q1 近隣諸国・地域の原賠制度

「日本周辺の原子力発電国・地域の原賠制度はどうなっていますか？」

Q2 周辺国との間の越境損害

「日本で起こした原子力事故によって韓国に損害が及んだ場合、賠償はどのようになりますか？」

17. 韓国の原子力開発事情と原賠制度	88
Q1 韓国の原子力開発事情	
「韓国の原子力開発はどのような状況ですか？」	
Q2 韓国の原賠制度	
「韓国の原賠制度はどのようになっていますか？」	
18. 中国の原子力開発事情と原賠制度	92
Q1 中国の原子力開発事情	
「中国の原子力開発はどのような状況ですか？」	
Q2 中国の原賠制度	
「中国の原賠制度はどのようになっていますか？」	
19. インドの原子力開発事情と原賠制度	96
Q1 インドの原子力開発事業	
「インドの原子力開発はどのように進んできましたか？」	
Q2 インドの原賠制度	
「インドの原賠制度はどのようになっていますか？」	
20. ロシアの原子力開発事情と原賠制度	100
Q1 ロシアの原子力開発事情	
「ロシアの原子力開発はどのような状況ですか？」	
Q2 ロシアの原賠制度	
「ロシアの原賠制度はどのようになっていますか？」	
21. フランスの原子力開発事情と原賠制度	104
Q1 フランスの原子力開発事情	
「フランスは世界第2位の原子力大国ですが、原子力開発はどのように進んできましたか？ また、現在どのような状況ですか？」	
Q2 フランスの原賠制度	
「フランスはOECDの主要国であり、原子力損害賠償に関わるパリ条約に加盟していますが、同国の原賠制度はどのようになっていますか？」	
(新規原子力導入国)	
22. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度	110
Q1 新規導入国の基本的な課題	
「新たに原子力施設を導入しようとする国にとって、あらかじめ整備しておくべき基本事項とは、どのようなことですか？」	
Q2 新規導入国の原賠制度創設に関わる要点	
「新規原子力導入国が原子力損害賠償制度を創設するとき、どのようなことに留意すべきとされていますか？」	
23. 新規原子力導入国の原賠制度	113
Q1 新規原子力導入国の制度整備	
「原子力発電を新規に導入する国では、原賠制度もまた導入されるのでしょうか？」	
Q2 新規導入国の制度の現況	
「我が国が二国間協力文書に基づき協力している新規原子力導入国に関して、現在、原賠制度はどの程度整備されていますか？」	

24. 新規導入国の原子力損害賠償措置 118

Q1 新規原子力導入国の原子力損害賠償措置

「新規原子力導入国の原子力事業者が原子力損害賠償措置をするとき、どのような課題がありますか？」

Q2 原子力保険の仕組み

「民間保険会社が提供する原子力賠償責任保険は、どのような仕組みで巨額の賠償措置額を担保しているのですか？」

25. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度 124

Q1 ベトナムの原子力開発事情

「ベトナムの原子力開発はどのような状況ですか？
また、ベトナムの原子力開発を取り巻く国際情勢はどのようになっていますか？」

Q2 ベトナムの原賠制度

「ベトナムの原賠制度はどのようになっていますか？」

26. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度 128

Q1 ポーランドの原子力開発事情

「石炭火力発電が9割超を占めるポーランドにおいては、原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 ポーランドの原賠制度

「ウィーン条約の加盟国であるポーランドの原賠制度はどのようになっていますか？」

27. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度 132

Q1 マレーシアの原子力開発事情

「天然ガスや石油など、豊富な化石燃料資源を持つマレーシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 マレーシアの原賠制度

「以前より研究炉のあるマレーシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

28. インドネシアの原子力開発事情と原賠制度 138

Q1 インドネシアの原子力開発事情

「エネルギー資源の輸出国として知られるインドネシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 インドネシアの原賠制度

「研究炉のあるインドネシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

添付資料 145

- * 我が国の原子力損害賠償制度の概要
- * 「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）
- * 「原子力損害の賠償に関する法律施行令」（原賠法施行令）
- * 「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（補償契約法）
- * 「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」（補償契約法施行令）
- * 「原子力損害賠償支援機構法」（支援機構法）
- * 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（原子力被害者早期救済法）
- * 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）

「あなたに知ってもらいたい原賠制度」 の作成にあたって (2009年3月)

当協会では、原子力産業の基盤の1つでもあり、皆様の事業経営にとっても深い関わりのある原子力損害賠償制度（原賠制度）をより良く理解して頂くため、原賠制度に関わる種々の事柄をQ&Aの形で、ご紹介していきたいと存じます。

近年、原子力エネルギーは地球温暖化防止対策の切札と言われ、これに関連したダイナミックな動きが世界中で見られます。原子力の安全には、これまでも万全を期した諸対策が取られてきましたが、それと共に、万一の事故に備え、被害者の救済と原子力事業の健全な発達を目的として、多くの国で原子力損害に関する賠償制度が設けられています。つまり、原子力産業は、安全対策と賠償制度が一体となって、その安定的な運用が図られる仕組みになっているのです。

ところで、あなたは「原子力損害賠償制度」についてこんなふうに思っていないですか？

- わが社は法律の定めにしたがって賠償額を手当てしているので、何も問題はない
- 事故の責任を取るのは原子力事業者だから機器メーカーのわが社には関係ない
- 下請けとして部品を納めているわが社には無縁の話である
- 地元としては、この制度があるので被害者に対して十分な補償があると理解している
- 損害賠償問題が起きても、万事、弁護士の先生にお任せしているから大丈夫

本当に、それで大丈夫ですか？

一旦原子力事故が起きてしまうと、膨大な額の損害賠償請求が発生する可能性があります。実際、JCO臨界事故では、放射性物質の飛散などが無かったにも関わらず、約七千件の損害賠償請求が事業者に対してなされ、その総額は150億円にものぼりました。

万一の事故のとき、あなたの会社が納めた装置や部品が原因の事故と言われたら、損害賠償について、どのように対応しますか？

原賠法にある「原子力損害は原子力事業者が賠償する」という制度をご存知かもしれません。しかし、これは日本の国内法です。事故による損害が国外に及んだ場合や国際輸送の事故など、どのような裁判が行われ、どのような賠償責任を負わされるのかご存じですか？

世界では原子力カルネッサンスと言われるほど原子力産業が注目されています。この波に乗ってあなたの会社が国際的にビジネスを展開しようとしたとき、あなたは海外での損害賠償リスクをどのように考えますか？

この「あなたに知ってもらいたい原賠制度」をご覧頂き、上記のような状況における原子力損害の賠償について考えることで、今まで見えなかった意外な賠償リスクに気づき、適切な対応の検討に役立てて頂ければ幸いです。

(原産協会メールマガジン 2009年3月号掲載分をもとに修正)

「あなたに知ってもらいたい原賠制 2010 年版」 の作成にあたって (2010 年 10 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から一年半を経過して、この 9 月で 19 回を数えるに至りましたが、この間でも国内外で原賠制度に関わる大きな動きが起こっています。

国内では原賠法及び補償契約法に関わる改正（賠償措置額 1200 億円への引き上げ、紛争審査会の役割の拡充等）が行われ、2010 年 1 月 1 日から施行されています。また、法改正を補うものとして、1999 年の JCO 事故の経験をもとに、原子力災害発生に際して原賠制度を効果的に運用するための要点を網羅した「原賠制度の運用マニュアル」が文部科学省により 2009 年 12 月に作成され、これを参考として関係者間の密接な連携による損害賠償への迅速、適切な対処が期待されています。このたびの法改正や運用マニュアルの策定により、我が国の原賠制度は更に整備・充実され、原子力損害発生時の対応への機能性を大きく向上させたと言えるでしょう。

海外では、昨今の地球温暖化防止やエネルギーセキュリティの影響による世界的な原子力カルネサンスの潮流により、新規に原子力導入を計画する国が急速に増加し、これらの国にとって原賠制度の構築は原子力開発に関する各種法制度と同様に重要な課題となっています。

このような原子力を取り巻く環境変化のなかで、今後ますます活況を呈するであろう原子力産業の国際展開に参入する我が国及び原子力プラント・設備機器等の供給業者は、一方で原子力導入国における原賠制度を含む原子力関連法制度に十分な留意を払うとともに、他方でこれらの法制度の整備・充実を支援することが求められる可能性があります。

また、我が国として、国内法の範囲に留まらず、国際的な枠組み確立への積極的な推進・関与・協力が必要とされる時節が遠くない将来に到来することが考えられます。

昨年 10 月に初号から 6 回分を取り纏めて別冊特集を作成しましたが、このたび、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「海外・国際編」、「その他」に区分し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いに存じます。

なお、今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

基礎編

原賠制度の仕組み

1. 原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的
2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態
3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備
4. 保険だけによらない賠償措置
(米国、ドイツの賠償措置)

製造物責任

5. 製造者の賠償リスク

輸送に関わる原賠制度

6. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）
7. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

法改正

8. 原賠法・補償契約法の改正
(2009年4月17日改正、2010年1月1日施行)
9. 原子力災害への対策（原災法、原賠法）

1. 原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的

Q1

もし原賠法がなかったら

「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」

A1

- 原子力事故に関連する多数の関係者（電気事業者等の原子力事業者、プラントメーカー、サプライヤーなど）が責任追及の対象となり、裁判の場合には複雑化・長期化する可能性があります。
- 巨額の賠償責任を負う会社が、その負担に耐え切れず倒産してしまう可能性があります。
- 賠償責任を果たせず会社が倒産してしまえば、被害者は損害の補填を受けられないこととなります。
- 原子力事故はさまざまな損害をもたらしますが、被害者は、関係者の過失や因果関係を1つ1つ証明し、加害者を特定して責任追及しなければなりません。

解説

我が国に「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」がなければ、原子力事故の場合も一般的な事故と同じ扱いになります。

事故などにより第三者に損害を与えてしまった場合、一般的には原子力事業者もしくはプラントメーカー等が民法上の不法行為（場合によっては債務不履行）による賠償責任を負うこととなります。一般的に、不法行為責任が発生するには4つの要件【違法性（権利侵害）】【加害者の故意または過失】【損害の発生】【違法行為と損害の間の相当因果関係】を充足する必要があります。しかし原賠法があれば、発生した損害が原賠法で規定された原子力損害に該当すればその適用を受け、被害者は原賠法による救済を受けることができます。

【原子力損害とは】

核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料

物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（原賠法第二条2項）

【原賠法の概要】

- ・無過失責任と責任集中
原子力事業者は故意又は過失がなくても原子力損害を賠償しなければなりません。逆に、原子力事業者でない者は原子力損害の賠償責任を負いません。
- ・賠償措置の強制
損害賠償措置の強制により原子力事業者の賠償資力が確保されています。
- ・国家の措置
事業者による措置等でまかなえない損害に関わる国の援助や、事業者の責任範囲外の損害への国による措置が行われます。

Q2

原賠制度の目的

「なぜ原子力損害賠償制度
が作られたのですか？」

A2

- 原子力事故が発生した場合、巨額の賠償負担による倒産リスクを負うのでは民間企業は容易に原子力産業に参入できません。こうしたリスクを避ける仕組みとして生まれました。
- 原子力事業者だけが責任を負うこと（責任集中）で、原子力事業者と取引を行う企業は参入しやすくなり、また事故の際の責任の所在が明確になります。
- 原子力事業者はあらかじめ賠償の準備（保険契約等の締結）を強制されているので、事故によって生じる巨額の損害賠償の支払いは保険金等で代替されます。
- もし原子力事業者が賠償責任を果たせなくても、国の援助により被害者は救済を受けることができます。
- 日本だけでなく原子力施設を持つ多くの国に、同様の原賠制度があります。原賠制度がない新規原子力導入国は、導入前に原賠制度を整備することが重要となります。

解説

原子力事故が発生すれば、周囲の人や財産に大きな損害を与えます。その加害者として、事業者は膨大な賠償金を負担することになり、1回の事故で原子力事業者や機器などを納めたメーカー・サプライヤーがバタバタと倒産してしまうかもしれません。また、倒産してしまえば会社から十分な賠償金を得ることは難しいため、被害者も救われません。これでは原子力産業に関わろうという民間企業は現れないでしょう。

原賠制度は被害者の保護と原子力事業の健全な発展のために作られました。原子力損害の賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力事業者に責任保険等

の賠償措置を強制することにより、原子力事業者である企業は偶発的な賠償負担でなく経常的支出（保険料）のみを負担することとなり、経営の安定が図られます。また、原子力事業者は、地震など賠償責任保険の免責事由に該当する場合に備えて、政府と原子力損害賠償補償契約を結ぶことも強制されています。

さらに、事業者による措置でまかなえない損害は国が補償することで、被害者は確実に損害の救済を受けることができます。また、異常に巨大な天災地変や社会的動乱など、原子力事業者の責任が問われない場合は政府が必要な措置を講じることとなっています。

1 原子力損害賠償制度の起こり

原子力はひとたび事故が起こると被害が甚大かつ広範囲にわたることから、巨額な賠償責任が発生する恐れがある。第二次世界大戦後、米国において民間企業による原子力の平和利用を進めるにあたり、米国政府は巨額の賠償リスクを、原子力産業を担う民間企業に負わせるわけにはいかないと判断し、また、民間企業側からの強い要請もあって、原子力損害賠償制度が創設された。1954年原子力法の修正法として1957年（昭和32年）に制定されたプライス・アンダーソン法では、原子力事業の被許可者に対する損害賠償措置の強制、賠償義務者の責任額の制限等が定められた。また、米国が、諸外国へ原子力産業を展開するにあたって、原子力プラント輸出の条件に、製造者（メーカー）や供給者（サプライヤー）等が原子力損害賠償責任を負わないような制度の制定を要求し、各国は原子力損害賠償制度を自国の原子力産業の創設、育成に不可欠なものとして受け入れた。

2 原子力損害賠償制度の目的

原子力損害賠償制度は、万一の事故時に、加害者側への損害賠償請求を容易にし、十分な賠償もしくは補償の確保により被害者を保護するという一方で、原子力事業者への巨額の賠償負担に関する責任を明確化している。すなわち、事業者の負うべき経済的負担の一定範囲を保険等に転嫁し、一定額を超えて過大な負担を生じる場合には国の援助を明確化することにより、事業者の経営を安定させ、それによって原子力事業の健全な発展を促進するものである。原子力賠償制度は、このように被害者の救済を確保するとともに事業者の負担を軽減するという、双方の利益に配慮している点が最大の特徴である。

3 原子力損害賠償制度がない場合の留意点

被害者の保護と原子力産業の健全な発達を目的とした原子力損害賠償制度であるが、この制度が存在しない環境下で原子力損害が起きた場合、それによって生じる法的紛争が混乱を極めるおそれがある。原賠制度がなければ、その損害賠償は民法上の不法行為責任、債務不履行責任、あるいは製造物責任法（PL法）上の製造物責任等によって規定されることになるが、原子力産業には多数の事業者が関与しており、原子力事業者ばかりでなく、製造業者、輸入業者、輸送業者など全ての関係者に責任主体が拡大するおそれがある。場合によっては、国や自治体の責任が問われることになるかもしれない。他方で、被害者にとっては、加害者の過失や事故と損害との因果関係の存在、あるいは製造物責任では瑕疵の存在などの主張・立証責任を負うことになる。原子力産業は、高度且つ複雑な技術を用いており、こうした負担を被害者に負わせることは困難である。そうした結果、医療訴訟やPL法施行前の製造物責任訴訟と同様、司法は被害者救済のために大胆な主張・立証の転換をせざるを得ないこととなり、原子力事業者の負担は最終的に過大なものになってしまう。

（1）賠償責任の厳格化がない場合

PL法のような特別法を別にすれば、一般の不法行為責任の場合は過失がなければ責任は問われない（過失責任の原則）。そのため、被害者は加害者の過失を証明しなくてはならず、裁判の長期化や証拠不十分により、被害者が損害賠償責任を追及するには重い負担がかかる。

（2）原子力事業者への責任集中がない場合

原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず原子力事故に関係するメーカーやサプライヤー、工事会社等幅広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、そのようなリスクが原子力事業への参入を阻害するおそれがある。また、被害者にとっては請求対象が不明確という不利益がある。

（3）損害賠償措置の強制がない場合

事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償責任が発生してしまった場

合、事業者は資金不足等により倒産に追い込まれてしまい、被害者は損害賠償を得られない可能性がある。

(4) 賠償責任金額の制限や、国の援助がない場合

原子力事故の損害は被害額の予測が困難である。したがって、事業者が損害賠償のための資金を措置により確保していたとしても、それを上回る賠償責任が発生した場合、やはり事業者は資金不足による倒産リスクを避けられない。また、その場合、被害者は賠償を得られない可能性がある。これに対応するために、賠償責任金額の制限あるいは国の援助が制度に盛り込まれている。

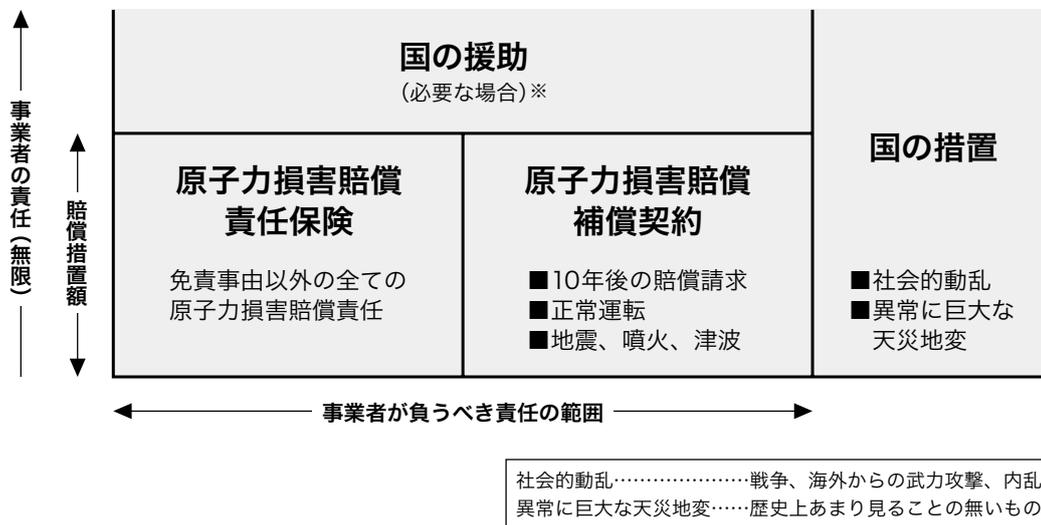
(5) 国の措置がない場合

社会的動乱や極めて稀な巨大な天災地変による原子力損害については、事業者の賠償責任範囲外となり、当然のことながら被害者は保険金等の支払いを受けることがないので、被害者は救済される手立てがなくなってしまう。これに対応するため、制度に国の措置を設けて、被害者への補償がなされることにしている。

4 我が国の原子力損害賠償制度

我が国では、被害者の保護を図ること及び原子力事業の健全な発達に資することを目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」の二法により原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めている。その主な内容は以下の通りである。なお、2011年3月11日のマグニチュード9.0とされる東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原発事故に関連して、「原子力損害賠償支援機構法」、「原子力被害者早期救済法」、「放射性物質汚染対処特措法」等が制定されている。

【事業者責任と賠償措置額の関係】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

(1) 賠償責任の厳格化

原子力事業者は過失がなくても損害賠償責任を負うため、被害者は損害賠償請求権の行使が容易となる。我が国では、故意・過失がなくても「原子炉の運転等」に起因して発生した原子力損害に対しては原子力事業者が損害賠償責任を負うという無過失責任を採用している。2011年3月の東京電力福島原発の例で言えば、事故の原因は東北地方太平洋沖地震という巨大な地震と津波によるものであるが、原子力事業者は無過失責任を負うこととなる。

(2) 原子力事業者への責任集中

原子力損害については、本来責任を負うべき者が他にあったとしても原子力事業者だけが賠償責任を負い、その他の者は一切責任を負わない。すなわち、原子力事故の責任を原子力事業者に集中することにより、被害者の賠償請求先を明確にするとともに、原子力事業者の求償権行使も制限することにより、原子力事業者と取引関係するメーカーやサプライヤーなどは、損害賠償責任を回避できる。これによって、多くの企業が原子力事業に参画しやすくなる。また、免責事由は「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に限定されている。異常に巨大な天災地変とは、歴史上あまり例の見られない大地震、大噴火、大風水災等を言うが、その程度や規模等についての明確な解釈は示されていない。社会的動乱とは、戦争、海外からの武力攻撃、内乱等を言うが、局所的な暴動、蜂起、テロ等はこれに当たらないとされている。因みに、福島原発事故に係る政府見解では、事故の原因である地震と津波が事業者の免責に当たるものとはされていないことで事故対処の取組が進められている。

(3) 損害賠償措置の強制

我が国においては、原子力損害賠償責任保険に加え、原子力損害賠償補償契約の締結を強制し、賠償のための資金をあらかじめ措置することで、事業者は偶発的な事故による賠償負担を保険料等の費目で経常的支出に転化し、経営の安定化を図ることができると共に、被害者は賠償を確実化することができる。その他の損害賠償措置の方法として、供託による措置や文部科学大臣の承認する措置があるが、実際には事業者がその他の賠償措置を採用している例は見られない。現在の損害賠償措置額は、2009年4月の原賠法改正により、2010年1月1日から1200億円に引き上げられている。

(4) 賠償責任金額の限度

原子力事業者の賠償負担金額を限定することにより、万一のことを考えても事業者は財務的な見通しが立てられるようになり、原子力事業の健全な経営に資することとなる。しかしながら、我が国においては諸外国の法制と異なり、ドイツ、スイスと同様に、原子力事業者の責任額に制限を設けておらず、無限責任となっている。但し、我が国においては、事業者が賠償責任を果たせないような財務状況に至った場合に、次に述べるような国による援助、措置が用意されている。

(5) 国の措置

原子力事業者が損害賠償措置額を超えた損害に対する賠償責任を果たせないような場合、あるいは原子力事業者の責任範囲外であるため損害賠償措置で補えない損害（我が国においては社会的動乱、異常に巨大な天災地変）については、国が原賠法上の援助、措置を行なうことにより、被害者は確実な賠償または補償（被災者の救助および被害の拡大防止のための措置）を得られる。因みに、2011年3月の福島原発事故による巨額の損害規模を契機として、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合には、当該原子力事業者は国の交付国債等を含む「原子力損害賠償支援機構法」に基づく資金援助を受けられる。また、国は、原子力損害の被害者に対する損害填補の仮払金の支払いや地方公共団体の原子力被害応急対策基金への資金補助を行う。

5 各国の損害賠償制度

原子力施設を有する多くの国では、特別法としての原子力損害賠償法を制定しており、その目的には被害者保護と原子力産業の健全な発展が掲げられている。各国の国内法として定められている原子力損害賠償制度や、原子力損害賠償制度に関する国際条約は、賠償制度の基本的原則として、主に、責任の厳格化、責任の集中、賠償措置の強制、賠償金額の制限、国家補償の5つの要素を備えている。これらのうち、責任額の制限や賠償措置額については、国により大きな差異がある。また、原子力事故による越境損害を生じた場合などに際しては、国際間の原子力損害賠償に関わる国際条約（パリ条約、ウィー

ン条約、補完基金条約（CSC）等）があるが、これについては、「原子力損害賠償に関する国際条約」を参照。

(1) 賠償責任額の制限および賠償措置額

原子力事業者の責任については、有限と無限の国に分かれており、日本、ドイツ、スイスは責任額の制限をしていないが、多くの国は有限責任を採っている。また、賠償措置額は各国の事情に基づき様々な状況にあり、米国の約125億9400万ドル（約9845億円）を筆頭に、ドイツ25億ユーロ（約2701億円）、スイス11億スイスフラン（約978億円）、スウェーデン3億SDR（約371億円）、英国1億4000万ポンド（約176億円）、フランス6億フラン（約98億円）、韓国500億ウォン（約35億円）、中国3億RMB（約37億円）および日本1200億円となっている。現在、改正パリ条約の加盟国においては、条約の内容に沿って国内法の改正を検討中であるが、賠償措置額は最低7億ユーロ（約756億円）になる予定である。

(2) 特異な原子力損害賠償制度

多くの国が、損害賠償措置として民間の原子力損害賠償責任保険を採用しているが、米国およびドイツにおいては、責任保険に加え、独自の原子力事業者の共済制度等を取り入れるなど、他と大きく違うものとなっている。

① 米国の原子力損害賠償制度

米国では、原子力施設の被許可者（運営者）は、1次損害賠償措置額として3億7500万ドルの損害賠償責任保険の締結が義務付けられ、この保険の保険金額を超える損害が発生したときには、2次賠償措置として事業者間相互扶助制度が設けられている。その超過額を遡及保険料として、1原子炉あたり1億1749万5000ドルを限度に運営者に割り当てられ、1次措置額3億7500万ドルと2次措置額約122億1900万ドル（現在104基）の合計約125億9400万ドルの損害賠償措置額を責任制限額とする有限責任を採用している。なお、この2次措置額を超えて、被害者への補償が不十分な場合には、政府が資金を拠出することとなっている。

② ドイツの原子力損害賠償制度

ドイツでは第1層損害賠償措置として2億5600万ユーロを責任保険で措置し、さらに第2層損害賠償措置として原子力発電所運営会社の親会社である電力会社の資金的保証により22億4400万ユーロを措置する。第1層と第2層を合計した25億ユーロが損害賠償措置額となるが、これを越える部分も事業者の責任であり、無限責任を採用している。ただし、この賠償措置制度が機能しない場合には、政府が補償することとなっている。

6 原子力保険引き受けの仕組み

原子力保険は、多数の原子力発電所、核燃料製造所、使用済燃料再処理施設等の原子力施設や、核燃料・使用済燃料等の輸送を契約対象としており、その保険引受金額が巨額となるため、各国では損害保険会社が原子力保険プールを設立して、共同で保険引受を行っている。さらに、各国の保険プールとの間で再保険契約を結ぶことによって、巨額な引受リスクの分散と引受能力の増大を図っている。我が国においては、1960年に日本原子力保険プールが設立され、2011年4月1日現在23の会員保険会社によって原子力保険事業に関する共同行為を行っている（独禁法の適用除外の認可を取得）。各会員の引受限度額の合計が日本プールの最大引受額となり、これに各国プールの引受額（再保険）を加えた額が日本プールの引受能力となっており、世界中の保険会社の引受能力を結集して、原子力リスクの引受に当たっている。しかしながら、世界的な損害賠償措置額は、改正パリ条約（未発効）による7億ユーロ以上という高額な水準と環境損害等の担保拡大、福島原発による膨大な損害規模等の影響により、今後の原子力リスクに対する世界の保険マーケットの引受については厳しい環境になることが懸念される。

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる。)

(原産協会メールマガジン2009年4月号掲載分をもとに修正)

2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態

Q1

適用の条件

「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」

A1

原賠法には適用の条件が定められています。
事例を分けてわかりやすく説明すると次のようになります。

【原子力発電所の運転中に事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた損害（原子力損害）については、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。

【原子力発電所の運転中に高温の蒸気（非汚染）が通っている配管が破断して死傷者が出る等の損害が発生した場合】

この場合は原賠法の対象とはならず、電力会社は一般の不法行為責任による損害賠償責任が問われます。（＝原子力損害ではありません）

【原子力発電所の運転中に事故が発生したが、死傷者が出るなどの損害が発生しなかった場合】

もともと第三者に損害がなければ法律上の賠償責任の問題にはなりません。放射性物質が放出されていなければもちろん、たとえ放射性物質が放出された場合でも、第三者に損害がなければ原賠法の対象とはなりません。

【原子力発電所から窃盗犯により放射性物質が持ち出され、それによって第三者に損害が発生した場合】

この場合は、原子炉の運転のような原子力事業によって生じた事故とはいえません。そのため第三者に損害が生じても原賠法の対象とはなりません。但し、電力会社の管理が不十分なために盗難が生じた場合には、民法上の管理責任に基づく損害賠償責任が問われます。（原子炉の運転等によらない）

【原子力発電所の運転中に地震によって、又はテロリストの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。(「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に該当しない)

【原子力発電所の運転中にかつて無いような巨大地震によって、又は外国からの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより、電力会社の損害賠償責任とはならず、政府が必要な措置を講じることになっています。

解説

適用条件となるキーワードは、原賠法に定められている「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」です。「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質等の廃棄、およびこれらに付随して行なわれる核燃料物質や汚染物の運搬、貯蔵のことをいいます。

「原子力損害」とは、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線および毒性により生じた損害をいいます。

「原子力事業者」とは、原子炉の運転等を行うことを許可された事業者のことで、原賠法において具体的に規定されており、原子力事業者に対して、「原子力損害」を賠償するための資金的な手当て(損害賠償措置)が原賠法により強制されています。

原賠法では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負い、原子力事業者以外の者は責任を負わないことが定められています(無過失責任、責任集中)。ただし、「原子炉の運転等」による損害でも、その損害が「原子力損害」でなければ原賠法の対象にはなりません。

なお、上記のような損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じたものであれば、政府が被災者の救助及び被害の拡大防止のために必要な措置を講じることになっています。

日本で最初の実例となった JCO 臨界事故(1999 年 9 月 30 日発生、国際原子力事象評価尺度(INES)はレベル 4(所外への大きなリスクを伴わない事

故)では、核燃料の加工(「原子炉の運転等」に含まれます)の最中にウラン溶液(核燃料)が臨界状態に達して発生した中性子線(放射線)の作用により、作業員(第三者)を死傷させる(=原子力損害)などで、原賠法の適用となり、加工事業の許可を受けている JCO(原子力事業者)だけ(責任集中)が損害賠償責任(無過失責任、無限責任)を負いました。しかし、損害賠償額が当時法律に定められていた損害賠償措置額である 10 億円を大きく超えて 150 億円に達したため、被害者救済を完遂するために JCO の親会社から損害賠償に関する資金的なバックアップがありました。

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に伴い発生し INES のレベル 7(深刻な事故)とされた東京電力福島第一原発事故に関しては、確かに巨大な地震と津波が原因ですが、政府の見解として事業者の免責事由である「異常に巨大な天災地変」に当たるとはされていません。ただし、東京電力だけで損害賠償責任を負うには余りにも損害規模が大きいため、従前の原賠法に加えて、被害者への損害賠償の迅速、適切な実施を期すため、「原子力損害賠償支援機構法」や「原子力被害者早期救済法」等が新たに制定されました。また、原賠法に基づき原子力損害の範囲を判定する指針等の策定や紛争の和解を仲介する役割の「原子力損害賠償紛争審査会」が文部科学省により設置され、未だ原子力事故の収束には至らないものの、行政等による避難指示等に係る損害等の様々な損害が順次検討され、指針として公表されており、10 月現在もなお指針策定は継続検討中です。

2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態

Q2

原子力損害の形態

「原子力損害とは
どんな損害ですか？」

A2

原子力損害は、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線や毒性により生じた損害です。事故と損害の間に相当因果関係がある損害は全て含まれ、放射線による身体的損害、物的損害などの直接損害だけでなく、営業損害のような間接損害も原子力損害の対象となります。

原子力損害の対象として認められる例を挙げると次のようなものがあります。但し、相当因果関係の有無は個別に判断されるため、損害形態によっては、地域的、時間的な制限が為される場合があります。

- ① 原子力施設で臨界が発生し、これによる放射線によって第三者が身体に傷害を負った場合の損害。
- ② 原子力施設所から放射性物質が大量に放出されて、これにより第三者が身体に傷害を負ったり、第三者の財物が汚染されたりした場合の損害。
- ③ 原子力施設で使用、貯蔵されているウラン溶液やプルトニウム溶液を第三者が摂取し、中毒症状により身体に傷害を負った場合の損害。
- ④ 原子力施設で事故が発生し、行政による緊急事態措置により、避難した場合の避難費用、精神的損害、および避難等に伴い勤務や事業活動を中止した場合の休業損害や営業損害。
- ⑤ 原子力施設で事故が発生し、放出された放射性物質による汚染が発生した場合、人体や財物の汚染を検査するための検査費用。
- ⑥ 原子力施設で事故が発生し、放出された核燃料物質による汚染が発生した場合、周辺地域における汚染されていない農水産物等に関わる生産、営業に生じる風評被害による損害。

他方で、左記の原子力損害の考えから、認められない例を挙げるとは次のようなものがあります。

- ① 原子力施設で事故が発生し、周囲への放射性物質等の放出、漏洩が無かったにもかかわらず、所謂、風評被害により農水産物に発生した損害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)
- ② 原子力施設での放射性同位元素(核燃料物質を含まない)の放射線の作用により発生した身体障害。(RIは原賠法の対象外のため)
- ③ 原子力施設の運転中に発生した蒸気(非放射能)配管の破断により発生した身体障害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)

解説

「原子力損害」とは「核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」と原賠法第二条2項に定義されています。

すなわち、原子力損害の形態は、原子核分裂の連鎖反応時に発生する放射線による損害、並行して発生する熱的・機械的エネルギーによる損害、核燃料物質の放射線による損害、核燃料物質の核分裂に際して放射化された物・核分裂生成物の放射線による損害、核燃料物質、核分裂生成物(例えば、プルトニウム等)を摂取し、吸入することによって発生する損害です。

また、原賠法第二条項で定義されている放射線の作用等による直接損害だけでなく、これと相当因果

関係のある間接損害も原子力損害に含まれます。

JCO 臨界事故では、避難要請や屋内退避勧告に伴う避難費用や、働きに出られなかったことによる休業損害、事業や商売が立ち行かなくなったことによる多額の営業損害(風評被害)が原子力損害として取扱われました。

未だ事故が収束していない福島原発事故に関しては、その事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模・範囲・期間等は JCO 事故を遥かに上回るものであり、紛争審査会による中間指針において、例えば政府による避難等に係る損害として、人・物に係る検査費用、避難費用、一時避難費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失・減少の損害、など多様な損害に係る賠償の判断基準が示されています。

具体的な内容に関しては、紛争審査会の中間指針の項をご覧ください。

1 原賠法適用の条件とは

原賠法は民法の特別法にあたる。損害賠償責任はまず一般法である民法にその原則が規定されているが、それ以外にも損害賠償責任を定めた法律があり、これを特別法と呼ぶ。原賠法の他にも、例えば損害賠償責任の特別法として製造物責任法がある。特別法は、民法とは異なる特別な責任の要件を規定するが、原賠法第三条では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負うと定めている。端的にいうとこれが適用の条件となる。このような特別な条件の下に原賠法が適用された場合、その効果として無過失責任や責任の集中が発生することになる。

「原子力事業者の責任」（第三条）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

ここでいう「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」は原賠法第二条において以下のように定義されている。

「原子炉の運転等」（第二条1項）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

「原子力損害」（第二条2項抜粋）

第二条

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（後略）

「原子力事業者」(第二条3項)

第二条

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であった者を含む。)をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)第二十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者(規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。)※
- 二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者※
- 三 規制法第十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 四 規制法第四十三条の四第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 五 規制法第四十四条第一項の指定(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 六 規制法第五十一条の二第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 七 規制法第五十二条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※

(※) 要すれば

- 一号 原子炉設置の許可を受けた者
- 二号 外国原子力船に設置した原子炉に係る許可を受けた者
- 三号 加工事業の許可を受けた者
- 四号 使用済み燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者
- 五号 再処理の事業の許可を受けた者
- 六号 廃棄の事業の許可を受けた者
- 七号 核燃料物質の使用の許可を受けた者

また、「核燃料物質」や「放射線」などの用語についても第二条4項において定義されている。

第二条

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第八項に規定する使用済み燃料を含む。)をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済み燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済み燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原

子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

なお、第三条における原子力事業者の原子力損害が損害賠償措置額を超え、必要があると認められる場合には、国は第十六条第一項による援助を行い、また同三条でただし書きされている「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」に該当する場合は、原子力事業者に責任を問うことが適切でないため、原賠法第十七条により政府が必要な措置を講じることとなっている。「異常に巨大な天災地変」の定義は原賠法には規定されていないが、日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災といった予想もされていないような規模のものが相当する。2011年3月の福島原発事故の原因である東北地方太平洋沖地震の巨大な地震と津波は、この免責事由に当たらないものとされている。また「社会的動乱」は、戦争、海外からの武力攻撃、内乱などが相当し、局地的な暴動やテロは含まれないとされている。

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合（中略）においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

2 過去の原子力施設の事故と原賠法の適用

日本において原賠法が適用された事故は、1999年9月のJCO核燃料加工事業所の臨界事故と2011年3月の東京電力福島原発事故である。過去に起きたその他の事故については、原子炉の運転等によるものでない、もしくは原子力損害でない、というように何らかの条件が欠けていたために原賠法は適用されなかった。

（例）

- 1954年3月1日 第五福竜丸 核実験被災（原賠法制定以前の事故）
→ そもそも米国の核実験による被災であり、原賠法の対象外である。
- 1974年9月1日 原子力船むつ 放射線もれ事故
→ 原子力損害が出ていないため、賠償責任が発生しなかった。
- 2004年8月9日 関西電力美浜発電所 3号機2次系配管破損事故による関連会社従業員の死傷者の発生
→ 「原子力損害」に当たらないため、原賠法の対象でない。
- 2007年7月16日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 新潟県中越沖地震被災による極めて微量の放射性物質の構外への漏洩
→ 「原子力損害」に該当する損害では無いため、原賠法の対象でない。

3 「原子力損害」の形態

「原子力損害」の定義及び解説は、【Q2 原子力損害の形態「原子力損害とはどんな損害ですか？」】の解説の通りであるが、JCOの臨界事故と福島原発の過酷事故の事例を比較すると、福島原発事故は事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模、範囲、期間等においてJCO事故を遥かに上回るものであり、その被害者及び損害の類型も多岐にわたるものである。

3-1. JCO 臨界事故

(1) 事故概要

1999年9月30日午前10時34分頃、茨城県東海村にあるJCO核燃料加工事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生し、約20時間に渡り臨界状態が継続した。事業所周辺に放射線(中性子線、 γ 線及びヨウ素の希ガス)が放出されたが、放射性物質または放射能汚染が周辺に拡散するようなことはなかった。この事故により、燃料加工作業に従事していたJCO作業員3名(2名死亡、1名重篤)が放射線被曝を受け、被曝者数は微量のものを合わせて93名となった。

(2) JCO、村、県、国の対応

住民への東海村による避難要請(約350m圏内の近隣住民に対し、9/30の15:00~10/2の18:30)及び茨城県による屋内退避勧告(10km圏内の住民に対し、9/30の22:30~10/1の16:30)が行なわれ、10/1の9:20に国による臨界終息宣言、10/2の18:30県による安全宣言が為された。JCOは10/4に現地に相談窓口を設置するとともに「被害等申出書」の受付を開始し、茨城県は10/5に「県民相談センター」、「臨界事故相談窓口」開設による県民への支援体制強化を開始した。また、国は10/7に原子力安全委員会による事故調査委員会を発足、10/22に「原子力損害調査研究会」及び「原子力損害賠償紛争審査会」を設置して、被害者の賠償問題への対応を開始した。

(3) 原子力損害調査研究会による報告書

JCO臨界事故では、上記原子力損害調査研究会による同年12/15付「営業損害に対する考え方(中間報告)」及び翌年3月付「原子力損害調査研究報告書」が作成されて、身体の障害、検査費用(人)、避難費用、検査費用(物)、財物汚損、休業損害、営業損害、精神的損害について、「原子力損害」に該当するか否か、原賠法に基づく賠償の対象と認められる損害の範囲、判断指針等が示された。その指針の概要を以下に挙げる。

① 身体の損害

- ・請求者側の立証により、身体の傷害が本件事故による放射線障害(急性放射線障害又は晩発性放射線障害)であると認められる場合には、賠償の対象と認められる。

② 検査費用(人)

- ・事故発生(9/30の10:35)から避難要請解除(10/2の18:30)までの間、茨城県内に居た者で、平成11年11月末までに受けた検査費用は損害と認められる。(11/4の事故調査対策本部の報告及び11/13、14の住民説明会等において正確な情報が提供され、これが一般国民に周知される合理的かつ相当な期間を勘案し、11/末とした。)

③ 避難費用

- ・屋内退避勧告の区域内に住む者が現実に支払った、避難した際の交通費、宿泊費、宿泊に付

随する費用（避難要請等の行政措置が解除された 11 / 2 までに要した費用）。

④ 検査費用（物）

- ・ 事故発生当時茨城県内にあった財物で、平成 11 年 11 月末まで（上記（2）と同じ事由）に検査を実施した場合の、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的なものや取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものの検査費用。

⑤ 財物汚損

- ・ 動産については、価値を喪失し、または減少した部分について損害と認められる。
- ・ 不動産については、屋内退避勧告区域内で売却予定の契約、賃貸契約等が締結されており、本件事故を事由とした合理性のある平成 11 年 11 月末までに生じた解約や値下げについては、損害と認められる。

⑥ 休業損害

- ・ 屋内退避勧告区域内に居住地または勤務地がある労働者が行政措置により就労が不能となった場合、就労不能の状況が解消された時点まで（避難要請が解除された 10 / 2 から合理的期間経過後まで）に生じた給与等の減収分が損害と認められる。

⑦ 営業損害（JCO 事故では農畜水産物等で放射能汚染を被ったものは無かったため、ここでの営業損害は間接損害（所謂、風評損害）と言えるもの）

- ・ 茨城県内で収穫される農畜水産物で、平成 11 年 11 月末まで（上記（2）と同じ事由）に生じた減収分が損害と認められる。
- ・ 上記以外の営業については、営業拠点が屋内退避勧告区域内にあり、取引の性質上止むを得ないもので、平成 11 年 11 月末までに現実に減収のあった取引の粗利益が損害と認められる。

⑧ 精神的損害

- ・ 身体傷害を伴わない精神的苦痛のみを理由とする賠償請求については、特段の事情が無い限り損害とは認められない。（身体の傷害を伴う精神的苦痛は慰謝料として損害と認められる。）

なお、本指針は、必ずしも請求者（被害者）の損害として認められる範囲の上限を画するものではなく、これを超える請求であっても、請求者側から「原子力損害」発生の実事が立証された場合には、その賠償まで否定する趣旨のものではないと謳われている。

具体的な内容については、平成 12 年 3 月原子力損害調査研究会の「(株) ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書」を参照ください。

3-2. 東京電力福島原子力発電所事故

(1) 事故概要

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因した東京電力福島原子力第一及び第二発電所において原子力事故が発生した。とりわけ第一原発では、全交流電源を喪失したために燃料棒の冷却機能不全となり、炉心溶融、水素爆発等により原子炉の主要部分に重大な損壊を及ぼし、大量の放射性物質を広範囲に放出することとなった。政府は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力緊急事態宣言を行うとともに一定区域の住民に対する避難等の指示を行い、その避難は十数万人規模に達した。また、放射性物質の拡散は東日本の広域に及び、大気、土壌、海水、地下水等の汚染により、生命・身体、財産、農林水産物、食品、水道水、飼料、廃棄物の焼却灰燼等

の他、各種産業への影響が懸念される状況にある。なお、第一原発事故に係る国際原子力事象評価尺度 (INES) は 1986 年のチェルノブイリ事故のレベル 7 (深刻な事故) と同じとされている。

(2) 国、地方公共団体等の対応

原発事故発生時及び初期段階において、政府等による避難等に係る行政措置、例えば避難区域の設定と住民への避難・屋内退避の指示、計画的避難区域の設定、緊急時避難区域の設定と要請、特定避難勧奨地点の設定と要請、などが行われ、また被害者への損害賠償に係る法律として原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法等が制定された。

(3) 紛争審査会による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

未だ事故が収束していない福島原発事故に関しては、その事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模・範囲・期間等は JCO 事故を遥かに上回るものであり、国等による避難指示の対象者だけでも十数万人規模にも上っている。

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針 (2011 年 8 月 5 日) では、政府による避難等に係る損害として人・物に係る検査費用、避難費用、一時避難費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失・減少の損害、航行危険区域及び飛行禁止区域の設定に係る損害として営業損害、就労不能等に伴う損害、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害として営業損害、就労不能等に係る損害、物の検査費用、いわゆる風評損害として農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業、輸出に係る損害、いわゆる間接被害、放射線被曝による損害、など多様な損害に係る賠償の判断基準が示されている。

詳細は原子力発電所事故対応編の「11. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を参照ください。

3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備

Q1

国をまたぐ
原子力損害賠償

「日本で原発事故が起き、
海洋汚染によって万一A
国の漁業者に損害を与え
てしまった場合、どのよう
に裁判が行われますか？」

A1

- 国をまたいで原子力損害が及んだ場合の訴訟については、一般的には、被害者であるA国の漁業者はA国あるいは日本のどちらの裁判所にも提訴することが可能です。
- 一般的に、日本の裁判所においては日本の原賠法に基づく原子力事業者の賠償責任が問われますが、A国の裁判所では同国の原賠法が適用されず、原子力損害に関しても一般の不法行為法に基づき、加害者に対する損害賠償が問われるのが原則となります。

解説

国を越えた民事に関わる損害賠償等の裁判など、自国と他国の法律がぶつかりあう部分については、各国において渉外的な私法関係を定めた法律分野があり、これを国際私法と言います。

日本の原子力発電所が原子力事故を起こしたことによって、外国で原子力損害が発生した場合、その被害者は①どの裁判所に提訴できるのか（国際裁判管轄権）、②どの国の法律が適用されるのか（準拠法）、などが基本的な問題となってきます。

国際裁判管轄権や準拠法については、条約等で定めている場合を除けば、国際的な取決めがあるわけではなく、各国がその国の法律においてどのように規定しているかという各国独自の問題となります。

国際裁判管轄権

我が国の法律では、国際裁判管轄権についての直接の定めはありませんが、民事訴訟法の規定から類推して、裁判が可能な場所（国）は次の3通りと考えられます。

- ・ 被告の所在地国…日本

民事訴訟法第4条に「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する」とあり、被告企業の所在する日本の裁判所に管轄が認められる。

- ・ 不法行為地国（その1）＝事故発生地国…日本

民事訴訟法第5条9項に「不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる」とあり、不法行為の事故発生地として日本の裁判所に管轄が認められる。

- ・ 不法行為地国（その2）＝損害発生地国…A国

民事訴訟法第5条9項に「不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる」の規定から、不法行為の損害発生地としてA国の裁判所にも管轄が認められる。

上記は我が国の民事訴訟法の規定によるものですが、こうした管轄の定め方は世界的に見て一般的なものであり、他国においても3種の国際裁判管轄権（被告の所在地、事故発生地、損害発生地）が認められることが多いといえます。

準拠法

準拠法については、我が国では、「法の適用に関

する通則法」の第17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による」から類推して、損害発生地の法律によることが原則となることから、損害発生地A国の法（一般の不法行為法）が該当することとなります。各国の原賠法では、自国の許認可取得者である原子力事業者が賠償責任の負担者となっており、他国の事業者による原子力損害に関わる損害賠償は原賠法の対象とはならず一般の不法行為法が適用となります。

ただし、一方で通則法第20条（明らかに密接な関係がある地がある場合の例外）の「…適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の法があるときは、当該他の地の法による」の類推適用により、原賠法を持つ日本の法によるという考え方が採られ可能性もあります。

以上は我が国の法律の規定による場合ですので、設例の場合には損害の発生したA国の法律の規定によることとなります。したがって、もしもA国が我が国と同じような法律を定めている場合には、上記の通り、国際裁判管轄権では、日本あるいはA国のどちらでも裁判を行うことが可能であり、準拠法ではA国の法律（一般の不法行為法）若しくは日本の法律（原賠法）の適用が考えられます。

上記の内容を取り纏めると、一般的に考えて、A国の被害者が日本で訴訟を提起する場合には当然日本の原賠法に基づいて訴訟をすることになります。もちろん、被害者の選択にしたいがい、あえて日本の一般不法行為法に基づいて損害賠償請求をすることも可能です。

また、A国で自国の不法行為法に基づいて訴訟をすることもまたあり得るでしょう。このほかに、A国において日本の原賠法に基づく訴訟が提起されることも考えられますが、もしA国に日本の「法の適用に関する通則法」と同様の法律があれば、密接関連法という例外規定により、A国において日本の原賠法に基づく裁判が受けられる可能性もあります。

A国で日本の原賠法に基づく損害賠償請求ができれば被害者にとっては便宜といえますが、但し、A国で受けた判決は直ちに日本国内では執行できません。したがってその場合には日本の裁判所で所定の手続を行うことが必要となります。

3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備

Q2

原賠に関する 国際的な制度

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議において、原子力損害賠償に関する一つの国際的な制度の必要性が認識されました。なぜそのような制度が必要なのですか？」

A2

- 原子力損害賠償に関する条約が無い場合、前述のA1.のとおり、関係する各国の国際私法に基づく賠償訴訟が行われることとなり、国際裁判管轄権や準拠法などが容易に一つに定まらず、また原子力事業者以外に賠償責任が及ぶなど、各国での訴訟の多発、裁判の長期化や被害者間の不公平が生じたりする可能性があります。
- 原子力損害賠償に関する国際条約に加盟した場合、加盟国間において原子力事業者の責任範囲、責任額の制限、国の役割、裁判管轄権、準拠法、判決の承認や執行等があらかじめ決められることとなります。
- 条約は加盟国間においてのみ効力があるため、国際間の原子力損害賠償対応を円滑、迅速、公平に実施するためには、原子力施設国は勿論のこと非施設国を含めて可能な限り多くの国々が同一の条約を締結することが望ましいと言えます。

解説

原子力損害賠償に関わる 国際間の問題点と対応

Q1のような国をまたぐ原子力損害賠償では、被害国における被害者は原則として自国の裁判所に提訴し損害賠償請求を行うこととなります。この場合には、一般の不法行為法の対象となるため、原賠法の無過失責任や責任集中などの原則が適用されず、過失の有無、損害賠償の範囲等を争って裁判が長期化したり、場合により原子力事業者以外のメーカー等

にまで賠償責任が及んだりする可能性があります。

また同様の損害に対して関係する各国において数多くの裁判が行われ、様々な判決が出ることになれば、被害者間に不公平が生じる可能性があります。より迅速、適切に裁判を行うためには、国をまたぐ原子力損害賠償訴訟においては原賠制度の枠組みを共有するとともに、裁判管轄権を有する国をあらかじめ取り決めておかなければなりません。

そのためには、各国が条約を締結し、締結国との間で原子力事業者の責任、国の役割、裁判管轄権、準拠法、判決の承認・執行など、国際的な原賠制度の枠組みとなる事項を決めておく必要があります。

例えば「原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC)」に加盟した場合、加盟国間における原子力損害賠償の概要は以下のようになります。

原子力事業者の責任

- ・原子力施設の運営者（＝原子力事業者）は原子力事故により生じたと証明された原子力損害について責任を負う。（付属書第3条の1）
- ・原子力損害に関する運営者の責任は絶対的なものとする。（付属書第3条の3）
- ・運営者は、武力紛争行為、敵対行為、内戦又は反乱、異常な性質の巨大な天災地変に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない。（付属書第3条の5）
- ・運営者はこの条約に従った国内法の規定による以外には、原子力事故によって生ずる損害に関して責任を負わされることはない。（付属書第10条）
- ・運営者の責任額は3億SDR（約371億円）を下回らない額に制限できる（付属書第4条の1）、運営者は原子力損害を填補するために保険等の資金的保証を行う。（付属書第5条の1）

国の役割

- ・施設国は、保険その他の資金的保証の支払額が賠償請求額に対して足りない部分について、運営者の責任限度を超えない範囲で、必要な資金を提供することにより、その賠償請求の支払いを確保しなければならない。（付属書第5条の1）
- ・施設国は、原子力損害の補償に関わる3億SDR及び公的資金の利用可能を確保する。（3条の1）

裁判管轄権

- ・原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、その領域内や排他的経済水域で原子力事故が生じた締約国の裁判所のみ存する。（13条の1、13条の2）

- ・原子力事故が締約国の領域内や締約国の排他的経済水域内で生じたのではない場合、又は原子力事故発生地が確定できない場合には、原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、施設国の裁判所のみ存する。（13条の3）
- ・原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権が複数の締約国の裁判所に存する場合には、これらの締約国はいずれの締約国の裁判所が裁判管轄権を有するかを合意により決定する。（13条の4）

準拠法

- ・準拠法は管轄裁判所の法とする。（14条の2）

判決の承認・執行

- ・裁判管轄権を有する締約国の裁判所により下された判決は承認されるものとする。（13条の5）
- ・承認された判決は、当該締約国の裁判所の判決と同様に執行できるものとする。（13条の6）
- ・判決が与えられた請求の本案は、重ねて訴訟手続には服さない。（13条の6）

原賠制度に関する多国間条約にはパリ条約、ウィーン条約、原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) の3系統がありますが、現在、我が国及び周辺国は原賠制度に関するいずれの国際条約にも加盟していません。また、条約は加盟国間においてのみ効力があるため、可能な限り多くの国々が同一の条約を締結することが望ましいと考えられます。

このことは、福島原発事故を受けて6月に開催された「原子力安全に関するIAEA閣僚会議」においても「原子力損害に対して適切な賠償を提供するため、原子力に係る損害賠償責任に関する一つの国際的な制度（原子力事故により影響を受けるおそれのある全ての国の懸念に対処するもの）の必要性を認識する」と宣言されています。

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

4. 保険だけによらない賠償措置（米国、ドイツの賠償措置）

Q1

米国の賠償措置

「米国は原子力事故に備えて約1兆円に及ぶ損害賠償資金を準備していると聞きましたが、それはどのような仕組みなのですか？」

A1

- 米国の損害賠償措置の仕組みは日本と大きく違います。
- 米国は第1次損害賠償措置として責任保険により3億7500万ドル、第2次損害賠償措置として事業者共済である事業者間相互扶助制度により約122億1900万ドル、合計約125億9400万ドル（約9845億円）を措置しています。
- 事業者間相互扶助制度は、万一の原子力事故による原子力損害が責任保険の限度額を超えた場合に、事故後に1原子炉・1原子力事故あたり最大1億1749万5000ドルの遡及保険料が全ての原子力事業者から徴収される仕組みとなっています。
- なお、米国において、事業者の責任は措置額の約125億9400万ドルを上限とする有限責任となっています。

解説

第二次大戦後、米国において最初の原子力平和利用が行われるにあたり「巨額な賠償責任義務を負わされては、原子力事業は到底遂行できない」との民間事業者の声に答えて、1957年（昭和32年）に1954年原子力法の修正法であるブライス・アンダーソン法の制定により原子力損害賠償制度が確立されました。

この制度は当初、民間保険業界から得られる最大額である6000万ドルの保険付保を義務付けると同時に、それを越える損害は政府との補償契約により国家が5億ドルまで補償し、原子力事業者の責任を5億6000万ドルに制限する、というものでした。

しかし、この制度に対しては、原子力産業を過度に保護するものとの批判があり、1975年に1原子炉あたり最大500万ドルの事業者間相互扶助制度が導入されました。その後、1979年のTMI事故、1986年のチェルノブイリ事故を経て、1988

年には責任制限額は72億ドル、事業者相互扶助は1原子炉あたり最大6300万ドルに引き上げられましたが、その後の見直しにより、現在事業者の負担額は最大1億1749万5000ドル/1原子炉となっています。この事業者の負担金は事故による原子力損害の発生に際して徴収されるものですが、実際には事業者が事故後に国に支払う遡及保険料とされ、その支払額は1年あたり1500万ドル/1原子炉を限度に返済することとなります。

現在の賠償措置では、第1次損害賠償措置として責任保険により3億7500万ドル、第2次損害賠償措置として事業者間相互扶助制度により約122億1900万ドル（1原子炉・1原子力事故あたり1億1749万5000ドル×稼働原子炉104基）、合計約125億9400万ドルを措置しており、これが事業者の責任限度額となっています。

なお、損害額が責任限度額を超える場合は、大統領が議会に補償計画を提出し、議会が必要な行動をとることになっています。

Q2

ドイツの賠償措置

「米国のように、責任保険以外の方法で賠償措置をとっている国は他にありますか？」

A2

- ドイツにも米国と似たような損害賠償措置の仕組みがあります。
- ドイツにおいては、第一層損害賠償措置として責任保険による約 2 億 5000 万ユーロ、第二層損害賠償措置として自家保険（原子力事業者の資金的保証）による約 22 億 5000 万ユーロ、の合計 25 億ユーロ（約 2701 億円）が措置されています。
- 自家保険では、万一の原子力事故時に責任保険で賄えなくなる約 2 億 5000 万ユーロを超える支払を、原子力事業者が負担することとなります。
- ドイツでは、米国と異なり事業者の責任は無限責任です。措置額の 25 億ユーロを超える賠償も事業者の責任となっています。

解 説

ドイツの原子力施設に対する原子力損害賠償責任は、原子力施設の運営者にあるとされており、第一層損害賠償措置では、責任保険によって 2 億 5600 万ユーロまでが確保され、第二層損害賠償措置では、運営者の賠償支払い義務は、これらの運営会社の親会社である各電力会社の資金的保証によって、22 億 4400 万ユーロが担保される仕組みとなっています。

また、責任保険の免責事由に相当するなど上記の賠償措置により填補されない場合には、最大 25 億ユーロまで政府が補償します。政府補償の適用対象となるのは事業者の損害賠償措置が機能しない場合であって、「戦争危険」、「異常かつ巨大な自然事象」、「外国の原子力事故により国内で損害が発生した場合」、「海外の事業者に損害賠償請求が出来ない場合、または補償額が少ない場合」等があります。

なお、25 億ユーロを越える部分の賠償についても事業者の無限責任とされており、この点は米国の制度と大きく違う部分です。

日本においては、賠償措置額 1200 億円はその全額を責任保険契約及び補償契約により措置されています。責任保険の免責事由に相当する場合は、国との補償契約により補償されます。原子力事業者の賠償責任には限度額が設定されていないため、事業者は賠償措置額を超える損害についても、賠償責任を負うこととなる無限責任となっています。ただし、原子力事業者が賠償責任を果たせないような場合は、国会の議決により国が援助することになっています。また、異常に巨大な天災地変、社会的動乱によって生じた損害の場合には、原子力事業者の責任範囲外となり、国が必要な措置を行うこととなります。

5. 製造業者の賠償リスク

Q1

国内原子力施設に関する
製造業者の賠償リスク

「国内の原子力施設に対して製造物（プラントあるいは一部の機器・製品）の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

A1

事故が原賠法の原子力損害に該当するか否かで、大きく次の二通りの場合に分かります。

事故が原子力事故でない場合

- ・製造業者は、設計過程や製造過程の中で何らかの故意又は過失行為があり、それによって第三者に損害を与えてしまった場合、その損害を賠償する原則的な責任を負っています。（民法第 709 条）
- ・製造業者にたとえ故意や過失がなくても、引き渡した製造物に欠陥があり、それにより第三者に損害を与えてしまった場合、その損害を賠償する責任を負います。（製造物責任法第 3 条）

なお、事故が無くとも、売買契約上の売主の責任として、瑕疵担保責任というものがありません。売買の目的物（製造物）に隠れた瑕疵がある場合です。このような場合、瑕疵のために買主が契約の目的を達することができないときは買主が契約を解除することができ、また損害賠償を請求することができます。契約の目的を達することができないとはいえないようなときは、買主が売主に対して損害賠償のみを請求することができます。（民法第 570 条、第 566 条）

事故が原子力事故の場合

- ・国内の原子力損害の場合、損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（原賠法第 4 条第 1 項）更に、原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法の規定は適用しないと規定しています。（同条第 3 項）
- ・原子力損害が海外に及んだ場合、海外の裁判所では原賠法は適用されず、現地の不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。

解説

原子力施設に関わる製造業者等が国内の原子力プラントや一部の機器・部品等の製造物を納めたとき、その製造物が原因となり引き起こした事故によって、第三者に損害を与えてしまった場合、民法第709条（不法行為による損害賠償）や製造物責任法により当該製造業者等は賠償責任を負うことになります。

製造物責任法は、製造業者等の製造物責任を一般不法行為責任の成立要件に比べて、製造者等側により厳しくしたもので、製造業者に過失がなくても製造物に欠陥があって、かつ第三者の生命・身体又は財産を侵害すれば、製造業者等が責任を負うことになります。ただし、引渡し時における科学・技術の

知見では欠陥が認識できなかった場合や、欠陥が専ら他の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じた場合は免責になります。

以上は通常の事故に関する製造業者の賠償責任ですが、もし事故によって第三者に与えてしまった損害が原子力損害であれば、原賠法により賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。

ただし、海外に原子力損害が及んでしまった場合には、日本の国内法である原賠法は、海外の裁判所では原則として適用されず、現地の一般不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。

Q2

海外原子力施設に関する
製造業者の賠償リスク

「海外にある A 国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

A2

A1 同様に、事故が原賠法の原子力損害に該当するか否かで、大きく次の二通りの場合に分かれます。

事故が原子力事故でない場合

- ・ 製造業者の故意又は過失によって第三者に損害を与えてしまった場合、A 国の不法行為法その他の損害賠償法規にしたがい、その損害を賠償する責任を負います。（A 国の一般不法行為法による）
- ・ もしも A 国に製造物責任法があれば、製造業者等は、その製造物責任法の規定にしたがい、その損害を賠償する責任を負います。（A 国の製造物責任法による）
なお、製造物に関する売買が A 国の供給先との間の直接契約であれば、A 国の法律によって、日本と同様の瑕疵担保責任を負うこともまた考えられます。但し、瑕疵担保責任の具体的な内容は A 国の法律の定めるところによることになります。

事故が原子力事故の場合

- ・ A 国内で原子力損害が発生した場合、損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（A 国の原賠法による）
- ・ A 国で発生した原子力事故により B 国に原子力損害が及んだ場合、B 国の裁判所では A 国の原賠法は適用されず、B 国の不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。
ただし、A 国と B 国が共に同じ原子力損害賠償に関する国際条約に加盟していれば、原賠法により損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（パリ条約、ウィーン条約、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）などによる）

解説

海外の原子力施設にプラントや一部の機器・部品等の製造物を納めたときの損害賠償責任についても、基本的には日本国内の原子力施設に製造物を納入した場合と同じです。

ただし、日本の一般不法行為法、製造物責任法、原賠法と、海外における同様の法律とは全く同じではないことに留意しなければなりません。

例えば、インドの原賠法では事業者による製造物の供給者に対する求償権を認める規定があり、

事業者の賠償額を限度として製造業者は求償される可能性があります。

また、日本は四方を海に囲まれており、偏西風の方向を考えても海外に原子力損害を及ぼすことは想定しにくいですが、陸続きや河川で国境を接している国では原子力損害が容易に他国に広がってしまう恐れがあります。そのような越境損害のリスクを考えると、製造物の納入先の国やその周辺国が原子力損害賠償に関する国際条約に加盟しているかどうかは重要な事項といえます。

1 原子力施設で起こった事故の損害賠償に原賠法が適用されない場合

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第4条には、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」とあります。しかし、原子力施設で起こった事故の損害賠償責任がいつでも原子力事業者に集中されるわけではありません。

賠償すべき損害が「原子力損害」（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害）でない場合、原賠法は適用されず、その賠償責任は民法第709条（不法行為による損害賠償）や製造物責任法の定めるところによります。

また、賠償すべき損害が「原子力損害」の場合でも、原賠法は日本の国内法であるため、外国の裁判所では適用されません。そのため、国境を越えた損害に関しては原賠法の適用外になってしまう可能性があります。

2 製造物責任法（PL法）とは

我が国の製造物責任法について詳しく解説します。

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

製造物責任法は被害者の保護を目的としており、民法による一般の不法行為責任の成立要件に比べて製造業者により厳しいものとなっています。

（定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうので、設計やコンピューターのソフトウェアは「製造物」に該当しません。

「欠陥」とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることと定義されており、欠陥かどうか

は事実に応じて裁判官の裁量に委ねられます。

「製造業者等」とは、製造業者、加工業者に加え、輸入業者も含まれます。これは、製造業者が海外に存在する場合、被害者が責任を追及することが難しいので、輸入業者に代替的な責任を負わせることで消費者の保護を図ろうというものです。なお、販売業者は通常の場合製造業者とはみなされません。製造業者として製造物に名称を表示した者または製造物にその製造業者と誤認させるような表示をした者は「製造業者等」とみなされるため、OEM 供給を受けて販売する場合や、A社が開発しB社に製造させて、“製造元B社・発売元A社”という表示をしたA社の場合等、実質上製造者と同視できるほどの関与をした販売業者については「製造業者等」とみなされます。

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

製造物責任の要件は以下のようになります。

- ・ 製造業者等に該当すること
- ・ 自ら製造、加工、輸入または氏名等の表示等をしていること
- ・ 製造物に該当すること
- ・ 引渡しが行われたこと
- ・ 欠陥が存在すること
- ・ 他人の生命、身体または財産の侵害による損害が発生したこと
- ・ 欠陥と損害の間に因果関係があること

民法上の不法行為責任が成立するためには、被害者が加害者の故意または過失を立証しなければなりません。しかし、製造物責任では、被害者が製造物の欠陥、損害の発生、欠陥と損害との因果関係を立証すれば過失の有無を問わずに製造業者の責任が発生します。この点が製造物責任法の大きなポイントです。

製造物責任法は被害者が法人である場合も適用されるため、例えば完成品メーカーが部品メーカーに対して損害賠償請求する際の根拠法にもなります。

損害が製造物についてのみ発生し、第三者の損害が発生していない場合は、瑕疵担保責任（民法第570条、第566条）の問題として扱われます。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

引渡し時における科学・技術の知見では欠陥が認識できなかったような場合は免責が認められます。また、専ら完成品メーカー等が行った設計に関する指示に従って製造した製造物の設計上の欠陥について責任を問われた場合には、過失がない限り免責になります。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

製造業者が製造物を引き渡したときから10年を経過した場合、製造物責任法上の責任を免れることになりますが、民法上の一般の不法行為責任については免責になりません。

この法律は日本の国内法ですが、諸外国には同様の製造物責任法を定めている国があります。ただし、具体的な責任要件は日本の法律と全く同じではないことに留意してください。

輸送に関わる原賠制度

6. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）

Q1

領海外での原子力事故

「国内船舶が核燃料の国内輸送中に、日本の領海の外で原子力事故を起こしてしまった場合、原賠法は適用されますか？」

A1

- 我が国の法律が適用される範囲は、基本的には主権が及ぶ領域です。
- 公海上では原賠法が適用されず、原子力事業者である荷主に賠償責任が集中することにはなりません。
- 日本国籍船内は原則的に日本法の及ぶ範囲なので、原賠法が適用されます。

解説

公海上の原子力事故によって、どこかの国や、周辺の船あるいは乗組員等に原子力損害が生じた場合には、損害を被った国、被害者の国、被告の国（事故を起こした船舶、荷主、輸送会社などの国）のいずれかの国の裁判所に損害賠償が提訴され、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

裁判の際、日本の裁判所であれば日本の原賠法に

基づいて、原子力事業者（荷主）に責任が集中することになり、海外の裁判所であれば当該国の不法行為法に基づいて、事故の原因に応じて責任が認められる全ての関係者に損害賠償請求が及ぶこととなります。

なお、日本国籍船内は原則として日本法の及ぶ範囲なので、日本船籍の船舶自体や、その積荷、乗組員等に原子力損害が生じた場合には、我が国の原賠法が適用されることとなります。

6. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）

Q2

国際海峡を航行する際の
賠償措置

「日本の原賠制度において、領海内の航行と国際海峡（津軽海峡）の航行との間に賠償措置の違いはありますか？」

A2

- 原子力事業者がその事業に付随してする運搬を行う場合、原賠法に定められた損害賠償措置を行わなければなりません。
- 航行する場所によって損害賠償措置の違いは発生しません。

解 説

我が国の原子炉等規制法により許可を受けている原子力事業者が、その事業に付随してする運搬（核燃料、使用済み燃料等の輸送）を行う場合、原賠法に定められた損害賠償措置（40億円と240億円の2措置額に区分される）を行わなければなりません。これは航行する場所（領海、国際海峡、公海）によって違いは発生しません。

なお、我が国の「領海及び接続水域に関する法律（領海法）」では領海の範囲を原則として基線（低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線）からその外側12海里の線までの海域と定めていますが、附則第2項により、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道、大隅海峡の5ヶ所の特定海域は、基線からその外側3海里の線までの海域を領海としており、3海里を超える海域は公海となります。

輸送に関わる原賠制度

7. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

Q1

国際輸送事故の
賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

A1

損害賠償の請求先は輸送に関わる関係者の全て、すなわち、例えば荷主（使用済燃料の所有者）、輸送の受託者（輸送の管理責任者）、船会社（船の管理・運航者）等が広く対象となりえます。

ただし、日本の領海内において事故が発生し、かつ原子力損害を生じた場合には、原賠法に基づく責任集中により原子力事業者（荷主）の責任となります。

解説

不法行為による損害賠償責任では、その結果に対して法的責任が認められる者全てが責任の主体（不法行為者）となります。そのため、荷物に関する責任がある荷主はもちろん、荷主から輸送を引き受けることによって輸送に関する管理責任を負っている輸送受託者、輸送手段としての船の管理や航行に責任を負っている船会社など、事故の原因に応じて輸送に関し責任が認められる全ての関係者に損害賠償

請求が及ぶ可能性があります。

一般的にはこのようになりますが、日本の原賠法に基づいて損害賠償責任が処理される場合には、原賠制度に基づく責任集中により原子力事業者のみがその責任を追うこととなります。

しかしながら、国際輸送中の事故に関する裁判が、次のQ2で説明するように海外で行われるような場合、日本の原賠法が適用されないため、責任集中などの仕組みが働かない場合もあり得ます。

7. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

Q2

国際輸送中に関する
損害賠償請求の態様

「Q1の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

A2

【日本の領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・日本において原子力損害が発生した場合、被害者は日本の裁判所で、原子力事業者に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われます。
- ・損害が日本以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を生じた国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【公海で起きた原子力事故の場合】

- ・公海で原子力事故が発生した場合で、その影響が公海上にとどまり、誰にも損害が発生しなければ、損害賠償責任は発生せず、賠償に関する裁判も行われません。
- ・公海上の事故であっても、どこかの国に損害が及んだ場合、あるいは公海上であっても周囲の船舶や乗組員等に損害が発生した場合には、損害を被った国（または被害者の国）の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【輸送経路の沿岸国の領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・第三国において原子力損害が発生した場合、被害者は損害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【フランスの領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・フランス国内で原子力事故が発生した場合、被害者はフランスの裁判所で、フランスの原子力事業者に賠償を請求し、フランスの国内法に基づいて裁判が行われるのが原則です。
- ・損害がフランス以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【全ての場合に共通する事項】

- ・事故地、損害発生地に関わらず、原子力損害を被った被害者は被告の所在地である日本の裁判所で原子力事業者に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われる可能性もあります。

解 説

国籍の異なる当事者間の損害賠償に関する民事訴訟では、裁判管轄権が1つとは限りません。但し、不法行為があった国（不法行為地）に裁判管轄権が認められ、裁判が行われる国の法律が適用されることが通常です。

但し、原子力事故の場合には、事故により広汎な地域に損害が発生することも考えられます。その場合の「不法行為地」は単に事故現場というだけでなく、その事故によって損害が発生した地域全体を指すことになる可能性もあります。

そのため、複数の国で損害が発生すれば、複数の国で裁判が起こされる可能性があります。また、不法行為地ばかりでなく、被告の所在地国にも裁判管轄権が認められることから、日本で裁判を起される可能性もあります。これらの場合、複数の国で裁判が行われる可能性があり、その準拠法も

異なるため、同じ事故の損害であっても、様々な（場合によっては不公平な）裁判の結果が出される可能性があります。

また、判決などにより裁判の結果が示されても、それによって直ちに賠償金の支払い等の救済が受けられるわけではありません。判決を実現するには執行が必要です。この執行を確保するためという見地からも、裁判をどこで提起することが有利かを判断する必要があります。

以上は日本の「民事訴訟法」や「法の適用に関する通則法」の考え方をもとにした一般論です。実際に海外輸送中の核燃料等について広汎な損害を生じするような事故が発生した場合には、どのような国が関わるか、その国の法制度はどうなっているか等によって様々な選択があり得ることをまずは知っておいてください。

Q1

原賠法の主な改正点

「2009年の法改正では、主にどのような点が改正されたのですか？」

A1

主な改正点は次の通りです。

- 賠償措置額が2倍に引き上げられ、600億円から1200億円になり、特例額も2倍になりました。また、補償契約に係る補償料率は、制度創設以降初めて40%引き下げられました。
- 廃止措置など、事業行為終了後の損害賠償措置には、リスク低減を合理的に反映した特例額の創設が行われました。
- 紛争審査会の役割として、新たに賠償の参考となる指針（原子力損害の範囲の判定など）を策定することが追加されました。
- 原子炉等規制法における罰則の厳格化を踏まえ、罰則が引き上げられました。

解説

我が国の原賠制度は原子力に関わる環境変化に対処するため、概ね10年ごとに見直されてきました。2009年の改正では、前回の法改正（1999年5月）以降に発生したJCO臨界事故（1999年9月）の教訓、我が国保険会社の引受能力の向上、欧州先進国における動向などの情勢を踏まえて、関係法令の改正事項は次の通りであり、2010年1月1日より施行されています。

（1）時限条項である補償契約の締結・政府の援助に関する規定の適用期限の延長（原賠法20条）

改正前の法律では、政府による補償契約の締結及び援助の期限が2009年12月末日で切れることになっていましたが、引き続きその必要性が認められたため、10年間延長されました。2009年の法改正はこの期限切れをきっかけに制度全体の見直しを行うものです。

（2）賠償措置額の引き上げ（原賠法7条1項、施行令2条の表）及び補償料率の引下げ（補償契約法施行令3条1項）

保険会社の引受能力の向上や賠償措置額に関する国際動向（改正パリ条約における事業者の賠償責任額の7億ユーロ以上への引上げ等）を踏まえて、600億円から1200億円に引き上げられました。これに合わせて加工・使用等に係る賠償措置額の特例額が現行の120億円又は20億円（種類に応じて分類）からそれぞれ240億円又は40億円に引き上げられました。

また、補償契約に係る補償料率については、制度創設以来変わらず1万分の5（教育機関における原子炉の運転等については1万分の2.5）でしたが、最新の知見、保険市場の評価、契約実績等を踏まえて、初めて40%引き下げられ、1万分の3又は1万分の1.5になりました。

（3）事業行為終了後の賠償措置の合理化

原子炉などの廃止措置に伴い、事業行為終

了後にサイト内で行われる核燃料物質等の運搬等の付随行為について、付随行為の相対的リスクに照らして合理的な額の賠償措置額の特例額が創設されました。

例えば1万kWを超える原子炉の場合、運転中は1200億円（改正前は600億円）、使用済み燃料を炉心から取り出した場合は240億円（改正前は600億円）、使用済み燃料を事業所から搬出した場合は40億円（改正前は600億円）となります。

（4）紛争審査会による賠償の参考となる指針の策定（原賠法18条等）

JCO臨界事故の損害賠償では、膨大な数の請求、現場の混乱、当事者の心理、事案間の一定の類似性など原子力損害賠償の特殊性が明らかになり、科学技術庁（当時）により設置の「原子力損害調査研究会」が損害認定判断基準等の作成を行いました。

これを踏まえて、賠償に関する紛争を当事者が自主的に解決することを促進するため、紛争審査会の所掌事務として、新たに原子力損害の範囲の判定や損害額の算定方法に関する基本的な考え方など、賠償の参考となる指針を定めることが追加されました。

（5）補償契約事務の一部を損害保険会社へ委託（補償契約法に新設）

政府の補償契約の対象となる事案が発生した場合に、膨大な事務の遂行を確保し、被害者の円滑な救済を図るため、補償契約に基づく政府の業務の一部について、損害保険会社への委託を可能としました。

（6）罰則の引上げ（原賠法24条、25条）

原賠法では、事業者又は職員に対する罰則規定が設けられています。前回の原賠法改正以降の原子炉等規制法における罰則の厳格化を踏まえ、2009年の原賠法改正において、罰則が現行の20万円以下の罰金から100万円以下の罰金に引き上げられました。

Q2

2009年の法改正後も
引き続き検討を行う事項

「2009年の法改正
後、原賠制度に関して
どのようなことが検
討されていますか？」

A2

2009年の原賠法改正に関連して、文科省の「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第1次報告書」には、引き続き検討を行う事項に次の2つが挙げられています。

- 原賠制度の運用ガイドライン（仮称）の作成：JCO 臨界事故の経験を踏まえた損害賠償対応のマニュアル化を行って、制度の円滑な運用を期すことにより、万が一の際の被害者の適切、迅速、公平な保護・救済が図られることとしています。

(注) 運用ガイドラインの作成は平成21年12月25日付で「原子力損害賠償制度の運用マニュアル」として完成し、関係者に配布されています。

- 原子力損害賠償に関する国際条約への対応の検討：原子力損害賠償に関する国際条約や国際的な原子力利用の拡大等の近年の国際動向を踏まえると、我が国の制度を充実させるだけでなく、原子力損害賠償に関する国際秩序への我が国の関り方を検討することとしています。

(注) 2011年10月現在、国際条約への対応に係る検討は中断されたままとなっています。

解説

① 原子力損害賠償制度の運用ガイドラインの作成

JCO 臨界事故の際の損害賠償の対応を振り返りつつ、万が一原子力損害が発生した際の関係者の行動マニュアルとなるような「原子力損害賠償制度の運用マニュアル」が平成 21 年 12 月 25 日付で政府によりまとめられ、関係者に配布されました。

このガイドラインにおいては、関係者が紛争解決を支援するに当たってさまざまな状況に即して期待される対応や、一般的に想定される賠償の手続き、必要となる書類、望ましい調整の在り方等、円滑な賠償の履行の確保に資する事項が包括的に整理されています。

② 原子力損害賠償に関する国際条約への対応の検討

原子力損害賠償に関する国際枠組みについては、現時点では我が国が直ちに参加すべき状況にはないとされていますが、将来国際条約の締結を本格的に検討していく際の選択肢としては、我が国原賠法と親和性があること、締約国間の拠出金によ

る賠償措置の強化が望めること、米国が批准したこと、アジア周辺諸国を含めた幅広い国の参加の可能性があること等から、CSC を念頭に置くことが適当であるとされています。

また、以下の各課題について、我が国にとっての利益及び負担、条約締結に向けた近隣諸国等との協調の在り方などが検討される必要があります。

<政策的課題>

アジア諸国での越境損害の対応の明確化と我が国被害者の保護、我が国原子力産業の国際展開の支援、各国の損害賠償措置を補完する国際的資金措置、原子力導入国等における原子力損害賠償制度の整備・充実等、国際条約を締結することの意義を多角的に検討する必要があります。

<制度的課題>

我が国原賠法や民事法制との整合性を確保すべき課題として、拠出金の負担に関する国内制度の創設、少額賠償措置額に係る公的資金の確保、専属的な国際裁判管轄・準拠法の整備、責任保険の効力の継続性の確保等を慎重に検討していく必要があります。

9. 原子力災害への対策（原災法、原賠法）

Q1

原子力災害対策
特別措置法

「原子力災害が発生
した場合に対応する
法制度はどのよう
になっていますか？」

A1

（原子力災害特別対策措置法の制定）

原子力災害への対策は、従来、災害対策基本法の枠組みの中で行われてきました。この枠組での原子力防災は、原子力発電所等を対象としたものでした。しかし、1999年9月に発生したJCO臨界事故が原子力発電所ではなく、核燃料の加工施設での事故であったこと等から、防災対策の面で主に以下の課題が顕在化しました。

- ① 災害時の国による迅速な初動体制を確保すること
- ② 原子力の専門的知識を有する国の役割を強化すること
- ③ 国、関係自治体、原子力事業者等の連携を強化すること
- ④ 原子力事業者の防災対策上の責務を明確化すること

これらの課題に取り組んだ結果、「原子力災害対策特別措置法（原災法）」が1999年12月に制定、2000年6月に施行され、現在までに国・自治体・原子力事業者等の関係者が一体となって、原子力災害対策の強化を図ってきました。

（東京電力・福島第一原発事故の発生）

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因して、福島第一発電所の原子炉施設で炉心溶融、水素爆発及び大量の放射性物質の外部への放出という最大規模の原子力事故が発生しました。10月現在未だ事故は収束するに至っていませんが、原災法がどのように機能したか、問題点は何であるか等、今後に検証されるものと思われます。

解説

原子力災害の特殊性を踏まえ、JCO臨界事故により顕在化した課題を法的に解決するために、災害対策基本法と原子炉等規制法の特別法として「原子力災害対策特別措置法（原災法）」が制定されました。

原子力災害については、まず十分な安全規制により災害の発生を防止することが基本となりますが、平常時から防災計画の策定・緊急時対応体制の構築・防災訓練の実施等を行うこと、および災害発生時に際しては初期対応・緊急事態応急対策の実施・事後対策の実施等が重要となります。原災法では、これ

らの諸対策を盛り込むことにより災害発生時の対応を迅速に講じられるようにしており、主な事項は以下の通りです。

① 災害時の国による迅速な初動体制の確保

原災法では、原子力事業者による通報（10条1項）や政府（総理大臣）による原子力緊急事態宣言を出す基準を明確化（15条）するとともに、宣言が出された場合には政府の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することなどを定めており（16条）、緊急時における初期動作の判断要素を極力少なくすることで迅速な対応が図れるようになっています。

② 原子力の専門的知識を有する国の役割の強化

緊急時に国が実効的に対応するため、関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して指示を行う（20条3項）という強力な権限や、自衛隊派遣の要請権限を政府の原子力災害対策本部長に対して与える（20条4項）ことで対応体制の強化が図られています。

また、現地対策本部長が現地における実質的な責任者として関係機関の調整や指示を行うことで、原子力事業者、原子力の専門家、派遣された自衛隊、警察、消防、医療チーム等が連携を取りつつ、総力を挙げて緊急事態応急対策を実施することになります。

さらに、原子力災害対策本部長に対する原子力安全委員会の助言を明確に位置付けたり（20条6項）、原子力安全委員会に緊急事態応急対策調査委員を設けることにより一層の体制強化が図られています。

③ 国、関係自治体、原子力事業者等の連携の強化

国と地方公共団体との連携強化を図るため、原子力事業所のある地域に日頃から国の原子力防災専門官を駐在させて事業者への指導や地方公共団体と連携した活動を行う（30条）ほか、緊急事態応急対策を実施する拠点施設（オフサイトセンター）をあらかじめ指定し（12条）、緊急時には、緊急事態応急対策に関する国、地方公共団体、事業者との間の情報交換や相互協力を行う原子力災害合同対策協議会を組織することになっています。また、平常時には国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が実践的な防災訓練を実施することになっています。

④ 原子力事業者の防災対策上の責務の明確化

原災法により、原子力事業者に対して原子力災害の発生や拡大を防止するための原子力事業

者防災業務計画の作成を義務付ける（7条）とともに、当該業務を行うために必要な要員や資機材の準備、放射線測定設備の設置（11条1項）およびその数値の記録・公表等（11条7項）を義務付けており、原子力事業者の防災対策が適切に確保されるようになっています。

今回の深刻な福島原発事故が発生したことにより、特に注目される事項は上記に加え第四章緊急事態応急対策の実施等及び第五章原子力災害事後対策です。

① 第26条（緊急事態応急対策及びその実施責任）

では、原子力災害が発生した又はその恐れがある場合に原子力災害を防止又は拡大の防止するために必要な事項を挙げるとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係者の実施責任を明示しています。

例えば、原子力災害の拡大防止対策としては、周辺住民等への適切な広報による情報伝達、住民等の避難の勧告・指示・誘導、放射線量測定・放射能影響予測システムによる予測実施、消火・救急活動、人命救助・救護活動、原子力施設の応急の復旧作業、犯罪予防・交通規制・航行制限の実施、緊急車両の指定・先導等の緊急輸送の確保など、また被災住民等への対策としては、収容施設の供与、食料品・飲料水の供与、被服・寝具等生活必需品の供与、被ばく線量測定等の医療・健康相談、罹災者の救出、放射性物質の除染、飲食物の摂取制限、汚染飲食物の出荷規制、ヨウ素剤の配布・服用の指示等が該当するものです。

② 第27条（原子力事後対策及びその実施責任）

では、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降の事項として、原子力災害の拡大防止と原子力災害の復旧に必要な事項を挙げていますが、事故発生から半年以上を経過しても収束しない状況においては、ここに示される事項は現状状況下において推進すべきものと思われる。

例えば、長期間にわたる住民等の心身の健康管理、汚染地域の安全確認、経済的なマイナス影響等の観点から、地域の安全性の確認等のための環境モニタリングの実施、被曝者の健康状態の追跡や健康管理のための長期間のわたる健康診断の実施、いわゆる風評被害の影響の軽減や不適切な流通改善のための広報活動、経済損失を受けたものに対する相談窓口の設置、被災した中小企業・農林漁業者への資金貸付の実施等が該当するものです。

Q2

原賠制度の運用

「原子力災害の発生に対して、原賠制度はどのように運用されますか？」

A2

前掲の原子力災害対策そのものとは異なりますが、JCO 臨界事故の際の被害者への損害賠償対応の経験をもとに、原子力災害発生時の損害賠償請求等にすみやかに必要な対応がなされるよう、このたびの法改正（2009年4月の「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）」及び関係法令）の他に、文部科学省によって原子力事業者を始め国・地方公共団体・原子力保険プール等の関係者に関わる原子力損害賠償の手続きや損害の拡大防止のための要点が記された「原子力損害賠償制度の運用マニュアル」が2009年12月に作成されています。

これにより、原子力事業者をはじめ関係者が、原子力損害賠償への対応につき具体的な想定を持って、適切かつ迅速に原賠制度を運用することが期待されきました。

今回の福島原発事故の発生では、極めて広範な被災範囲、長期間の事故状況の継続、膨大な損害規模等により、従前の原賠制度による対処では必ずしも適切とはいえない状況が顕在化したことから、これを補完するための幾つかの法律、例えば原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法、放射性物質汚染対処特措法、が制定されています。また、原賠法に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会により原子力損害の範囲の判定等に関する指針が順次作成、公表されるとともに原子力損害賠償紛争解決センターの開設により賠償請求に関わる和解仲介業務が開始されています。

解説

原子力損害賠償制度については、原賠法、補償契約法等により、原子力事業者の損害賠償責任や、損害賠償措置、国の援助、原子力損害賠償紛争審査会の活動などが規定されています。

原子力損害の賠償が行われた初の事例であるJCO 臨界事故の経験を通して、損害賠償は当事者である原子力事業者と被害者との間で解決を図るのが基本であるものの、スムーズな解決には国や地方公共団体による支援が不可欠であること、特に、初動の時点で住民にどのような対応を行うかを明確な仕組みにより示していくことが重要であるという教訓が得られました。

また、原子力災害が発生した場合には、原子力損害に関して短期間に発生する多数かつ多様な賠償請求に迅速に対応しなければならないため、原子力事業者や他の関係者との間で原子力損害賠償制度の的確な運用について共通理解を形成して備える必要があります。

こうしたことから原賠関係法令を補うものとして「原子力損害賠償制度の運用マニュアル」が作成され、原子力災害発生時における、原子力損害の発生から損害賠償の合意までのプロセスや平常時における関係者間の連携方策、原子力事業者に求められる対応、関係者間で共通理解を形成しておくべき事項などが示されています。

その主な事項は次の通りです。

- ①「賠償手続きの全体像」では、原賠制度のあらまし、賠償手続きのプロセス、賠償請求の対象など
- ②「損害発生から損害賠償の合意まで」として、原子力損害の発生、支援手続きの開始、原子力損害の拡大防止策、全体の損害状況の迅速な把握、原子力事業者による被害届（賠償請求）の受付と関係者の支援、原子力損害賠償紛争審査会による損害指針の策定、損害賠償の合意、紛争審査会による仲介、訴訟など
- ③「保険金（補償金）の支払」では、損害賠償と保険金支払い、請求手続きなど
- ④「国による原子力事業者の支援」では、国による援助、事業者の対応、援助の在り方など
- ⑤「平常時における関係者間の連携」では、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法に基づく組織的・計画的な協働体制の活用、賠償に関わる連絡体制の構築、関係者の情報共有、国・地方公共団体の対応など

なお、本マニュアルは制度の基本的な考え方を踏まえつつ運用面で必要となる具体的な対応の標準例が示されたものであり、実際に原子力災害が発生した際には、このマニュアルに一律に服することなく、関係者間において様々な状況を踏まえて最善の対応をすることが重要とされています。

また、その後の福島原発事故の発生により新たに制定された原賠制度に関わる法律や紛争審査会による指針などについては関連事項をご覧ください。

原子力発電所 事故対応編

東日本大震災による原子力事故への対応

10. 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償
11. 福島原発事故による原子力損害の範囲の
判定等に関する中間指針
12. 原子力損害賠償支援機構法と
原子力被害者早期救済法
13. 環境汚染への対処

10. 原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的

Q1

震災による原子力
事故の損害賠償

「3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故の原子力損害賠償はどのように行われますか？」

A1

- 原子力事故に伴って発生した原子力損害の賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」に基づいて行われることとなります。
- 現時点の政府見解では、当該事故による原子力損害の賠償は、原子力事業者である東京電力(株)が一義的に賠償責任を負うことを前提に各種手続きが進められています。
- 当該事故は地震、津波によって発生したため、事業者の賠償による損失は政府と事業者の間に締結された「原子力損害賠償補償契約」に基づいて、政府が1発電所あたり賠償措置額である1200億円まで補償します。
- 事業者による損害賠償額が賠償措置額(1200億円)を超えた場合には、政府は原賠法の目的を達成するために必要と認めるときは、事業者が損害を賠償するために援助を行うこととなっています。
- 原賠法に基づき文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会(紛争審査会)」は、原子力損害の範囲を判定する指針等の策定や、紛争の和解の仲介を行うこととなっています。

解 説

2011年3月11日に発生した東日本大震災の地震及び津波を受けて引き起こされた東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所における事故では、大量の放射性物質の放出等により、広範囲にわたる原子力損害が発生しました。この事故に係る損害賠償は「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」や「原子力損害賠償補償契約に関する法律(補償契約法)」、その関係法令に基づいて処理されます。

現在、当該事故による原子力損害の賠償は原賠法第3条などに基づき、原子力事業者である東京電力(株)が一義的に賠償責任を有することを前提として所要の手続きが進められています。

なお、原賠法第3条には、ただし書きとして「異常に巨大な天災地変」の場合に事業者を免責扱いとする規定がありますが、今回の震災は「異常に巨大な天災地変」に該当しないものとして処理が進められています。

事業者は原賠法第7条などに沿って、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約により1事業所当たり1200億円の損害賠償措置を講じており、これを被害者に対する賠償の原資とす

ることができます。

当該事故は地震及び津波によって発生したため、原賠法第8条、補償契約法第3条及び補償契約法施行令第2条により、責任保険の免責事項に該当し、補償契約の填補対象となることから、当該事故による原子力損害の賠償によって発生した事業者の損失は、政府との補償契約に基づいて、1事業所当たり1200億円まで政府により補償されます。

事業者が賠償しなければならない損害の額が、事業者が措置している額を超えた場合で、被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するという原賠法の目的を達成するために必要があると政府が認めるときには、政府が原賠法第16条第1項に基づき、事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこととなっています。

また、政府は原賠法第18条に基づいて文部科学省に設置した「原子力損害賠償紛争審査会」において「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」の策定や、「原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介」を行うこととなっています。

Q1

中間指針の位置づけ

「原子力損害賠償紛争審査会により2011年8月5日に決定された、福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針とは、どのようなものですか？」

A1

- 原賠法に基づいて2011年4月11日に設置された原子力損害賠償紛争審査会により、原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針が策定されています。
- 指針は、可能な限り早期の被害者救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、第一次、第二次、第二次追補、と順次策定されました。
- 2011年8月5日に決定された中間指針は、第二次追補までの指針で既に決定した内容にその後の検討事項を加えたもので、原子力損害の当面の全体像を示すものです。
- この中間指針には、中間指針で対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないこと、今後の状況の変化に伴い必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討することが明記されています。

解 説

事故から1ヵ月後の2011年4月11日、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）18条に基づいて、文部科学省に原子力損害賠償に関する指針策定や紛争の和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争審査会」（紛争審査会）が設置されました。この紛争審査会は、原賠法18条2項2号に定める「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」を策定する役割を担っています。

指針策定にあたって紛争審査会は、多数の被害者の生活状況等が損害の全容の確認を待つことができないほど切迫しているという事情に鑑みて、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次指針として提示していきました。

まず4月28日に、①避難等の指示に係る損害、②航行危険区域設定に係る損害、③出荷制限指示等に係る損害について、(1) 避難費用、(2) 営業損害、(3) 就労不能等に伴う損害、(4) 財物価値の喪失又は現象等、(5) 検査費用（人、物）、(6) 生命・身体的損害を対象として、第一次指針を決定・公表しました。

続いて5月31日に、①避難等の指示に係る損害として、「一時立入費用」、「帰宅費用」、「精神的損害」、「避難費用の損害額算定方法」、「避難生活等を

余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法」、②出荷制限等に係る損害として、「出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害」、「出荷制限指示等の解除後の損害」、③作付け制限指示等に係る損害、及び④風評損害を対象とした第二次指針を決定・公表しています。

さらに6月20日には、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額の算定方法に関する第二次追補を決定・公表しました。

紛争審査会が2011年8月5日に決定・公表した中間指針は、第二次追補までの指針で既に決定した内容に、いわゆる間接損害や、放射線被曝による損害など、その後の検討事項を加えて、賠償すべき損害と認められる一定範囲の損害類型を示したもので、原子力損害の当面の全体像を示すものです。

なお、この中間指針については、その「第1中間指針の位置づけ」において、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」ということ、「今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する」ということが指針の位置づけとして明記されており、今後も紛争審査会において更なる指針の検討が継続されます。

Q2

中間指針によって示された
損害類型と損害項目

「2011年8月5日
に決定・公表された中
間指針において示され
た原子力損害はどのよ
うなものですか？」

A2

- 中間指針には、まず、原子力事業者が責任を負うべき「原子力損害」の範囲について、社会通念上、原子力事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの、というような各損害項目に共通する考え方が示されています。
- 具体的な損害については、対象地域や対象者ごとに「避難等の指示等に係る損害」や「出荷制限指示等に係る損害」など七つの損害類型に分けられ、それぞれの類型について「検査費用」「避難費用」「一時立入費用」「帰宅費用」「生命・身体的損害」「精神的損害」「営業損害」「就労不能に伴う損害」「財物価値の喪失又は減少等」などの損害項目ごとに指針が示されています。
- また、各種給付金と損害賠償金との調整や、地方公共団体等の財産的損害等についても考え方が示されています。
- この指針に含まれていない自主避難に関する賠償や、損害の終期に関する指針等は、今後必要に応じて検討され、改めて示されることとなります。

解 説

中間指針には、まず、各損害項目に共通する考え方として、原子力事業者が法律上責任を負うべき「原子力損害」の範囲について、社会通念上、原子力事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの、というような基本的な考え方が示されています。

具体的な指針については以下のように、七つの損害類型の各々について項目ごとに分けて示されています。

①政府による避難等の指示等に係る損害について

【対象区域】

避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

【避難等対象者】

避難指示等により避難等を余儀なくされた者

【損害項目】

(1) 検査費用（人）

- ・避難等対象者が負担した被曝による身体への影響の有無を確認する目的で受けた検査の検査費用及び付随費用

(2) 避難費用

- ・避難等対象者が負担した交通費、家財道具移動費用、宿泊費等

(3) 一時立入費用

- ・「一時立入り」に伴う交通費、家財道具移動費用、除染費用等

(4) 帰宅費用

- ・住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等

(5) 生命・身体的損害

- ・避難等を余儀なくされたための傷害、健康状態悪化、疾病あるいは死亡による逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- ・避難等を余儀なくされ、これによる健康状態悪化等を防止するために負担が増加した診断費、治療費、薬代等

(6) 精神的損害

- ・避難等により対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、正常な日常生活が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精

神的苦痛

- ・事故発生から6ヶ月間（第1期）は一人月額10万円（避難所等において生活をした期間は一人月額12万円）、第1期終了から6ヶ月間（第2期）は一人月額5万円、第2期終了から終期まで（第3期）は改めて算定方法を検討

(7) 営業損害

- ・事業の不能等により現実に減収のあった営業、取引等の減収分
- ・事業への支障による追加費用、支障を避けるために負担した追加費用
- ・指示解除後の事業再開のために生じた追加費用

(8) 就労不能に伴う損害

- ・対象区域内に住居や勤務先がある労働者が、避難指示等によりあるいは営業損害により、就労不能となった場合の給与等の減収分及び追加費用

(9) 検査費用（物）

- ・対象区域内にあった財物につき、安全確認をすることが必要かつ合理的である場合に、所有者等の負担した検査費用

(10) 財物価値の喪失又は減少等

- ・避難等に伴い、管理不能や放射性物質への曝露によって現実に価値が喪失又は減少した財物（不動産を含む）の、価値の減少分及びこれに伴う除染等の追加費用

②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

【対象区域】

航行危険区域、飛行禁止区域

【損害項目】

(1) 営業損害

- ・漁業者が対象区域内での操業を断念し減収があった場合の減収分及び追加費用
- ・内航海運業者や旅客船事業者等の航路迂回により発生したことに伴う減収分及び追加費用
- ・航空運送事業者の迂回飛行により発生したことに伴う減収分及び追加費用

(2) 就労不能等に伴う損害

- ・対象区域内で操業不能となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業

11. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

者等の経営状態悪化のために、そこで勤務していた勤労者が就労不能を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用

③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

【対象】

農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体等が合理的理由に基づき行うものを含む）に伴う損害

【損害項目】

(1) 営業損害

- ・農林漁業者が指示等により事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分及び追加費用（商品の回収・廃棄費用、代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）
- ・指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者が、指示等により対象品目又はその加工品の販売を断念するなど事業に支障が生じた場合の減収分
- ・指示解除後も支障が生じたため減収があった場合の減収分、事業再開のために生じた追加費用

(2) 就労不能等に伴う損害

- ・指示等により対象事業者又は加工・流通業者の経営状態悪化のために、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用

(3) 検査費用（物）

- ・指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他事業者が負担を余儀なくされた検査費用

④その他の政府指示等に係る損害について

【対象】

事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害

【損害項目】

(1) 営業損害

- ・指示等の対象事業者において、指示等に伴い、事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分

(2) 就労不能等に伴う損害

- ・指示等に伴い、対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用

(3) 検査費用（物）

- ・指示等に基づき行われた検査に関し、対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用

⑤いわゆる風評被害について

(1) 一般的基準

- ▽放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合
- ▽損害項目としては、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

(2) 農林漁業・食品産業の風評被害 （対象となる産地）

- ▽農林産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉
- ▽茶：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡
- ▽畜産物：福島、茨城、栃木
- ▽水産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉
- ▽花き：福島、茨城、栃木
- ▽その他農林水産物：福島
- ▽北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根において産出された牛肉等
- ▽農林水産物の加工業及び食品製造業：加工又は製造した事務所又は工場が福島県に所在するもの、主たる原材料が風評被害の対象となるもの
- ▽農林水産物・食品の流通業：風評被害の対象となる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの

(3) 観光業の風評被害

- ▽福島県、茨城県、栃木県、群馬県に営業の拠点がある観光業
- ▽外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、事故以前に予約が入っていた場合であって通常の解約率を上回る解約が行われたもの

▽ 東日本大震災による影響を踏まえて合理的な範囲で損害額を推認する

(4) 製造業、サービス業等の風評被害

▽ 福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関して当該拠点において発生したもの

▽ サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した福島県に所在する拠点における当該サービスに係るもの

▽ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物に関するもの

▽ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において事業者が実施を余儀なくされた検査に係るもの

▽ 外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、事故以前に契約が為された場合であって5月末までに解約されたもの

▽ 損害額の算定に当たっては東日本大震災による影響の検討も必要

(5) 輸出に係る風評被害

▽ 輸出先国の要求によって生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用や各種証明書発行費用等

▽ 事故以降に輸入先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの

⑥ いわゆる間接被害について

- ・ 間接被害とは、第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとする
- ・ 間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との

因果関係のある損害と認められる

- ・ 損害項目としては、営業損害、就労不能等に伴う損害

⑦ 放射線被曝による損害について

本件事故の普及作業等に従事した者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

その他にも、以下のような考え方が指針として示されています。

○ 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について

本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

○ 地方公共団体等の財産的損害等

地方公共団体又は国が所有する財物および地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、賠償の対象となるとともに、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となる。

なお、この指針に含まれていない自主避難に関する賠償や、損害の終期に関する指針等は、今後、事故の収束等の状況の変化に伴い、必要に応じて検討され、改めて示されることとなります。

中間指針本文は文部科学省ウェブサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1309452.htm) からご覧下さい。

Q1

原子力損害賠償 支援機構法

「原子力損害賠償に関する支援を行うために新たに設立された「原子力損害賠償支援機構」とは、どのようなものですか？」

A1

- ①原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、②電気の安定供給、③原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営、を確保するため、損害賠償に関する支援を行うことを目的とした「原子力損害賠償支援機構」が2011年9月12日に発足しました。
- 「原子力損害賠償支援機構」（以下「機構」という）の業務に要する費用は、機構に対して原子力事業者が納付する負担金から充てられます。
- 原子力事業者は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合に、機構に対して原子力事業者への資金援助を申し込むことができます。
- 機構は原子力事業者と共に作成した特別事業計画が内閣総理大臣及び経済産業大臣に認定された場合、政府から国債の交付を受け、特別資金援助のために国債の償還を請求できます。また、政府は機構の債務の保証をすることができます。
- 特別計画の認定を受けた原子力事業者は、負担金の他に特別負担金を機構に納付します。機構は損益を計算し、繰り越した損失を埋めた残余の利益は国債の償還を受けた額の合計額に達するまで国庫に納付します。

解 説

「原子力損害賠償支援機構法」(2011年8月10日公布・施行)に基づいて2011年9月12日に設立された「原子力損害賠償支援機構」は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うことにより、①原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、②電気の安定供給、③原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営、の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発達に資することを目的としたものです。国は、機構がこの目的を達することが出来るよう万全の措置を講ずることになっています。(第1条～2条)

機構は、目的を達成するため、以下の業務を行います。

(負担金の収納)

原子力事業者は、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対して負担金を納付しなければなりません。(第38条～40条)

現在、原子力事業者12社が70億円を出資し、政府が出資する70億円と合わせて計140億円の資本金により機構が発足しています。

(資金援助)

原子力事業者は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合に、原子力事業者に対する資金の交付等の措置(以下「資金援助」という)を機構に対して申し込むことができます。(第41条～44条)

(特別事業計画の認定)

資金援助にかかる資金交付に要する費用のために国債の交付を受ける必要があるときは、機構は申し込みを行った原子力事業者と共同して特別事業計画(経営合理化の方策、資金確保のための関係者に対する協力要請等の方策、資産及び収支の状況に係る評価に関する事項、経営責任の明確化のための方策、資金援助の内容及び額、交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項、等を記載したもの)を作成し、内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けなければなりません。その際に機構は、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価や経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子

力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分であるかどうかを確認しなければなりません。(第48条～51条)

(特別資金援助)

機構は特別資金援助に係る資金交付を行うために必要な額に限り、政府が交付した国債の償還を請求できます。それでもなお特別資金援助に係る資金に不足を生ずるおそれがある場合、政府は必要な資金を交付できます。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、負担金に特別負担金を加算した額を機構に納付します。(第48条～52条)

(損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務)

機構は、資金援助を行った場合、原子力損害を受けた者からの相談に応じることや、資金援助を受けた原子力事業者から資産の買取を行うことができます。また、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて賠償の支払いを行うことや、都道府県知事の委託を受けて仮払金の支払いを行うことができます。(第53条～55条)

(財務及び会計)

機構は年度ごとに損益を計算し、利益を生じたときは前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは積立金とします。損失を生じたときは積立金を減額して整理し、なお不足があるときは繰越欠損金とします。特別資金援助に係る資金交付を行った場合、残余があるときには国債の償還を受けた額の合計額に達するまで国庫に納付しなければなりません。(第59条)

(政府保証)

機構は金融機関等からの資金の借入れや、原子力損害賠償支援機構債の発行をすることができます。政府は国会の議決を経た金額の範囲内において、この借入れや機構債の債務の保証をすることができます。(第60条～61条)

なお、原子力損害賠償支援機構法には附則として検討事項が記されており、できるだけ早期に事故の原因等の検証、賠償の実施状況、経済金融情勢等を踏まえて、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方や、事故収束に係る国の関与及び責任の在り方等について検討を加えるなどして、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとされています。

Q2

原子力被害者
早期救済法

「平成二十三年原子力事故の被害者に対して、国が行う応急対策に関する緊急措置はどのようなものですか？」

A2

- 原子力事故の被害者を早期に救済する必要があること、被害者への賠償の支払いに時間を要すること等に鑑みて、緊急の措置として、国による仮払金の支払いなどに関して定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（原子力被害者早期救済法）が作られました。
- 国は、原子力損害の被害者に対して損害を填補するための仮払金を支払います。その事務の一部は、主務大臣（文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等）又は都道府県知事の委託により、農協や漁協などの団体が行うことができます。
- 国は、仮払金を支払ったときは、支払いを受けた被害者の賠償請求権を取得し、速やかに当該請求権を行使します。
- 仮払金の支払いを受けた者は、確定した賠償の額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければなりません。
- 地方公共団体が原子力被害応急対策基金を設ける場合、国が必要な資金を補助することができます。

解 説

2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故による災害は、大規模かつ長期間にわたる未曾有のものとなりました。この事故の被害者を早期に救済する必要があることや、被害者に対する賠償の支払いに時間を要することなどから、平成二十三年原子力事故による損害に対して国が迅速に仮払金を支払うことや、原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助を行うことを定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(2011年8月5日公布)(原子力被害者早期救済法)が作られました。(第1条)

原子力損害を受けた被害者は法令に基づき主務大臣(文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等)に仮払いの支払いを請求することにより、国から原子力損害を填補するための仮払金が支払われます。この仮払金の額は、原子力損害の概算額に10分の5を乗じた額となります。

地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所などの団体は、仮払金の請求に必要な書類の作成等について援助を行うことになっています。また、仮払金の支払いに関する事務の一部は、主務大臣(文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等)又は都道府県知事の委託により、農業協同組合や漁

業協同組合などの団体が行うことができます。(第2条～8条)

国は、仮払金を支払ったときは、支払いを受けた被害者から仮払金額までの賠償請求権を取得して、速やかにその請求権を行使し、原子力事業者への請求を行います。賠償額が確定した場合、被害者は賠償額が仮払金の額に満たなければその差額を返還しなければなりません。また、偽りなど不正な手段によって仮払いを受けた者は、仮払金の額に相当する額を徴収されます。(第9条～13条)

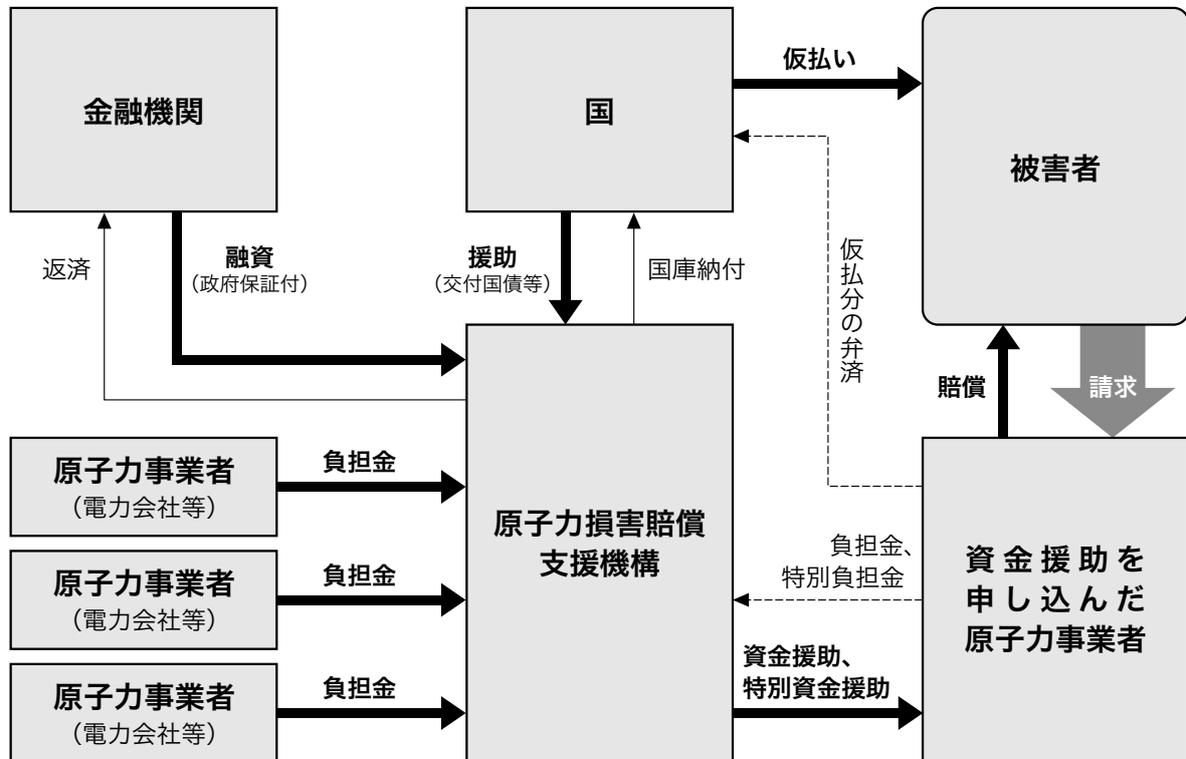
原子力被害者早期救済法には、仮払いのほかに、地方公共団体が行う応急の対策に関する事業等に要する経費のための基金として原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国が地方公共団体に対して補助することができる、という制度が規定されています。

なお、2011年10月時点において個人・法人・個人事業主・農林漁業者など、すべての原子力損害について本賠償が実施されていることから、この法律による仮払い制度は、政令(2011年9月16日公布)により、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県における観光業であって中小企業者が受けたいわゆる風評被害を対象として実施されています。

東日本大震災による原子力事故への対応

12. 原子力損害賠償支援機構法と原子力被害者早期救済法

【原子力損害賠償支援機構による支援と国による仮払い】



(原産協会メールマガジン 2011年9月号掲載分をもとに修正)

13. 環境汚染への対処

Q1

環境基本法

「人の健康や生活環境に被害が生ずるような環境への負荷に対して、法律上どのような対処がなされていますか？」

A1

- 環境保全に関する施策の基本となる事項は、もともと「環境基本法」に定められています。
- 環境基本法には3つの理念と、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が規定されており、政府は環境基本計画と環境基準を定め、施策等の策定及び実施をしなければなりません。
- 公害等に係る支障を防止するために公的事業主体が実施する事業については、その事業の必要を生じさせた者に、費用の全部又は一部を負担させることが規定されています。
- 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については原子力基本法やその関係法律で定められており、環境基本法による規定の対象外になっています。

解 説

我が国の環境保全に関する事項は「環境基本法」(1993年11月19日施行)に定められており、基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務とともに、施策の基本となる事項が規定されています。これは、当時の環境問題の高まりを受けて制定された法律であって、原子力災害を想定したものではありません。

基本理念としては「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」について規定されています(第3～5条)。

また責務規定として、国は「環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策」、地方公共団体は「国の施策に準じた施策、区域の自然的社会的条件に応じた施策」を策定・実施する責務を有すること、事業者や国民は環境への負荷の低減や環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有することが規定されています(第6～9条)。

環境の保全に関する基本的施策について、施策の策定等に係る指針、環境基本計画、環境基準、特定地域における公害の防止、国が講ずる環境の保全の

ための施策等、地球環境保全等に関する国際協力等、地方公共団体の施策、費用負担等に関する規定があります(第14～40条)。この中で費用負担について、公害等に係る支障を防止するために公的事業者が実施する事業については、その事業の必要を生じさせた者に、費用の全部又は一部を負担させる、という原因者負担が規定されています(第37条)。また、自然環境保全のための事業実施により著しく利益を受ける者には、事業に関する費用の全部又は一部を負担させるという受益者負担の規定があります(第38条)。

また、国が講じる環境保全上の支障を防止するための規制(第21条)として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法などによる規制措置が規定されていますが、環境基本法においては「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる」(第13条)とされています。

放射性物質による汚染防止の措置は、原子炉等規制法による規制措置のほか、例えば、放射線量の測定や放射性物質の除染などについては原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策および災害事後対策(第25～27条)に規定されています。

Q2

放射性物質汚染
対処特措法

「原子力事故により原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に関して、どのように対処されていますか？」

A2

- 放射性物質による環境の汚染については、今回の事故を契機として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が2011年8月30日に公布され、一部を除き即日施行されました。
- 放射性物質汚染対処特措法には、国、地方公共団体、原子力事業者、国民それぞれの責務が規定されており、環境大臣は基本方針を定め、基準を設定し、国は汚染状況の監視・測定を実施しなければなりません。
- 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するための措置は、原子力損害として、事故を起こした原子力事業者の費用負担の下で実施されます。

解 説

環境基本法による規定の範囲に含まれない放射性物質による環境の汚染への対処は、2011年(平成23年)8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)に規定されています。

放射性物質汚染対処特措法には、国の責務として、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み必要な措置を講ずること、地方公共団体の責務として、国の施策への協力を通じて適切な役割を果たすこと、関係原子力事業者(事故により放射性物質を放出した原子力事業者)の責務として、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに国又は地方公共団体の施策に協力すること、国民の責務として、国又は地方公共団体が実施する施策に協力すること、が規定されています。(第3～6条)

放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質により汚染された土壌等の除染等は以下のように実施することとされています。

- 事故による原子力事業所内外の廃棄物、土壌の除染及び飛散した破片等の処理については、関係原子力事業者が実施する。(第9条)
- 放射性物質により汚染された廃棄物の処理
 - ・環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質に汚染されているおそれがある地域を指定し、その地域の廃棄物の処理等に関する計画を策定する。(第11～15条)
 - ・環境大臣は、その他地域の廃棄物であっても汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定する。(第16～18条)
 - ・環境大臣により指定された地域の廃棄物及び指定された廃棄物(特定廃棄物)の処理は国が実施す

る。(第19条)

- ・汚染レベルの低い廃棄物の処理については廃棄物処理法の規定を適用する。(第21～24条)
- ・放射性物質等により汚染された土壌等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等
- ・環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を除染特別地域に指定し、実施に係る計画を策定し、国が除染等の措置等を実施する。(第25～27条)
- ・環境大臣は、除染特別地域を除いた地域の環境の汚染状態が環境省令の要件に適合しないと見込まれる地域を汚染状況重点調査地域に指定し、都道府県知事等は、その地域の調査結果等により汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定する。その計画に基づき、国、都道府県知事、市町村長等は除染等の措置等を実施する。(第28～42条)
- 環境の汚染への対処に係る費用
 - ・国は地方公共団体の環境の汚染に対処するための施策に必要な費用につき財政上の措置を行う。(第43条)
 - ・本法律に基づき講じられる措置に係る費用は、原賠法に定める原子力事業者の賠償する損害とする。(第44条)
- 特定廃棄物や汚染土壌の不法投棄は禁止。(第46条)

原子力損害の賠償責任は原子力事業者にあると規定する原賠法の通り、原子力事故による環境汚染に関する損害は、事故を起こした原子力事業者が賠償すべき損害となり得ます。特に、放射性物質汚染対処特措法に基づいて事故由来放射性物質による環境汚染に対処するための措置は、原賠法の規定による原子力損害に係るものとして、事故を起こした原子力事業者の負担の下に実施されるものとする、と明記されています。(第44条)

海外・国際編

原子力損害賠償に関する国際条約

- 14. 原子力損害賠償に関する国際条約
- 15. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

原子力既設国

- 16. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度
- 17. 韓国の原子力開発事情と原賠制度
- 18. 中国の原子力開発事情と原賠制度
- 19. インドの原子力開発事情と原賠制度
- 20. ロシアの原子力開発事情と原賠制度
- 21. フランスの原子力開発事情と原賠制度

新規原子力導入国

- 22. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度
- 23. 新規原子力導入国の原賠制度
- 24. 新規導入国の原子力損害賠償措置
- 25. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度
- 26. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度
- 27. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度
- 28. インドネシアの原子力開発事情と原賠制度

Q1

国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

A1

原子力損害賠償に関する国際条約には次の3系統があります。

- パリ条約、改正パリ条約
- ウィーン条約、改正ウィーン条約
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

3系統の国際条約は以下の内容を共通に備えています。

- 原子力損害の範囲
- 原子力事業者の無過失責任及び責任集中
- 賠償責任限度額の設定
- 損害賠償措置（保険等）の強制
- 専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務
- 賠償請求権の時効（除斥期間）

これらの取り決めによって、条約加盟国の中では原子力損害賠償制度が国際的に有効になり、また賠償の手続きが迅速かつ適切に行われることが期待されます。

解 説

原子炉の運転等に関わる事故により大量の放射性物質が放出された場合、特に欧州のように隣国と陸続きの地域では、国境に関係なく原子力損害が広がります。

国境を越えた原子力損害の処理において国際間の取り決めがない場合、責任の所在が定まらないため被害者は損害賠償の請求先が分からず、また、複数の国で多数の裁判が行われることで被告にも多大な負荷がかかるとともに、同様の被害に対して不統一な結果が出るおそれもあり、適切な救済が行われな可能性もあります。この問題に対処するために、事業者への責任集中や裁判管轄権の設定など、原子力損害賠償制度の国際的な共通ルールを定めたもの

が国際条約です。

原子力損害賠償に関する国際条約には、パリ条約（1968年発効）、ウィーン条約（1977年発効）、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC: Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage 1997年採択・未発効）の3系統があり、付随してパリ条約とウィーン条約を連結して保護を拡大するジョイントプロトコール（1992年発効）やパリ条約に関連して責任限度額を超える損害に対して資金を提供するブラッセル条約（2004年採択・未発効）があります。パリ条約、ウィーン条約については現在それぞれ改正議定書（改正パリ条約、改正ウィーン条約）が採択されています。

【各条約の加盟国数、エリア】

パリ条約 (1968年発効)	ウィーン条約 (1977年発効)	補完的補償条約 (CSC) (1997年採択、未発効)
英、仏、独、伊等 15カ国	中東欧、中南米等 38カ国	アルゼンチン、 モロッコ、 ルーマニア、 アメリカの4カ国
改正パリ条約は 15カ国+スイス (2004年採択、未発効)	改正ウィーン条約はアルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニアの9カ国(2003年発効)	
欧州中心 OECD加盟国	中東欧、中南米等 IAEA加盟国中心	韓国や日本が加盟すれば未加盟国の多いアジア地域に広がる可能性がある

これらの国際条約には、原子力損害賠償制度の基本的な原則に加え、事故発生国への専属裁判管轄権の設定や、判決の承認・執行の義務化によって賠償の手続きを確定させ、迅速かつ適切な賠償が行われるような仕組みが定められています。ただし、基本的には同じ条約の加盟国間でなければこれらの仕組

みは適用されないため、周辺諸国と同じ条約に加盟することが大切です。

なお、我が国は過去の原賠法改正時に国際条約の締結等に係る対応を検討してはいるものの結論には至っておらず、現在でも原子力損害賠償に関するいずれの国際条約にも加盟していません。

Q2

国際枠組みに対する
日本の役割

「日本はどのようにして原賠に
関する国際条約に入っ
ていないのですか？」

A2

- 我が国は島国であり越境損害のおそれが比較的少ないこと、原賠制度が十分に充実していること、周辺諸国が条約に加盟していないことなどから、国際条約に直ちに加盟する必要はないとされてきました。
- しかし今後はアジアにおける原子力利用拡大や、日本の原子力産業の国際展開に伴い、原子力損害賠償のリスクに備えることが一層大切になってくるため、我が国も具体的検討を始める時期にあると言えます。さらに、2011年3月に福島原発事故が発生したことからも真摯な検討の開始が待たれます。

解 説

日本はこれまで原賠制度に関する国際条約に加盟していません。その理由としては以下のようなものがあります。

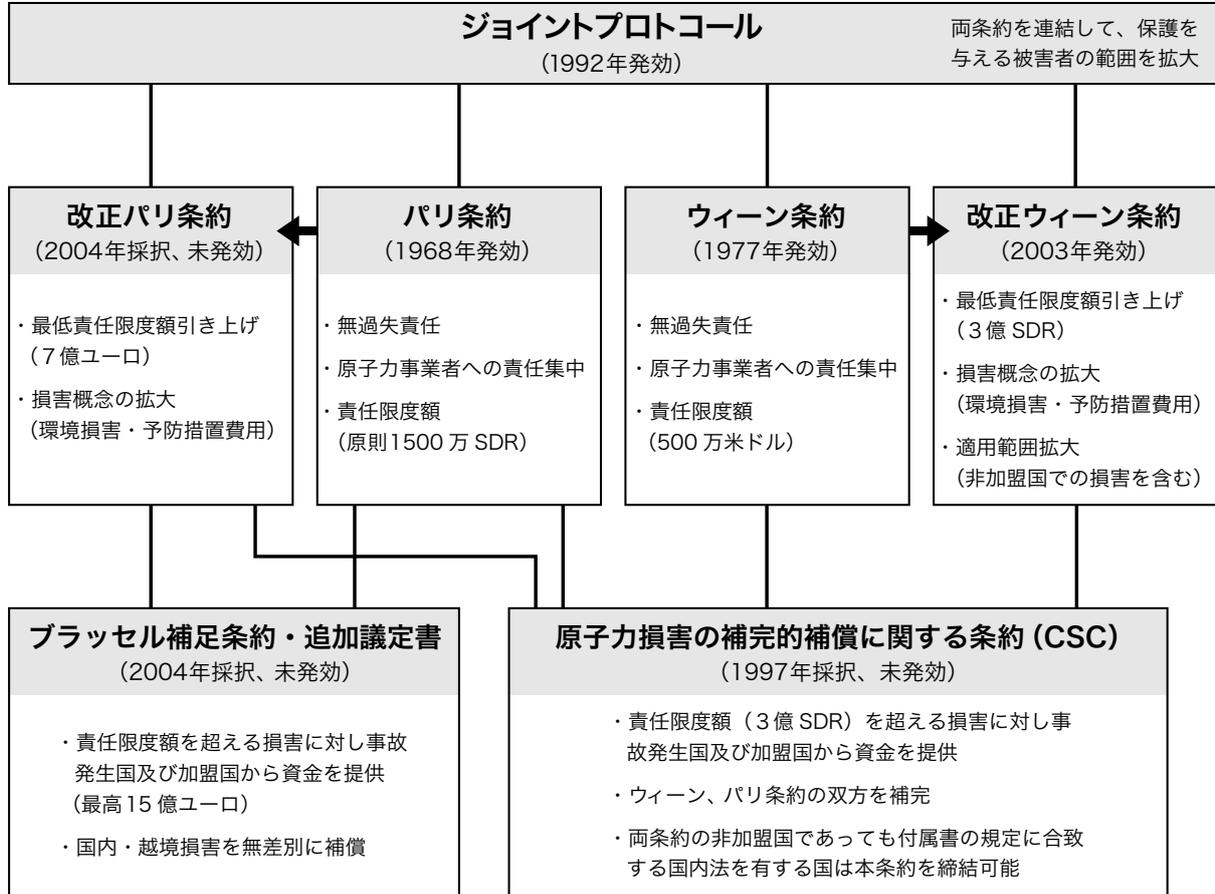
- (1) 我が国には原子力先進国として各条約に比べて遜色ない水準の原子力損害賠償制度があること（我が国の賠償措置額は2010年から1200億円に上げられ、改正パリ条約の最低責任限度額である7億ユーロ＝約756億円、改正ウィーン条約、CSCの最低責任限度額である3億SDR＝約371億円と比べて遜色ないといえる）
- (2) 日本は島国であり他の原子力施設国と陸続きで隣接していないので、万一事故が起こったとしても越境損害に発展する可能性が低いこと
- (3) 近隣の東アジア諸国地域（中国、台湾、韓国など）が国際条約に加盟していないこと
これらの理由から、現時点で国際枠組みに直ちに

参加しなければならない状況にはないとされてきたものです。

しかし、今後東アジア地域では原子力発電所の大規模な新增設が見込まれており（アジア地域では現在8763万kWの原発が運転中、さらに1億1062万kWが建設・計画中）、それに伴って国際輸送の増加も予想されます。さらに、原子力プラントメーカーの国境を越えた再編・連携が進んでいることや、米国がCSCを批准したこと、さらには今回の福島原発事故の発生もあり、我が国も国際的な枠組みに対してあらためて真摯に取り組んでいかなければならない環境にあります。

また、国際条約は基本的には加盟国間でのみ効力を発揮するため、我が国がアジア地域の原子力先進国として、周辺諸国に対して条約加盟に向けた働きかけをしていくことも大切です。

【原子力損害の賠償に関する国際条約の関係】



(円換算は 2011 年 11 月 1 日の為替レートによる)

15. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q1

CSC の特徴

「米国が加盟した CSC とは、
どのような条約ですか？」

A1

- CSC とは、1997 年に IAEA で採択された「原子力損害の補完的補償に関する条約（Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage）」のことですが、2011 年 10 月現在 4 カ国による批准がなされているものの、発効には至っていません。
- パリ条約（改正パリ条約を含む、以下同じ）、ウィーン条約（改正ウィーン条約を含む、以下同じ）と同様に、原子力損害の責任に関する事項を定めた条約ですが、大規模な原子力損害により責任限度額を超えた場合、全締約国が拠出する補完基金により、実際の補償額が底上げされるのが特徴です。
- CSC に加盟するための条件は、パリ条約、又は、ウィーン条約に加盟しているか、もしくは、補完基金条約付属書に規定された一定の内容に適合する国内法の規定が必要です。
- 原子力の新興国にとっては、新たにパリ条約、ウィーン条約に加盟するよりも、比較的加盟しやすい仕組みになっています。そのため、法制度の整備を目指すアジア諸国等にとっては都合の良い条約と言えます。
- また、原子力に関し独自の法制度を既に持っている米国のような国や、原子力賠償法が既に整備されている国にとっても加盟しやすい条約と言えます。

解説

1. CSC の仕組み

CSC は 1997 年に IAEA で採択された条約で現在未発効ですが、各国の国内法による原子力損害賠償措置を補完する機能を有しています。その仕組みは、原子力事故の発生時に、事故発生国の責任額（原則 3 億 SDR = 約 371 億円に相当します）を超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基金を加えて、より多くの補償額を被害者に対して提供するというもので、世界規模での原子力損害賠償の枠組み構築を目指すものです。

この補完基金の資金は、加盟各国の原子力設備容量および国連分担金割合に応じて算出されます。したがって、加盟国が増加するほど、その資金は増加し、大規模な原子力事故への備えとなります。なお、我が国が現時点で加盟する場合には、その拠出金額（分担金）はおおよそ 70～80 億円とされています。

2. CSC の特徴

パリ条約やウィーン条約の加盟国ではない国が CSC に加盟する場合、その条件として「付属書」の規定に適合する国内法を要求することが CSC の特徴の一つです。CSC 及びその付属書では、パリ条約、ウィーン条約と同様に、文言の定義、適用の範囲、原子力損害の範囲、原子力事業者の無過失責任及び責任集中、賠償責任額の設定、国の資金的保証、損害賠償措置の強制、専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務、求償権の時効、運営者の求償権といった原子力損害の責任に関する基本的原則を定めています。

主な事項につき、CSC と改正ウィーン、改正パリを比較すると、次に集約されます。

- ① 原子力損害の範囲：環境損害や損害防止費用等を含めた損害範囲であり、改正パリ条約や改正ウィーン条約と殆ど差異はありません。
- ② 事業者の免責事由：異常な性質の巨大な天災地

変による原子力損害の責任は免責とされており、これが有責とされている改正パリ条約、改正ウィーン条約と大きく違っています。

- ③ 責任額：事業者の責任額は原則 3 億 SDR（約 371 億円）を下回らない額とされ、これに不足する額は公的資金により補償されることとなりますが、この責任額は改正ウィーン条約と同様で、改正パリ条約の 7 億ユーロ（約 756 億円）よりも大幅に少なく設定されています。
- ④ 裁判管轄権：裁判管轄権は原子力事故の発生した締約国の裁判所に専属し、両条約と同じです。
- ⑤ 補完基金：各加盟国の拠出金は、施設国の原子力設備容量比例する額と原子力設備容量比例の 10% を締約国の国連分担金負担率により配分した額の合計額となります。我が国が加盟した場合の拠出金（補完基金分担金額）については、50～70 億円程度とされています。

上記を総合すると、CSC は、アジアにおいて原子力発電所を持つ韓国、中国（法律未整備）、台湾、日本にとっては勿論、および、新規の原子力導入予定の諸国にも加盟しやすい条約であるといえます。

さらに、付属書に米国の法制を考慮した事項を設け、同国が加盟できるよう配慮されています。原子力損害賠償条約では原子力事業者の無過失責任と責任集中が原則事項とされていますが、米国の原子力賠償法であるプライス・アンダーソン法では、こうした法的原則はとられていません。そこで CSC では付属書においてこうした配慮がなされています。但し米国の法制においては、事業者への責任の集中は、経済的な責任の集中となる仕組みになっており、被害者が迅速・公平な救済を得られるようになっています。

インド政府は、国内法として「原子力損害に関する民事責任法」を 2010 年 9 月に制定し、同年 10 月 CSC に署名していますが、2011 年 10 月現在批准していません。

15. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q2

CSC 加盟を目指す理由

「いま、日本が CSC に注目しているのは何故ですか？」

A2

- CSC は、改正パリ条約、改正ウィーン条約に比べて、いくつかの事項（免責事由、除斥期間など）において、日本の原賠法と親和性があります。
- アジア周辺諸国が比較的加盟しやすい内容であり、アジア周辺地域において国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性があります。
- 日本と原子力ビジネスでつながりの深い米国が CSC に加盟したことは、日本が加盟する場合の方向性と一致しており、また、日本が原子力プラント等の輸出する原子力新興国において、当該国が国内の原子力賠償制度の構築および賠償条約への加盟を並行して行なえることの条件に最適と判断されます。加えて、当然のことながら、日本も同じ枠組みに加わることが米国から期待されています。
- ただし、我が国が CSC に加盟するためには、いくつかの解決しなければならない課題があります。

なお、福島原発事故以降においては、我が国が CSC に加盟する方向にあるかは必ずしも定かなものではないと思われます。

解説

我が国が原子力損害賠償に関する国際条約の加盟を想定したとき、前掲 Q1 の回答 (A1) で述べたとおり、制度上の整合や国際的な状況から判断して、CSC を念頭に置くのが現実的とされています。

まず、我が国の制度との間に大きな相違がないことが重要であることから、次の 2 点が挙げられます。

- ① 我が国では、CSC と同様に、異常に巨大な天災地変や社会的動乱の際には事業者が賠償責任を負わないことになっていますが、改正パリ条約、改正ウィーン条約では、いかなる天災地変も免責になりません。
- ② 除斥期間については、我が国の法制度上では「不法行為の時から 20 年」と定められていますが、改正パリ条約、改正ウィーン条約では「死亡または身体の障害は原子力事故の日から 30 年、その他の損害は原子力事故の日から 10 年」であり、CSC では「原子力事故の日から 10 年 (賠償措置・国の補償が 10 年より長い期間整備されている場合は、その期間でも可)」となっており、CSC との問題は生じません。

国際的な枠組みの視点からも、パリ条約・改正パリ条約は EU 諸国、ウィーン条約・改正ウィーン条約は中東欧・中南米など、いずれも我が国との地理的關係が薄い国々が主な加盟国であるのに対して、CSC では、越境損害の可能性のある韓国、中国、台湾の既設国・地域、や新規導入の予定される東南アジア諸国および既批准国の米国を対象とした環太平洋諸国にまで、日本と同じ枠組みに入ることが期待されます。

以上のことから、CSC への加盟が、改正パリ条約・改正ウィーン条約への加盟より、条件的に有利と判断される状況にあるものと思われます。

しかしながら、我が国が CSC に加盟するためには、原子力損害の定義、拋出金の負担・支払・受取のための仕組や体制、裁判管轄権の法的問題や更には今般の福島原発事故に係る問題など、いくつかの解決しなければならない課題があり、まずは、これらの解決に向けての論議を進めるとともに、東アジアの既存施設の国地域での実現に向けた国際的な話し合いを行うことが大切でしょう。

【原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較】

名称	改正パリ条約	改正ウィーン条約	
目的	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産および利用の開発が妨げられないことを確保すること。	原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	
締約国	フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした旧条約締約15カ国+スイスが署名 2004年採択、未発効 ※発効要件：5ヶ国の批准	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニアなど（9カ国）1997年採択、2003年発効	
原子力損害	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷 ・財産の滅失又は毀損 <p>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 <p>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの 	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィーン条約及びジョイントプロトコル締約国であって、パリ条約の非締約国 ・原子力事故の発生時に、自国の領域及び原子力施設を持たない非締約国 ・本条約と同じ原則に基づき同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他非締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・非締約国の領域における原子力損害にも適用 ・ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。 	
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任
	責任集中	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱
	責任限度額（賠償措置額）	<ul style="list-style-type: none"> ・一事故あたりの責任限度額を7億ユーロ（約756億円）を下回らない額とする。 ・ただし、新規加盟する国は、2004年の採択日から最長5年間は、国内法において3億5千万ユーロを下回らない額とすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一事故あたりの責任限度額を3億SDR（約371億円）を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・1億5千万SDRを下回らない額（3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合）。 ・発効から15年間について、責任額の確保が困難な国のために、1億5千万SDRとすることが可能。
	少額措置額	<ul style="list-style-type: none"> ・低リスクの原子力施設：7,000万ユーロ（約76億円） ・輸送：8,000万ユーロ（約86億円） ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・500万SDR（約6.2億円）以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。
	賠償措置	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証
国家補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	
拠出金			
除外期間	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年 	
裁判管轄	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。 	

（円換算は2011年11月1日の為替レートによる）

CSC	原賠法
<p>ウィーン条約・パリ条約（いずれも改正を含む）・CSC 附属書に適合する国内法の下で、損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築すること。</p>	<p>・被害者保護と原子力産業の健全な発達</p>
<p>アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ（4カ国、アメリカは2008年5月に批准）1997年採択、未発効 ※発効要件：5カ国の批准と原子炉熱出力4億KW以上</p>	<p>1962年施行（以降ほぼ10年毎に改正）</p>
<p>・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損</p> <p>管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</p> <p>・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの</p>	<p>・核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、または吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害</p>
<p>・基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。 ・非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。</p>	
<p>・無過失責任</p>	<p>・無過失責任</p>
<p>・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</p>	<p>・事業者へ責任集中</p>
<p>・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱 ・異常に巨大な天災地変</p>	<p>・社会的動乱 ・異常に巨大な天災地変</p>
<p>・一事故あたりの責任限度額を3億SDR（約371億円）を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・経過措置として最長10年間、1億5千万SDR以上とすることが可能。</p>	<p>・原子炉の運転（1万KW超）……………1,200億円 ・原子炉の運転（100KW超1万KW以下）……240億円 ・原子炉の運転（100KW以下）……………40億円 ・再処理……………1,200億円 ・加工・使用（プルトニウム、高濃縮ウラン）…240億円 ・加工・使用（低濃縮ウラン）……………40億円 ・使用済燃料の貯蔵……………240億円 ・埋設・管理（ガラス固化体）……………240億円 ・埋設・管理（低レベル放射性廃棄物）……………40億円 ・運搬（ガラス固化体、使用済み燃料、プルトニウム、高濃縮ウラン）……………240億円 ・運搬（上記以外）……………40億円</p>
<p>・500万SDR（約6.2億円）以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</p>	
<p>・保険、その他の資金的保証</p>	<p>・保険及び政府との補償契約、供託</p>
<p>・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償</p>	<p>・賠償措置額を超える損害については、必要があると認めるときに国が援助</p>
<p>・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR（又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額）を超える部分には、一定の算式に基づく全締約国の拠出による補完基金が準備される。 【補完基金：以下の合計金額】 ・施設国の原子力設備容量比例 ＝原子炉熱出力1MW×300SDR ・上記原子力設備容量比例の10% ＝締約国の国連分担金負担率により配分</p>	
<p>・原子力事故の日から10年（賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可）</p>	<p>・民法724条後段より不法行為の時から20年</p>
<p>・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</p>	

(原産協会メールマガジン 2009年8月号掲載分をもとに修正)

Q1

近隣諸国・地域の
原賠制度

「日本周辺の原子力発電国・
地域の原賠制度はどのよう
になっていますか？」

A1

- 日本周辺で原子力発電を行っている韓国、中国、台湾は日本と同じような原賠制度を持っています。
- 日本の制度と違う点は主に以下の点です。
 - ▽事業者の責任が有限であること
 - ▽賠償措置の金額が違うこと（日本より相当に低額）
 - ▽政府補償が有限であること（中国のみが有限）
 - ▽免責事項が違うこと（韓国では異常に巨大な天災も有責）

解 説

韓国、中国、台湾等の周辺国・地域は日本の原賠法と同様に、無過失責任、事業者への責任集中、賠償措置の強制、国家補償等を備えた原賠制度を持っていますが、制度の内容を細かく見ていくと下記のような相違点があります。

●韓国

原賠制度は原子力損害の賠償法として定められています。賠償措置額は500億ウォン（約35億円）ですが、事業者の責任は3億SDR（約371億円）をもって有限責任となります。賠償措置額を超えて事業者が損害賠償を行えない場合には、国が事業者に必要な援助を行います。事業者が免責となるのは「国家間の武力衝突、敵対行為、内乱または反乱による場合」のみであり、「異常に巨大な天災の場合」は免責事項となりません。

●中国

原賠制度は「國務院第三者核責任処理問題に関する回答（1986年および2007年）」の中に規定されていますが、法律として定められていません。現在賠償措置額は3億元（約37億円）であり、この額をもって事業者の責任限度額となります。損害額が賠償措置額を超過した場合は政府が援助することになっていますが、その限度額は8億元（約98億円）までに限られています。また、「武力衝突、敵対行為、内乱あるいは暴動、または重大な自然災害によって生じる場合」について、運営者は免責となります。

●台湾

原賠制度は原子力損害賠償法として定められています。賠償措置額は42億台湾ドル（約109億円）であり、この額をもって事業者の責任限度額となります。損害額が賠償措置額を超過した場合は政府が貸付を行うことになっています。事業者の責任は「国際武力紛争、戦争行為、国内暴動、または重大な自然災害に直接起因する場合」は免責となります。

Q2

周辺国との間の
越境損害

「日本で起こした原子力
事故によって韓国に損害
が及んだ場合、賠償はど
のようになりますか？」

A2

韓国の民事法令は日本と同様と想定されるため、以下のように考えられます。

- 日本、韓国のどちらにおいて裁判をすることも認められます。
- 日本の法廷では日本の原賠法が、韓国の法廷では韓国の民法（韓国の原賠法でなく、一般の不法行為法）が適用されます。
- 判決については、韓国法廷における判決に対しても、日本の民事訴訟法および民事執行法が適用されて、損害賠償の弁済が執行されます。
- 賠償金の算定基準は裁判を行った国の基準が採用されます。

解 説

国境を越えた損害賠償の裁判など、自国と他国の法律がぶつかりあう部分については、各国において渉外的な私法関係を定めるための法律があり、これを国際私法といいます。

国際裁判管轄権については、条約等で定めている場合を除けば国際的な取り決めがあるわけではなく、各国が法律により独自に決める問題です。我が国には国際裁判管轄権について直接の定めはないので、民事訴訟法などから類推すると、以下の場所で裁判を行うことができると考えられます。

- ・被告の所在地国（日本）
根拠：民訴法第4条「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。」
- ・事故発生地（日本）
根拠：民訴法第5条9項「不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。」と

あることから、不法行為（事故）が発生した地・損害発生地（韓国）

根拠：民訴法第5条9項「不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。」とあることから、不法行為（損害）が発生した地

このとき適用される法律は、法の適用に関する通則法第17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による」から類推して、損害発生地の法律が適用されるのが一般的ですが、各国の原賠制度は自国内の原子力事業者を対象としているため外国の原子力事業者が加害者となるような越境損害には適用できず、他国で事故が発生した場合は一般の不法行為法、自国で事故が発生した場合は原賠法が適用されます。

また判決の執行は、民事訴訟法118条（外国裁判所の確定判決の効力）に則って執行されることとなります。

【近隣諸国・地域の原賠制度比較表】

国名		日本	韓国	台湾	中国	
原子力損害賠償条約締結状況		未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	
原賠法 (中国は 国务院回答)	事業者責任	有限・無限	無限	有限	有限	
		責任限度額	—	3億SDR (約371億円)	賠償措置額と同額	賠償措置額と同額
	賠償措置額	原通貨	1,200億円	500億ウォン	42億台湾ドル	3億元
		円貨	1,200億円	約35億円	約109億円	約37億円
		小額特例措置	有	有	有	有
	政府補償・援助	有・無	有	有	有	有
		内容	損害額の賠償措置額超過時は、必要と認める場合に援助	損害額の賠償措置額超過時は、必要と認める場合に援助	措置額超過時には貸付	損害額の賠償措置額超過時は援助
		限度額	—	—	—	8億元 (約98億円)
	免責事項		社会的動乱、異常に巨大な天災地変	国家間の武力衝突、敵対行為、内乱または反乱	国際武力紛争、戦争行為、国内暴動、または重大な自然災害に直接起因する場合	武力衝突、敵対行為、内乱あるいは暴動、または重大な自然災害によって生じる場合
	原子炉基数 (平成23年 1月1日現在)	運転中	54基	20基	6基	13基
建設・計画中		15基	8基	2基	53基	
合計出力		6844万kW	2732万kW	790万kW	6975万kW	

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

Q1

韓国の
原子力開発事情

「韓国の原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- 1978年に最初の原子力発電所が運転を開始し、現在は20基1772万kWが運転中、6基680万kWが建設中、2基280万kWが計画中です。
- 欧米企業からの技術導入を基に国産化・標準型炉開発が進められており、2012年に完全国産化を達成する計画が立てられています。
- 自国の原子力発電所建設だけでなく、1990年代以降、IAEAへの協力や、他国とのコンサルタント契約などを通して国際展開への努力が続けられており、2009年にはアラブ首長国連邦（UAE）の原子炉建設計画で4基の建設と運転を受注しました。

解説

韓国は1956年に米国と原子力協力協定を締結、1962年に初の研究炉TRIGA-MARK IIが臨界に達し、1978年に初の原子力発電所である古里1号機が運転を開始しました。現在では20基1772万kWの原子力発電所が運転中、6基680万kWが建設中、2基280万kWが計画中で、一次エネルギー供給の約15%、総発電設備容量の約25%、総発電電力量の約35%を原子力が占めています。

韓国は1991年に北朝鮮と「朝鮮半島の非核化と平和構築のための宣言」に署名し、再処理施設、濃縮施設の保有を放棄しており、また、外国に再処理を委託することも米国の同意を得られる見通しが立たないため、使用済燃料は2016年まで原子力発電所のサイトに貯蔵することを決定しています。しかしながら2016～2018年までに各発電所の貯蔵施設が満杯になってしまうという差し迫った状況もあり、2014年の韓米原子力協定改定に向けて、これまで禁止されてきた再処理への道を開くことを交渉において強く要求しています。

韓国は、原子力関係の制度や法令、基準等の多くを日本から取り入れています。原子力発電開発は米、加、仏などの欧米企業と連携し、それを自力更新する形で進めてきました。1970年代に完成品受け渡し契約の形から始まり、1983年に策定した「原

子力発電所標準化計画」や2008年に策定した「第一次国家エネルギー基本計画」などに沿って加圧水型軽水炉（PWR）の国産化・標準型炉開発が進められ、2012年に完全国産化することを目指しています。韓国の原子力発電所における2000年以降の設備利用率は、世界平均の79%を大きく上回る90%超を継続しており、世界トップクラスの稼働率が維持されています。

また、1990年代以降、韓国は国際原子力機関（IAEA）等への協力、中国とのコンサルタント契約や原子力発電所建設の受注、トルコとのコンサルタント契約など、国際展開への努力を続けてきましたが、李明博政権になってからは特に積極的な動きを見せており、2009年にはアラブ首長国連邦（UAE）の原子炉建設計画で4基の建設と運転を受注しました。これを踏まえて示された「原子力発電輸出産業化戦略」（2010年1月）では、2030年までに累計80基の受注を目標としています。

なお、現在までに、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フランス、インドネシア、日本、ヨルダン、カザフスタン、モンゴル、ロシア、アラブ首長国連邦、英国、ウクライナ、米国、ベトナム、アルゼンチン、ベルギー、チェコ、チリ、ドイツ、ルーマニア、スペイン等との間で二国間原子力協定等を結んでいます。

Q2

韓国の原賠制度

「韓国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- 韓国の原賠制度は日本の制度と良く似たものとなっています。
- 日本の制度と大きく違う点は、原子力事業者の責任限度額を設けている点や、賠償措置額が日本のおおよそ 30 分の 1 程度である点などです。
- 韓国は原子力損害賠償に関する諸条約に加盟していませんが、現行法（2001 年改正）は、原子力損害の定義や責任限度額の点などにおいて、改正ウィーン条約や CSC に対応できるような内容となっています。

解説

韓国は原子力開発を始めるにあたり、技術は欧米から取り入れましたが、制度や法令、基準等の多くを日本から取り入れています。原賠制度も日本の「原子力損害の賠償に関する法律」を参考に1969年に「原子力損害賠償法」が作られてきましたが、現行法は国際条約の加盟を視野に入れた内容となっています。

2002年1月1日より施行されている韓国の現行の原賠制度において、日本の制度と異なるのは、主に以下の点です。

- ・賠償措置額は500億ウォン(約35億円)であり、日本の1200億円と比べて極端に少なく(約30分の1)、中国の3億元(約37億円)と同程度である。
- ・賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合、必要と認められる場合は政府が原子力事業者に対して必要な援助を行う(第14条の2)のは日本と同様だが、原子力事業者の責任は無限責任ではなく、3億SDR(約371億円)までの有限責任(第3条の2)となっており、改正ウィーン条約や補完基金条約(CSC)に対応可能となっている。
- ・第2条2項において、「原子力損害」の定義に以下二種類の費用が追加されており、改正ウィーン条約に対応可能となっている。
 - ▶重大な環境の損傷を原状復帰するために災害措置法等の関係法令による措置計画に従って取った、又は取らなければならない措置の費用
 - ▶原子力事故を発生させる重大かつ緊急の危険がある場合にこれによる損害や費用の発生を防止したり最小化するために、災害措置法等の関係法令による措置計画に従ってとった防止措置費用(防止措置による追加的な損失又は損害を含む)
- ・生じた原子力損害が、「国家間の武力衝突、敵対

行為、内乱又は反乱による場合」は、事業者の責任が免責となり(第3条)、この条件は改正パリ条約、改正ウィーン条約、CSCの全てに適合する。我が国では「異常に巨大な天災地変」も免責となるため、CSCにしか対応してない。

- ・原子力損害の賠償責任は原子力事業者に集中されているが、資材の提供や役務の提供を行った者を含む第三者に故意や重大な過失があった場合には、その者に対して求償できる(第4条)。故意だけでなく重大な過失の場合も求償権を認めており、故意のみ求償権を認める我が国と違いがある。
 - また、改正パリ、改正ウィーン、CSCでは、原子力事業者の求償権は個人の故意の場合に限定されており、この点では大きな差異がある。
- ・原子力損害賠償の請求権は10年経過すると時効により消滅する。ただし身体障害、疾病発生及び死亡による原子力損害賠償の請求権の消滅時効は30年となっている(第13条の2)。この条件は改正パリ条約、改正ウィーン条約、CSCの全てに適合する。我が国では不法行為の消滅時効は20年であるため、CSCにしか対応してない。

韓国は原子力損害賠償に関する諸条約(パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約(CSC))には加盟していませんが、2001年に改正され2002年1月1日より施行されている現行法は、原子力損害の定義や責任限度額の点などにおいて、改正ウィーン条約やCSCに対応することができるものとなっています。

なお、その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約(NPT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEAの保障措置協定、追加議定書も締結しています。

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

Q1

中国の
原子力開発事情

「中国の原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- 中国における最初の原子力発電プラント秦山1号機は、1985年3月に建設工事着工、1991年10月に臨界、1994年4月に営業運転開始となりました。
- 中国では現在13基1085万kWの原子力発電プラントが運転中であり、30基3324万kWが建設中、さらに23基2566万kWが計画されています。
- 政府の「中長期原子力開発計画」では2020年までに4000万kWを運転開始し、2030年までに2億kWを目指すことになっています。
- 中国では原子炉の主要機器の国産化が進められており、現時点の国産化率は80%となっています。

解 説

中国のエネルギー消費は 1978～2007 年の 30 年間に 4 倍に増加しており、現時点で世界第 2 位(石炭換算で 260 億トン)となっています。資源別に見ると、石炭が 7 割、石油が 2 割、原子力は 0.8% であり、環境への影響の観点などから、石炭に依存しているエネルギー消費構成を適正化することが急務です。

中国政府は 2005 年から 2020 年を対象とした「中長期原子力開発計画」において、原子力発電設備容量を 2020 年までに 4000 万 kW まで拡大するとしており、さらに 2030 年までに 2 億 kW を目指しています。

中国の原子力発電の基本方針は、安全性と経済性を重視しつつ、海外の先進的技術を導入すると共に、国内技術の向上による原子力発電所の建設能力の確立、100 万 kW 級 PWR－高速炉－核融合炉の開発路線の進展、国内原子力産業体系の構築とされています。

2011 年 1 月 1 日現在、13 基 (PWR 11 基、PHWR 2 基) 1084 万 .8000kW の発電炉が運転中であり、30 基 3324 万 .2000kW が建設中、さらに 23 基 2566 万 2000kW が計画されているため、4000 万 kW は予定より 5 年早い 2015 年に達成できる見込みとなっています。

また、世界原子力協会 (WNA) の 2010 年 4 月時点の調査によると、今後 15 年以内に稼働を目指す原子力発電は世界で 539 基にのぼり、中国は 177 基と全体の 32.8% を占めるとされます。

中国の核燃料サイクルについては、ウラン資源、ウラン濃縮、核燃料加工、使用済み燃料再処理のリサイクル方針に則り、海外からの技術導入・研究開発および関係施設の計画・建設を進めています。

中国の自主化・国産化路線により、プラントの主要機器 (圧力容器、蒸気発生器、原子炉冷却ポンプ、炉内構造物など) の国産化が急速に進められ、現時点で 100 万 kW 級の原子炉の国産化率は 80% となっています。

Q2

中国の原賠制度

「中国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- 中国の原子力関連法規は未だ十分な状況にあるとは言えず、原子力法については草案が相当以前に作成されたものの制定されるに至っていません。
- いわゆる原賠法についても、国の法律として制定されていませんが、原賠制度に関する国務院の見解により、制度の方針が示されています。
- 事業者の責任は有限（限度額までのみ責任を負う）であり、賠償措置額は日本の30分の1程度です。また、政府補償も有限となっています。
- また、こうした特殊な制度が示すように、中国は現在、原賠制度に関する国際条約には加盟していません。

解 説

中国の原子力関連法規については、国の法律では「放射能汚染防止法」が存在する程度であり、各種の規制・防護・損害賠償・国際協力等に関わる事項は国務院の行政法規、各行政部門の規則、国際条約等に拠っています。

原賠制度に関する法律案については、1989年7月に全人代常務委員会に提出された中国原子力法(草案)の第10章「原子力損害の賠償責任」に記載されていますが、原子力法自体が未だ制定されていないこともあり、実際上の原賠制度については国務院から1986年及び2007年に公布された文書で示されています。ちなみに、2007年の国家原子能機構宛文書「原子力事故の損害賠償責任問題に関する国務院の回答」によれば、原賠制度の基本的事項である責任集中、責任限度額、損害賠償措置、国家補償、免責事項等、損害賠償責任に関する基本方針が示されており、事業者の最高賠償額を3億元(約37億円)とし、その財務的な保証措置として保険への加入を求めています。賠償すべき総額が規定された最高賠償額を超えたときには、国家が8億元

(約98億円)を限度に財務補償を提供します。また、事業者の免責事項として、武力衝突、敵対行動、戦争あるいは暴動により直接生じた原子力事故によって引き起こされた損害が挙げられています。

なお、中国の原子力法に係る最近の動向として、2010年から原子力法の制定に向けて再度検討が進められ、2011年1月には国務院の立法作業計画に組み込まれており、福島原発事故の発生を受けて草案作成が加速しているともいわれています。

原子力に関わる国際条約については、中国は「原子力事故の早期通報に関する条約」と「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(原子力事故援助条約)」の締約国ですが、原賠に関しては何れの国際条約(パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約(CSC))にも加盟していません。

また、中国においては損害賠償措置の財務的保証の役割を担う中国原子力保険プールが組織されており、我が国をはじめ世界各国の保険プールとの間で原子力保険に関わる再保険取引を行っています。

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

Q1

インドの
原子力開発事情

「インドの原子力開発
はどのように進んで
きましたか？」

A1

- インドは 1947 年の建国時より英国、米国、カナダなどの協力を得ながら原子力開発を進めていましたが、1974 年に核実験を行ったことにより国際協力を得られにくくなり、以降自主開発や国産化の道を歩んできました。
- しかしながら、近年の原子力カルネサンスへの変化を背景に、2005 年に米印間で原子力協力の合意が成立したことから、2008 年には IAEA が保障措置協定を承認したうえで、原子力供給国グループ（NSG）からの例外措置を受けることとなり、同 10 月に米国と正式に原子力協力協定を締結しました。
- インドでは現在、19 基 456 万 kW の原子力発電プラントが運転中であり、原子力発電の全発電量に対する割合は 3% 程度ですが、8 基 552 万 kW が建設中、さらに 2032 年までに原子力発電設備容量を 6300 万 kW に拡大する計画を持っています。

解 説

インドは1947年の建国時から原子力を国家戦略と位置づけてその研究・開発を行っており、インド憲法発布前の1948年には原子力法が制定され、原子力政策の要ともいえる原子力委員会（AEC）が発足しています。以来、1956年には英国の協力によりアジア初の研究炉 APSARA が臨界、1969年には米国の協力のもと2基のBWRが運転開始、1973年にはカナダの協力で1基のCANDU炉が運転開始しました。

ところが、中国の核保有に影響を受け、1974年にインドも核実験を実施したことから、カナダや米国などが協力を停止し、さらに国際的な輸出規制のためのNSGを設置したため、インドは原子力関係の資機材や技術の輸入ができなくなり、ウラン燃料、重水、原子炉関係機器などの調達から、建設・運転・保守の技術に至るまで国産で賄わざるを得なくなりました。

1998年にインドが実施した2回目の核実験は多くの国の反発を招きましたが、その後、インドが核不拡散に協力する姿勢を見せたこともあり、2005年には米国の対印原子力政策が転換され、2008年8月のIAEA理事会による対印保障措置協定案の承認、同9月のNSGによるインドへの原発輸出の承認を経て、同10月に米印原子力協力協定が署名されて、発効しました。

インドでは現在、インド国営原子力発電会社がカナダCANDUの設計をもとに独自開発した加圧水型重水炉（PHWR）を主体に、米国から導入されたBWR2基とカナダから導入されたCANDU2基を含む19基456万kWが運転中であり、またロシア製のVVER2基や高速増殖原型炉1基を含む8基552万kWが建設中、さらに2032年までに40数基を建設・稼動することによって原子力発電設備容量を6300万kWに拡大する計画を持っています。

この巨大な原子力市場を巡って現在、フランス、米国、カザフスタン、モンゴル、ナミビア、アルゼンチン、ロシア、カナダの8カ国がインドと二国間協定を結んでいます。また、英国、韓国もインドとの協定締結に向けて交渉を行っており、我が国も2010年6月に日印原子力協定締結に向けた交渉を始めました。

原子力関係の国際条約への加盟状況については、
・「原子力安全条約」、「原子力事故早期通報条約」、
「IAEA保障措置協定」、「核物質防護条約」に加盟
・「核不拡散条約（NPT）」、「使用済燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約」、「包括的核実験禁止条約（CTBT）」、その他原子力損害賠償に関わる諸条約には非加盟（2010年10月にCSCに署名したが未批准）
という状況にあります。

Q2

インドの原賠制度

「インドの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- インドは建国早々の1948年に原子力法を制定しましたが、その後60年余を経た2010年に9月に原賠制度に関する法律である「原子力損害に関する民事責任法(原子力責任法)」が制定されました。
- インド政府は、今後の原子力発電事業の進展には国際的な協力を獲得することが不可欠との政策判断のもと、2008年10月の米国との原子力協力協定の締結するとともに、原子力責任法を議会内外での論争の末、2010年9月に制定しました。
- この法律は原賠制度の基本的原則事項(責任集中、厳格責任、賠償責任限度額、賠償措置、国の責任など)に加え、賠償請求に関わる裁定の体制や手続き等も定めてありますが、一部の規定は基本的原則を損なう側面を有しています。
- 2010年10月にはCSCに署名しましたが、未だ批准していません。

解説

インド建国の翌年1948年には最初の原子力法が制定され、現在では1962年原子力法が原子力に関連した諸活動に関する基本法となっています。原子力関係組織では、その頂点に原子力委員会(AEC)があり、その下にある原子力規制委員会(AERB)と原子力省(DAE)によって、「放射線防護規則(1971年)」および原子力に関わる「仲裁手続き(1983年)」、「鉱山作業、鉱物、所定物資の取扱(1984年)」、「放射性廃棄物の安全処分(1987年)」、「工場(1996年)」、「食品照射管理

(1996年)」の各規則が制定されています。

原賠制度に関する法律については、2009年11月にインドの内閣は原子力事故による人身・財物・環境に対する甚大な損害を懸念し、また越境損害による国際的な賠償責任も勘案して、原子力損害賠償責任法案を承認しましたが、左派政党が反対したことなどにより、一旦、議会への提出が見送られました。当該法案は2010年5月に議会に提出され、議会の中で反対者への対応として原子力事業者の責任限度額の引上げ(原案の50億ルピーが3倍の150億ルピー(約239億円)に引上げ)等の修正

がなされ、8月25日下院通過、同月30日上院通過し、9月21日の大統領署名により成立しました。本法案の審議に当たっては、インド国内では1984年に発生したインド・ポパールの有害ガス漏出による大災害に関わる賠償責任や刑事訴訟を問題とする視点から論議を呼び、また国外においても一般的な原子力責任法や国際条約との乖離事項もあることから批判があります。

本責任法は、I 序章、II 原子力損害の賠償責任、III 賠償請求に関わる裁定者、IV 賠償請求と裁定、V 原子力損害賠償裁定委員会、VI 違反と罰則、VII 雑則の7章49条から成っており、事業者の無過失責任や責任集中、責任限度額の設定、国の役割など原賠制度の基本的内容を備えているものの、事業者の供給者に対する求償権(17条)、他の法律による事業者への賠償請求(46条)などの規定もあり、原賠制度の基本的原則を損なうものとされています。

主な条項について、以下に記述します。

- ① 事業者の責任(4条)
 - ・ 厳格責任とし、無過失責任の原則にもとづく
 - ・ 複数の事業者の係る責任は連帯責任とする
 - ・ 1サイト内の複数施設の原子力事故は1つの原子力事故の責任範囲とする
- ② 事業者の免責(5条)
 - 次に起因する事故は免責となる
 - ・ 異常な性質の巨大な天災地変
 - ・ 武力紛争行為、敵対行為、内戦、反乱、テロ行為
- ③ 責任限度額(6条)
 - ・ 1原子力事故当たりの責任限度額は、3億SDRに相当するルピー、又は政府が定めるそれ以上の額
 - ・ 1原子力事故当たりの事業者の責任限度額は、10MW以上の原子炉の場合に150億ルピー、10MW未満の原子炉・使用済燃料再処理以外の燃料サイクル施設・核物質の輸送の場合に10億ルピー、使用済燃料再処理の場合に30億ルピーとする
 - ・ 政府は告示により責任額を上げることができる
- ④ 国の責任(7条)
 - ・ 事業者の責任限度額を超える原子力損害

- ・ 事業者の免責部分
- ・ 上記の対応のため、政府は事業者から賦課金を徴収し原子力損害賠償基金を設ける
- ⑤ 損害賠償措置(8条)
 - ・ 事業者は保険若しくはその他の資金保証により手当てする
- ⑥ 事業者の求償権(17条)
 - 事業者は6条による賠償を行った後に、次の場合に求償権を有する
 - ・ 契約書にその権利が明記されている場合
 - ・ 供給者又はその従業員の行為による結果から生じた原子力事故の場合であって、明らかな又は潜在的な欠陥のある設備、材質又は基準以下の用役を含む
 - ・ 個人の故意による行為から生じた原子力事故の場合
- ⑦ 賠償請求権の期限(18条)
 - 原子力損害に係る賠償請求権の消滅期限は次の通り
 - ・ 政府による告示の事故発生日から、財物損害の場合は10年、人身傷害の場合は20年とする。
 - ・ 事故前に盗取、喪失、投棄、放棄された核物質による原子力事故の場合の期限は、事故発生日から10年とし、盗取等の日から20年を超えないものとする
- ⑧ 他の法律との関係(46条)
 - ・ 本法は既に施行の他の法律の有効性を損なうものではなく、他の法律による事業者に対する訴訟を妨げない

その他に、III～V章では賠償請求に関する裁定者の任命や権限、裁定委員会の設置、請求の手続きや裁定方法等が規定されています。

なお、インドは現在、原子力損害賠償に関する補完基金条約(CSC)に署名しており、インド議会にて批准手続の段階にあります。一方では事業者の求償権に係る条項の問題もあり、今後の成行きが注視される所です。なお、インドの加盟が承認されても、CSCの発効に必要な原子炉熱出力4億KWに及ばない状況です。

Q1

ロシアの
原子力開発事情

「ロシアの原子力開発
はどのような状況で
すか？」

A1

- ロシアでは旧ソ連時代に早くから原子力開発が行われ、独自の軽水冷却黒鉛減速炉（RBMK）やロシア型加圧水型炉（VVER）が開発、導入されました。
- ロシアは米仏日に続いて世界第4位の原子力大国であり、28基 2419万kWの原子力発電所が運転されており、さらに建設中、計画中のものが多数あります。また、海外へロシア型原子力発電炉の積極的な輸出を展開しています。
- ロシアでは軍事と民生の両方を含むすべての原子力関連組織が国家会社「ロスアトム」社により統括されており、極めて強力な原子力開発・推進がなされる環境にあります。
- 旧ソ連のウクライナ共和国（現ウクライナ）で1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故では、原子炉の暴走により炉心損傷に至り、多量の放射性物質の外部放出を生じるなど史上最悪の原子力事故となり、国境を越えた損害もありましたが、旧ソ連から他国への賠償は行われませんでした。

解説

1946年に旧ソ連で初めて臨界を達成した研究炉F1は原爆開発のためのものでした。その後、1954年に実用規模では世界最初の原子力発電所である電気出力5000kWの軽水冷却黒鉛減速炉を運転開始し、この経験を基に出力増強した旧ソ連独自の軽水冷却黒鉛減速炉(RBMK)を中心として、原子力開発が進められました。また、RBMKとは別のロシア型加圧水型炉(VVER)の開発も1950年代から開発が進められており、1970年代以降はVVERが積極的に採用されています。

現在、RBMK11基、VVER16基、高速増殖炉1基の28基*2419万kW(*他に電気出力10万kW以下の炉が9基ある)が運転されており、ロシアは米仏日に続いて世界第4位の原子力大国です。ロシアでは、ウラン採掘、濃縮、燃料製造、原子力発電所運転、使用済み燃料再処理などの原子力サイクルに加えて原子力発電所用機械製造も含めた民生用の全ての業界企業を傘下に置く「アトムエネルギープロム」社をはじめ、核兵器部門、研究機関、核安全・放射線防護機関など、軍事と民生の両方を含むすべての原子力関連組織が国家会社「ロスアトム」社のもとに統括されており、原子力界のすべてが一体となっています。

このような体制が国内原子力産業の発展はもとより国外への原子力発電所輸出にも大きな原動力となっており、既に輸出実績がある中国、ブルガリア、ハンガリー、スロバキア等のほか、中東、アフリカ、

アジアの新規原子力導入国への輸出も有望視されています。

1986年4月26日、旧ソ連のウクライナ共和国(現ウクライナ)のチェルノブイリ原子力発電所4号炉(100万kW、軽水冷却黒鉛減速炉：RBMK-1000)において、外部電力供給停止時のタービン発電機の慣性エネルギーの実験中に事故が発生しました。有名なチェルノブイリ原発事故です。原子炉低出力時の不安定性や安全規則違反となる操作により、原子炉出力が急上昇し、燃料の加熱、水蒸気爆発、圧力配管の破壊、原子炉・建屋の破壊により、大量の放射性物質などが外部に放出され、31名が死亡、多くの作業員が高線量被ばく、周辺地域の13万5000人が避難し移住させられ、その後周辺地域では多くの小児甲状腺がんが報告されるという史上最悪の原子力事故となりました。

国際原子力事象評価尺度(INES)では、このチェルノブイリ事故はレベル7「深刻な事故」に該当し、この事故による放射性物質の飛散は旧ソ連3国であるベラルーシ、ウクライナ、ロシアの広範囲な地域を汚染し、さらに国境を越えて他国にも損害を与えましたが、旧ソ連から他国への賠償は行われませんでした。この事故の重大性を踏まえて、原子力安全文化(セイフティカルチャー)の醸成を図るための国際的協力が活発化されるとともに、ウィーン条約、パリ条約の改正議定書が採択されるなど、原子力損害賠償に関わる国際条約の拡充が図られてきています。

Q2

ロシアの原賠制度

「ロシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- ロシアにおいて原子力関係の法整備が進んだのは旧ソ連崩壊後であり、「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」が制定されたのは1995年でした。
- ロシアの原賠制度は「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」の中に規定されており、原賠制度の基本的原則（責任集中、無過失責任、賠償責任額、賠償措置）がほぼ網羅されており、環境損害に関する規定もあります。
- 原子力施設運転者の責任限度額はウィーン条約の責任限度額と同等の500万ドル（1963年4月29日時点での500万米ドル＝約200億円）、賠償措置額も同額のため、日本の賠償措置額の6分の1程度となっており、これを超えるものは政府により補償されるとされています。

解説

旧ソ連時代には、原子力開発において安全規制関連の法令、基準・規則類はなく、1970年代に入ってから基準・規則類が整備され始めました。チェルノブイリの事故時点でも法律の整備はなく、ロシアになった後ようやく行われました。

1995年に「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」、1996年に「住民の放射線安全に関する連邦法」が制定されており、原賠制度は「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」の第XII節に「被曝により法人および個人ならびに健康が被った損失および損害に対する賠償責任」として定められています。

また、ロシアは2005年にウィーン条約に加盟しましたが、1997年採択・2003年発効の改正ウィーン条約には加盟していないため、条約上における賠償の範囲や賠償額などについては、必ずしも、現在の国際的水準から見れば十分なものとは言えないでしょう。

原賠制度を規定する連邦法の第XII節は、第53条「被曝による個人、法人の損害に関わる賠償責任」、第54条「被ばくによる損害に関わる民事責任の根拠」、第55条「被ばくによる損害の賠償責任の種類と責任限度」、第56条「被ばくによる損害に関する資金的措置」、第57条「被ばくによる損害の補償への国の参画」、第58条「被ばくによる損害の賠償期限」、第59条「放射線による環境損害に対する賠償」、第60条「施設における作業従事者の放射線損害に関わる補償」から構成されています。

具体的には、原子力施設運転者に対する責任集中、無過失責任、賠償責任限度額、賠償措置などが規定されている他に、運転者の責任限度額を超える賠償責任は国が補償する、損害賠償請求期限は3年とする、運転者は本法律及びその他の法律に基づく環境損害の責任を負う、施設における従事者の身体障害は連邦法により補償するとされており、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。

ロシアでは賠償責任の上限は「ロシア連邦の国際協定によって定められた額を超えてはならない」と規定されているので、ロシアが加盟しているウィーン条約で定められている500万ドル（1963年4月29日時点での500万米ドル＝約200億円）が運転者の賠償責任の上限となり、この金額までの賠償措置が義務付けられています。賠償措置額は中国や韓国より相当に高いレベルではありますが、我が国の1200億円と比べて6分の1程度となっています。ただし、運転者の責任限度額を上回る場合は、政府が運転者に必要額を提供することにより、賠償請求に対処する仕組みとなっています。

なお、ウィーン条約以外の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA保障措置協定（自発的協定）、追加議定書も締結しています。

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2010年10月号掲載分をもとに修正)

21. フランスの原子力開発事情と原賠制度

Q1

フランスの
原子力開発事情

「フランスは世界第2位の原子力大国ですが、原子力開発はどのように進んできましたか？また、現在どのような状況ですか？」

A1

- フランスでは政府主導のもと、政府出資企業が中心となって原子力開発が進められてきましたが、今では米国に続いて世界第2位の原子力発電大国であり、2010年1月1日現在、58基 6588万kWの原子力発電所が運転中、総発電電力量に占める原子力の割合も例年7割を超えています。
- フランスの最初の商用原子力発電は、プルトニウム生産、兼発電炉として開発され、1958年に運転開始されたガス冷却炉（GCR）ですが、その後PWR型軽水炉に切り替えられ、一本化されました。
- フランスは日本同様にエネルギー資源がほとんど存在しないため、第一次石油危機をきっかけとして原子力によりエネルギー自給率を上げ現在は電力の輸出国となっています。
- 1993年以降、フランスでは新規発注は停滞していましたが、国内のリプレースや海外市場向けに第3世代原子炉である欧州加圧水型炉（EPR）が開発され、フランス国内では2007年12月にフラマンビル3号機の建設に着工、2012年に運転が開始される見込みです。
- 近年では、新規原子力導入国と原子力協力協定を締結し、積極的な援助・協力を行うなどして、国を挙げて原子力プラント輸出を推進しています。

解 説

フランスの原子力開発はフランス原子力庁(CEA)が主導し、原子炉製造および原子燃料サイクルはCEAが8割を出資するAREVA社(持株会社)のAREVA NP社(旧フラマトム社)およびAREBA NC社(旧コジェマ社)が携わり、発電所運転はフランス電力公社(EDF)が担当するというように、政府出資企業を中心に政府主導のもとで原子力開発が進められてきました。

AREVA NP社の前身であるフラマトム社は、米国ウェスチングハウス社の資本・技術が入ったコンソーシアムでしたが、炉型をPWRに一本化、標準化したうえで、資本の国産化、技術の国産化に成功し、現在では世界有数の原子炉メーカーとなっています。

フランスは日本同様にエネルギー資源がほとんど存在せず、石炭や石油は輸入に頼っているため、1973年の第一次石油危機をきっかけに原子力による電源開発を推進し、1973年には24%であったエネルギー自給率が1990年には50%にまで到達し、原子力はエネルギーの自立と安定供給に大きく寄与するものとなりました。その後、電力需要の伸びが鈍化している中でも原子力発電所の建設が順調に進んだため、現在は国内需要を上回る発電設備を持っており、イタリア、ドイツ、スイスなどの近隣諸国に相当量の電力を輸出しており、地球温暖化防止にも大きな貢献をしています。

核燃料サイクルの一環として早くから高速増殖炉の開発に着手し、1974年に原型炉フェニックス(FBR、25万kW)が運転を開始しましたが、社

会・共産・緑の党による反原子力連立政権の発足に伴って1998年には世界初の商業規模の実証炉スーパーフェニックス(FBR、124万kW)が閉鎖され、2010年2月1日には原型炉フェニックスも役割を終えました。

核融合分野では、CEAはトカマク試験装置などによる各種の研究を進めるとともに国際的な研究開発である国際熱核融合実験炉(ITER)計画に参画し、現在、国際的な組織・ITER国際核融合エネルギー機構のもと南フランスのカダラッシュにおいてITER建設が進められています。

また、日本で発生する使用済み燃料の再処理は、その大部分をフランスやイギリスに委託していますが、フランスではノルマンディー、ラ・アーク再処理工場で処理され、ガラス固化体として日本に戻されてきます。

フランスでは1993年にシボー2号機が発注されて以来、新規発注は停滞していました。しかし、2020年に設計寿命を迎える既存の90万kW級PWRのリプレースや、欧州、米国、アジア等の海外輸出市場向けとして、第3世代原子炉である欧州加圧水型炉(EPR、160万kW)が開発され、オルキルト3号機(フィンランド)、フラマンビル3号機(フランス)として2012年に運転が開始される見込みとなっています。

またフランスは、ベトナム、ブラジル、ヨルダン、トルコ、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、アルゼンチンなどの新規原子力導入国と原子力協力協定を締結しており、積極的な援助・協力を行うなどして、国を挙げて原子力プラント輸出を推進しています。

21. フランスの原子力開発事情と原賠制度

Q2

フランスの原賠制度

「フランスは OECD の主要国であり、原子力損害賠償に関わるパリ条約に加盟していますが、同国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- フランスの原賠制度は加盟しているパリ条約を基本としており、各国の裁量に委ねられている部分を国内法で規定しているのが特徴で、運転者への責任集中、無過失責任、責任限度額、損害賠償措置、国の補償など、原賠制度の基本的な原則はパリ条約と国内法を組み合わせられて規定されています。
- 国内法は、「原子力分野における民事責任に関する 1968 年 10 月 30 日の法律 No.66-943」が根幹となってその後に数回にわたる法改正が行われています。最新では 2006 年 6 月 13 日に改正され、2004 年のパリ条約追加議定書（改正パリ条約）およびブラッセル補足条約・追加議定書に対応するようになっていますが、この改正法の発効には改正パリ条約の発効が要件とされています。
- したがって、現時点で適用される法律では、運転者の賠償責任限度額は約 9150 万ユーロ（約 98 億円）、ブラッセル補足条約に基づく国の補償限度額は約 3 億 8110 万ユーロ（約 412 億円）となっていますが、改正パリ条約が発効すると運転者の責任限度額は 7 億ユーロ（約 756 億円）に、さらにブラッセル補足条約・追加議定書が発効すると国の補償限度額は 15 億ユーロ（約 1621 億円）に、引き上げられます。

解説

フランスの原賠制度はパリ条約、ブラッセル補足条約を基本として成り立っており、条約において各締約国の裁量権限に委ねられている部分を「原子力分野における民事責任に関する法律」として国内法で規定しているのが特徴です。用語の定義、適用範囲、運営者への責任集中、損害賠償措置、免責事項、裁判管轄、準拠法などについてはパリ条約（改正議定書を含む）に規定されているため、国内法では特に規定されていません。なお、改正パリ条約及びブラッセル補足条約・追加議定書は未だ発効しておりません。

2006年6月13日に改正された法律は、改正パリ条約が発効しなければ適用されませんが、その主な事項は以下の通りです。

- ・法律の目的（第1条）
- ▽この法律は1960年のパリ条約、1963年のブラッセル補足条約、1964年、1982年および2004年のこれらの条約の追加議定書で各国の裁量に委ねられた措置を規定する。
- ・適用範囲（第2条）
- ▽適用の対象は、個人及び法人であって、パリ条約等の適用範囲に含まれる。
- ・原子力損害の定義（第3条）
- ▽原子力損害はパリ条約の規定（改正パリ条約の第1条aのVIIに規定される損害：死亡・身体障害、財産の滅失・毀損、経済損害、環境損害、防止措置費用など）が適用される。
- ・運転者の責任限度額（第4条）
- ▽運転者の責任限度額は同一の原子力事故につき7億ユーロ。ただし、リスクが限定的な場合には7000万ユーロに減額される。
- ・国の補償（第5条）
- ▽運転者の責任限度額を上回る部分はブラッセル補足条約（追加議定書）に定めた15億ユーロを限度に国が補償する。
- ・財務的保証（第7条）
- ▽運転者は責任限度額を保険等によって財務的保証を行い、これについて、所管大臣の承認を受けなければならない。
- ▽規定された条件に基づき、運転者の保険等の財務

的保証は国の保証に代替される。

- ・国の負担（第8条）
- ▽被害者が、保険者、その他財務的保証者、運転者のいずれからも補償を受けることができない場合には、4条に定めた額を限度として、第5条の範囲で国が負担する。
- ・輸送（第9条）
- ▽原子力物質の輸送に関する運転者の責任限度額は8000万ユーロ（約86億円）。ただし、フランス領土を通過する際で、パリ条約の適用されない輸送の場合には12億ユーロ（約1297億円）。
- ▽財務的保証を保険者等が発行する証明書により証明しなければならない。
- ・身体障害の損害リストの作成（第10条）
- ▽身体障害の損害に関しては、被曝症状を有する被害者のリストが作成される。
- ・賠償金の支払い（第11条）
- ▽被害者に対して暫定的もしくは確定的に賠償金が支払われると、第4条、第5条に定められた責任限度、補償限度を理由として賠償金が取り戻されることはない。
- ・補償の配分方法（第13条）
- ▽法律によって規定された損害賠償の総額が犠牲者の損害全体を補償できないおそれが明らかである場合、4条及び5条で定められた額の補償の配分方式を定めるものとする。
- ・求償の方法（第14条）
- ▽被害者は保険者、その他保証者に対して直接賠償請求できる。
- ・時効、除斥期間（第15条）
- ▽賠償請求権は、原子力事故の日から、死亡・身体障害に関しては30年以内、その他の原子力損害に関しては10年以内に行使しない場合に、消滅時効または除斥期間の適用を受ける。
- ・社会保障、労働災害・職業病補償に関する法律などとの整合（第16条）
- ▽この法律は、社会保障、労働災害・職業病補償に関する法律などによる原則に相反するものではない。
- ・専属裁判管轄権（第17条）
- ▽原子力事故がフランス領土において発生した場合、又はパリ条約の適用により裁判管轄権がフランスの裁判所に与えられた場合には、パリ上級裁判所が専属裁判管轄権を有する。

21. フランスの原子力開発事情と原賠制度

・ ブラッセル条約の失効・破棄

▽ブラッセル条約の失効もしくはフランスの同条約の破棄の場合には、第5条に定める8億ユーロを限度とする国の補償責任はフランス領土で発生した損害に対してのみ適用される。改正パリ条約の発効からブラッセル補足条約・追加議定書の発効までの期間における国の保証責任も同様とする。

上記の改正法の発効には、改正パリ条約の発効が必要となりますが、さらに改正法の発効3ヵ月後には4条、7条、9条、9-1条および9-2条に規定される運転者の賠償責任が措置される必要があります。

フランスはパリ条約、ブラッセル補足条約、ジョイントプロトコールに加盟しており、2006年の改正により国内法は上記条約のほか未発効の改正パリ条約（2004年議定書）にも沿うような内容を整えています。損害賠償措置における保険等の財務的保証（環境損害を含む7億ユーロという巨額なもの）

を得ることが難しい等の事由により、他の改正パリ条約の署名国と同様に改正議定書の批准は行われていません。また、当然とも言えますが、ウィーン条約／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC）には加盟していません。

なお、その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約（原子力事故援助条約）、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA保障措置協定（自発的協定）、追加議定書も締結しています。

また、フランスにおいては損害賠償措置の財務的保証の役割を担うフランス原子力保険プールが組織されており、我が国をはじめ世界各国の保険プールとの間で原子力保険に関わる再保険取引を行っています。

（円換算は2011年11月1日の為替レートによる）

22. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度

Q1

新規導入国の 基本的な課題

「新たに原子力施設を導入しようとする国にとって、あらかじめ整備しておくべき基本事項とは、どのようなことですか？」

A1

- 新規原子力導入国は、原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、核不拡散（Safeguards / non-proliferation）の3Sを確保し、自立的な規制と長期的な政策の下で平和利用を進めることが大切です。
- また、原子力発電を安全、安定的、効率的に運転していくため、あるいは原子力事故による損害の補償などに関する法制度の体系的な整備・制定が必須です。
- 更に、原子力発電のインフラ構築には、人材の確保・教育育成、資金調達、国内関連産業の育成などが不可欠といえます。

解説

原子力平和利用の前提としていずれの国にも、事故を起こさないようにする原子力安全（Nuclear Safety）、核テロを防ぐために核不拡散条約（NPT）の締結と防護対策（Security and Physical Protection）および核拡散を防ぐIAEAの保障措置（Safeguards）の確保が求められており、これらはSafety, Security, Safeguardsの頭文字をとって「3S」と称されています。

IAEAの原子力発電導入に関わるガイドブック・マイルストーンドキュメントでは、3Sを含めた導入プログラムの必要なインフラとして、以下の19項目を挙げています。

(1) **国の原子力政策**：国は原子力計画を明確に示し、この方針につき国内外の理解を得るとともに、国の強力かつ長期的なサポートが重要です。

(2) **原子力安全**：原子力の安全は、原子力の計画・実施に関わる国・規制機関・運転者・メーカー等全ての関係者に求められるものであり、安全の確保は原子力を導入するに当たっての根幹です。

(3) **運営管理**：運営管理の役割と責任は、国の原子力計画の検討から運転までの各段階で変わりますが、各段階の完遂には要求事項をしっかりと保証できるように盛り込むような高度な運営管理が不可欠です。

(4) **資金・財政**：原子力計画のあらゆる段階で多額の資金が必要であり、安定的かつ継続的な財政援助や資金確保が求められます。

(5) **法的枠組み**：法的枠組みは原子力計画に関わる各種団体の義務と責任を定めるものですが、特別な分野を取扱う原子力法では一般法

との調整や国際条約との連携が必要です。

- (6) **保障措置**：「核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT))」に基づく核兵器等製造への転用防止義務を検証するための IAEA の仕組みです。
- (7) **規制枠組み**：原子力計画の長期的な発展には独立した有能な規制組織の存在が極めて重要であり、明確な権限と適切な人材及び予算を持つ組織を設置することが必須です。
- (8) **放射線防護**：あらゆる状況下において、作業従事者、公衆、環境の保護の確保は必須であり、各国は医療、産業、研究分野での放射線防護を規定しています。
- (9) **送電網**：国のエネルギー政策の一つに原子力を採用する場合には、国の電力送電網の規模と形状を考慮することが重要事項となります。
- (10) **人材育成**：原子力の建設、認可、運転、保守や法令に対応するための知識や技術は科学的、技術的な経験・訓練を集積したものであり、これらに関わる人材の育成が必須です。
- (11) **ステークホルダーとの関係**：原子力の安定的な政策環境は大概のステークホルダーとの合理的な判断を必要としており、原子力におけるステークホルダーには、オピニオンリーダーである国や自治体の首長、産業界の首脳、メディアや NGO などが挙げられますが、関係する市民の全てに適切な情報が提供され、対話集会に参加する機会を与えられることが大切です。
- (12) **立地場所と関連施設**：立地場所の選定と評価は原子力計画を決定するための重要事項の一つであり、建設費用と理解促進 (PA) により大きな影響を受けます。原子力発電施設のみならず使用済燃料中間貯蔵施設、廃棄物処理施設なども同様に周到な検討が必要です。
- (13) **環境保護**：環境保護は原子力計画を熟慮する際に十分に留意すべきことであり、通常運転

時における放射性物質の放出には特に考慮が必要です。

- (14) **緊急時計画**：原子力施設は安全性には細心の注意を払って設計、運転が行われ、安全システム設計は施設からの放射性物質の放出を最小限にするようにされていますが、可能性はゼロではなく、異常事象は起こり得ることから施設自体のみならずサイト周辺地域に対する緊急時計画が不可欠です。
- (15) **安全防護対策**：安全防護対策は内外の敵対者による公衆及び環境を危険に晒すような悪意ある行為を防ぐものです。
- (16) **燃料サイクル**：核燃料サイクル戦略は原子力計画の初期段階から必要であり、どのような原子力技術を導入するかに掛かってくる重要な問題です。
- (17) **放射性廃棄物**：放射性廃棄物の取扱い及び廃棄は原子力利用と密接に関係した基本的事項であり、放射性廃棄物は将来世代に過度の負担を押し付けるのを避けるような方法で処理される必要があります。
- (18) **産業基盤**：原子力の建設や運転は多数の製品、機器、業務が要求されるので、これらを支える活動には国内及び当該地域における産業勃興、経済成長が必要とされます。
- (19) **調達**：原子力に関わる資材と業務の調達については、特別な品質や環境上の資格条件を要求する複雑なものとなっており、国や施設所有者、運転者の要求に応じて調達されます。

なお、新規導入国に対して IAEA は、福島事故を受けて 2011 年 6 月に開催された「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議」においても「原子力発電に係る計画の開始を企図している国が、特に、原子力技術の安全かつ安心な利用を支援する効果的な IAEA 技術協力メカニズムの活用により、原子力安全に関する適切な基盤 (IAEA 安全基準、関連するガイダンス及び支援に基づくもの。) を構築することの必要性を強調する。」と宣言しています。

22. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度

Q2

新規導入国の原賠制度
創設に関わる要点

「新規原子力導入国が
原子力損害賠償制度を
創設するとき、どのよ
うなことに留意すべき
とされていますか？」

A2

- 原子力損害賠償に関する制度は原子力を導入するために必須の制度であり、制度の基本的な仕組みはほぼ世界共通とされています。
- 最近の新規導入国では、原賠制度の制定にあたって国内の原賠法と国際条約（パリ条約、ウィーン条約、CSC条約）を連携させて検討する方向にあります。

解説

原賠制度は、IAEAの原子力導入のインフラ項目「法的枠組み」である原子力法の一環として必須のものに位置づけられています。この制度の骨子は、賠償責任の厳格化、原子力施設運営者（事業者）への責任集中、責任の免責、損害賠償措置、責任額の制限、公平な補償などから成ります。

原子力損害の特徴として、ソ連・チェルノブイリ事故（1986年）に見られるように国境を越えた広範囲な損害の発生があります。そのため、多くの新規導入国は、国際的な原子力損害の責任に関する条

約の批准を認識しつつ、原子力損害賠償に関わる国内法の整備・制定を検討する方向にあります。とりわけ、損害賠償措置額が十分に用意できない多くの発展途上国については、加盟国から補完基金が提供されるCSCはメリットが大きいものと思われるようです。

この制度の損害賠償措置における責任額は各国により様々ですが、この数百億円からの責任額を直接保証している国は少なく、多くの原子力既存国では保険制度が利用されています。この損害賠償措置の方法や保険制度の仕組みについては、【24. 新規導入国の原子力損害賠償措置】をご参照ください。

新規原子力導入国

23. 新規原子力導入国の原賠制度

Q1

新規原子力導入国の
制度設備「原子力発電を新規に
導入する国では、原賠
制度もまた導入される
のでしょうか？」

A1

- 現在、世界では 30 カ国が商業用原子力発電を行っており、これに倍する数の国が将来の新規導入を検討している状況にあります。導入にあたっては、発電所自体をはじめ、原子力産業の整備・充実、人材の育成、資金の確保などの基礎的なインフラ整備が必須です。また、こうした物的整備と共に不可欠なのが、原子力に関する法制度の整備であり、原賠制度はこのような法整備における重要項目となっています。
- 原賠制度の骨格は、原子力リスクの特異性に対応した厳格責任、責任の集中、制限的な免責事項、責任額の限度、賠償措置、国家補償などです。こうした基本的原則を立法化し、法制度として整備することが必要となります。
- こうした法整備に関しては IAEA（国際原子力機関）が作成している各種ガイダンス文書が、新規導入国にとって大変に有用となっています。

解説

IAEA では、開発途上国の新規導入にあたって、最終的に自立的に計画を立案実施し、原子力発電を安全、安定的に運転できるような能力を涵養するため、Nuclear Safety Series, Nuclear Security Series, Nuclear Energy Series, Nuclear Law Handbook など各種の基準やガイドブックを作成しています。

このうち、各種のインフラ構築を目指して、検討を重ねていくためのマイルストーンドキュメント [“Milestones in the Development of a National Infrastructure for Nuclear Power,” (2007)] と原賠制度の具体的内容が記載されている原子力法ハンドブック [“Handbook on Nuclear Law” (2003)] は、原賠制度を検討・確立するうえで、非常に有益な資料となっています。

マイルストーンドキュメント

Nuclear Energy Series のガイドの一つで、原子力発電のために必要なインフラ 19 項目（注）について、原子力発電を国の将来のエネルギー計画に組み込むかを検討する予備段階から 1 号機の建設、運転開始までの第 3 段階において、どの段階までにどの程度の整備を図るかを時間軸に区切って示したものであり、導入国が予備段階から運転開始までに検討、実施すべき事項を具体的に把握することができる。各段階の区分は次の通り。

【前段階】

国のエネルギー計画の中で原子力を将来の選択肢の一つに検討する。

【第 1 段階（1～3 年程度必要）】

原子力発電の有用性、意義、取り組みに必要な遵守事項を検討し、第 1 段階の終了では導入に関する国の意思決定を行う。

【第 2 段階（3～7 年程度）】

インフラ整備を実施する。第 2 段階の終了は第 1 号機の入札開始となる。

【第 3 段階（4～6 年程度）】

第 1 号機の建設段階であり、終了は運転開始時となる。

【第 3 段階以降】

安全かつ安定的・効率的な運転のため、保守点検と継続的なインフラの向上が必要となる。

原賠制度に関しても、「国の原子力に関する位置付け」、「原子力安全」および「法的な枠組み」等の項目において、必要性、原子力事業者の責任、国際条約等が記載されている。

（注）国の原子力に関する位置付け（National position）、原子力安全（Nuclear safety）、運営管理（Management）、資金・財政（Funding and financing）、法的な枠組み（Legislative framework）、保障措置（Safeguards）、規制の枠組み（Regulatory framework）、放射線防護（Radiation protection）、送電網（Electrical grid）、人材育成（Human resource development）、ステークホルダーとの関係（Stakeholder involvement）、立地場所と関連施設（Site and supporting facilities）、環境保護（Environmental protection）、緊急時計画（Emergency planning）、安全防護対策（Security and physical protection）、燃料サイクル（Nuclear fuel cycle）、放射性廃棄物（Radioactive waste）、産業基盤（Industrial involvement）、調達（Procurement）の 19 項目。

原子力法ハンドブック

このハンドブックの目的は、原子力エネルギーによる経済的、社会的な恩恵を得るために、導入国が適切な法制度を策定することを手助けすることを目的としている。

原子力は人命、健康、環境への特別なリスクを潜在している一方で医療、農業、発電、産業など広範な分野における多大な利益を約束している。

原子力に対する法制は、一般法制の一部に当たるものであり、多くの国では一般法体系に組み込まれている。

原子力法の主な目的は、原子力エネルギーおよび放射線の利用に関わる事業に対して法制度を定めることにより、人、財産、環境を適切に守るようにすることである。

原子力法の基本的原則として、原子力安全 (safety)、安全防護 (security)、責任所在 (responsibility)、許認可 (permission)、規制当局による継続的な監理 (continuous control)、損害賠償 (compensation)、持続可能な発展 (sustainable development)、国際的な責務の遵守 (compliance)、規制当局の独立性 (independence)、透明性 (transparency)、国際協力 (international cooperation) が挙げられている。

11章原子力損害賠償責任 (Nuclear Liability and Coverage) では、原賠制度の必要性、国際条約を始めとして、文言の定義 (原子力施設、原子力事故、原子力損害、相当因果関係など)、厳格責任、責任集中、免責事項、責任額の限度、除斥期間、賠償措置と補償制度、被害者への公平な賠償、裁判管轄権、輸送に関する賠償責任などについて記載している。

Q2

新規導入国の 制度の現況

「我が国が二国間協力文書に基づき協力している新規原子力導入国に関して、原賠制度はどの程度整備されていますか？」

A2

- 我が国が国際協力の一環として、現在二国間協力文書を締結している新規原子力導入国、ベトナム、インドネシア、カザフスタン、アラブ首長国連邦（UAE）、モンゴルの5カ国について、原賠制度の現況は次の通りです。
- 5カ国のうち、ベトナム、インドネシア、カザフスタンの3カ国には原子力法に定められた原賠制度があります。
- アラブ首長国連邦（UAE）では原賠制度について、原子力損害賠償制度を導入するとの内容を含む白書が公表されています。
- モンゴルでは原子力法が発効していますが、原賠制度の有無については未だ明確になっていません。

解 説

世界中に多数ある新規原子力導入国のうち、我が国が二国間協力文書を締結し、導入に協力している国は、ベトナム、インドネシア、カザフスタン、アラブ首長国連邦（UAE）、モンゴルの5カ国です。

（注）この5カ国に加えて、2010年12月26日現在、我が国が原子力協力文書を締結している国は、ヨルダン、イタリア、ポーランド、マレーシア、クウェート、トルコがあります。

5カ国の法律のうち、ベトナムの原子力法（2009年）、インドネシアの原子力法（1997年）、カザフスタンの原子力利用法（1997年）の中には、原子力事故の際の責任を原子力事業者に集中するなど、

原賠制度の仕組みが規定されています。

なお、アラブ首長国連邦（UAE）では、2008年4月20日に発表された「原子力平和利用の評価と開発可能性に関するアラブ首長国連邦の政策」という白書の中で原賠制度について、UAEが原子力発電を採用した場合には、ウィーン条約、同改正議定書、ウィーン条約およびパリ条約の適用に関する合同議定書、補完基金条約を締結することとし、これら条約の基本的原則をUAEの原子力損害賠償法制度に導入するとしています。

モンゴルでは、2009年8月15日に原子力法が発効していますが、原賠制度について詳細が明らかになっていません。

【新規原子力導入国の原賠制度整備状況】

(2009年11月現在で原産協会が把握している限りにおいて作成)

国名	日本	ベトナム	インドネシア	カザフスタン	UAE	モンゴル
原子力について定める法律	原子力基本法、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、他	原子力法 (No.18/2008/QH12)	原子力法 (法律1997年第10号)	原子力利用法 (カザフスタン共和国法93号-1)	原子力の平和利用に関する法律 (連邦法2009年第6号)	原子力法
	原賠制度を定める法律	原子力法 第10章「緊急時対応と原子力賠償」	原子力法 VII章 28-40条「原子力損害の責任」	原子力利用法 3章 18条 2項、5章 21条、6章 24条 1～3項	未制定 (白書「原子力平和利用の評価と開発可能性に関するアラブ首長国連邦の政策」制度導入が宣言されている)	(原賠制度の有無は不明)
原賠制度	厳格責任	○	○	○	(○)	—
	事業者責任	○	○	○	(○)	—
	責任限度	無限	1億5千万SDR (約185億円)	4兆ルピア (約353億円)	規定なし	—
	有・無	有	有	有	(○)	—
	賠償措置	1200億円	1億5千万SDR (約185億円)	4兆ルピア (約353億円)	具体的な金額はなし	未定
政府補償・援助	有	規定なし (支援基金制度あり)	規定なし	規定なし	未定	
免責事項	異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた損害の場合	戦争、テロ、国家技術基準の要求する安全設計の限界を超えた自然災害等の結果による損害	国際武力紛争または国内武力紛争、もしくは監督機関が定める安全性限界を超える重大な天災に直接起因する原子力事故によって生じた損害	規定なし	未定	—

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2009年11月号掲載分をもとに修正)

Q1

新規導入国の原子力
損害賠償措置

「新規原子力導入国の
原子力事業者が原子力
損害賠償措置をする
とき、どのような課題が
ありますか？」

A1

- 損害賠償措置は原子力事業者（事業者）の賠償責任に関わる資金的保証を予め確保するものですが、特に途上国などの場合、原子力損害を賠償するための巨額の資金をどのように準備するか、また、どれだけの金額を準備できるかは大きな課題です。
- 賠償措置のための資金的保証には、現金的手法、信用状によるもの、保証人によるもの、保険によるもの、事業者共済などの方法が考えられますが、実際には原子力既設国の殆どにおいて民間保険制度による方法が普及しています。

解説

原子力損害賠償制度の基本的な仕組みは、賠償責任の厳格化と原子力事業者への責任集中とともに、損害賠償の履行が確実に行われるように事業者に資金的な担保を予め講じさせること、すなわち事業者に損害賠償措置を強制することで、原子力損害発生時の被害者への迅速、円滑かつ確実な損害賠償を図るものです。

事業者はこの制度により、万一の時に原子力損害を賠償するための一定資金を準備しておくこと（賠償措置）が必要となりますが、途上国に限らず、原子力事業者が単独で巨額の資金を準備することは容易ではないため、制度として十分な賠償措置額をどのように設定するかが大きな課題となります。

賠償措置のための資金的保証には、大きく分けて民間によるものと国によるものの2通りがありますが、一般に、まずは民間による対応策を取り、如何しても困難な事柄については国による対応となります。保証の方法には種々ありますが、例えば、以下のようなものが考えられます。

●現金的手法

▽通貨、株式、債券、投資信託等を供託・預託することにより措置する方法。事業者は巨額の資金が必要となり、その資金は他に流用できないため、実用的ではない。

●信用状による担保

▽銀行等の金融機関から発行される信用状（支払い確約書）により担保する方法。事業者は信用状獲得のために、状況によっては多額の費用負担とな

ることが想定される。

●保証人による担保

▽事業者が損害賠償の支払い義務を履行できない場合に、保証人がその支払いを担保する方法。保証人と契約するための費用は、一般的に保険による費用（保険料）と比べて高くなることが想定される。

●民間保険による担保

▽原子力事業者が民間の保険会社に掛け金（保険料）を払い、原子力賠償責任保険により担保する方法。実際には原子力保険プール（次のQ2参照）が保険の引受を行うことになる。

●原子力事業者共済制度

▽米国やドイツで実施されているような、第一次を民間保険制度とし、その上に第二次の原子力事業者の相互扶助の資金的保証によって巨額な損害賠償措置に備える制度。原子力損害発生時には、まずは民間保険により賠償金が支払われ、第一次の規定額を超えた場合に各事業者が資金を拠出して対応する。資金を負担する事業者が相当数あれば実際的な手段となり得るが、新規導入国には難しい。

原子力事業者は原子力損害賠償措置のための資金的保証として上記のような方法が選択可能ですが、現実的には、原子力損害賠償のリスクに対して原子力賠償責任保険の費用（保険料）と競合できる費用で保証を得ることは難しいため、原子力発電の既設国の殆どにおいて民間保険制度による損害賠償措置が行われています。

Q2

原子力保険の仕組み

「民間保険会社が提供する原子力賠償責任保険は、どのような仕組みで巨額の賠償措置額を担保しているのですか？」

A2

- 原子力賠償責任保険（原子力保険）のような巨額の支払を担保する保険は1民間保険会社もしくは1国の保険業界では引受けられないため、各国は国内の保険会社を結集して「原子力保険プール（保険プール）」を組織し、各国の保険プールは相互に再保険契約を結ぶことで、当該原子力施設の巨額な原子力リスクを世界中の保険プールに分散させて、引受けの安定を図っています。
- したがって、新規原子力導入国においては原賠制度の損害賠償措置に必要とされる原子力保険導入のため、当該国の保険会社の結集による保険プールの創設とともに、各国保険プールとの再保険ネットワークの構築が極めて重要となります。

解 説

1950年代から始まった原子力平和利用における原子力発電所等については、幾層もの安全確保が図られています。原子力リスクの性質上、膨大な規模の損害が発生する可能性は否定できません。

現在商用発電炉は世界中で四百数十基と保険の母集団（保険引受け対象数）としては数少なく、また損害発生頻度は少ないが損害規模は大きいという原子力特有のリスクを填補する保険においては、世界中の保険会社の引受け能力を結集する仕組み、すなわち各国の保険プール設立および保険プール相互間の再保険契約取引は不可欠とされています。

各国の保険プールは再保険契約を結び、原子力リスクを世界中に分散させるとともに損害発生時の保険金を世界中の保険会社から回収できるようにすることで巨額の保険金額を担保しています。

我が国の場合には、1950年代後半において国による原子力災害補償制度の検討が行われ、これと相俟って保険業界は原子力賠償責任保険（原子力保険）および原子力保険プールの検討・準備を進めて、1960年に国内保険会社20社は原子力保険の事業免許を得て、日本原子力保険プールを設立しました。

その後、1961年に原賠法、補償契約法の原賠2

法が成立し、1966年には我が国初の商用原子炉が連続運転開始するに至りました。

現在（2011年4月1日）原子力保険プールに参加している保険会社は、日本において営業免許を取得する外国保険会社を含めた23社であり、これらの会員会社が保険プールによる原子力保険事業に関する共同行為を行うこと（保険業法における独占禁止法の適用除外の認可を取得）によって、1事故当たり最大1200億円の原子力賠償責任保険の引受を行うとともに世界の20プール程度との再保険取引を可能にしています。

原子力保険はこのような特殊な引受け方をするため、新規原子力導入国において原子力損害賠償制度を構築する際には、賠償法—原子力賠償責任保険—保険プールはセットと考えて、法制度の整備段階から当該国の保険業界においても保険プール設立と各国保険プールとの提携を検討・準備していくことが必要となります。

しかし、一方では、原子力事故による巨大な損害規模（被害者の数、損害の種類、損害の範囲など）を対象とする民間の原子力損害賠償だけで担保することには自ずと限界があり、また更には近年の世界的な大規模自然災害の頻発や福島原発事故の影響によって、民間保険マーケットにおける巨大リスクに対する引受能力の縮減傾向が想定されます。

損害賠償措置等における国の役割

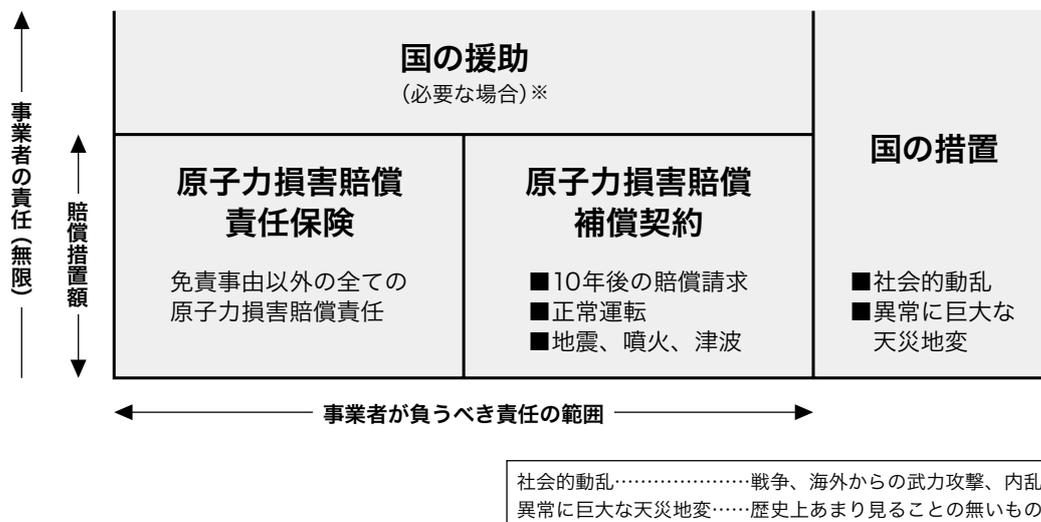
原子力産業について、災害時の事業者の責任を明確化する法律を制定することは不可欠である。しかし、厳格な責任を法制化するだけでは、実のところ十分ではない。原子力災害では大規模な損害が発生する危険があり、その賠償額も巨額にのぼる可能性があり、こうした損害賠償が現実に支払われるような制度がなければ、責任を明確化しても「絵に描いた餅」にしかならないからである。こうした見地から、今回ご紹介したさまざまな損害賠償措置がとられているが、それに加え、どの国の原賠制度においても、国の果たす役割は極めて大きなものとなっている。多くの国では事業者による損害賠償措置が機能しない場合や損害賠償措置額超過の場合などに、国による対処（補償、援助など）の仕組みが講じられている。

我が国の場合、損害賠償措置において民間保険会社が引受けない損害賠償リスク（地震・噴火・津波による損害、損害発生から10年以上を経過した賠償請求、正常運転による損害）に対して、事業者は国（文部科学省）と政府補償契約を締結することによりこの賠償リスクを担保しており、損害賠償措置への現実的な対処は民間保険契約および政府補償契約のセットによっている。

また、損害賠償措置額を超えた事業者の賠償責任について、事業者が賠償支払いを履行できない場合に、国会の議決を経て国が援助することとされている。この度の福島原発事故の発生による損害賠償に係る対処として、2011年8月10日に公布された「原子力損害賠償支援機構法」によって国の援助に当たるとされる具体的な仕組みが構築されたといえる。

なお、事業者の負うべき責任の範囲外である「異常に巨大な天災地変」、「社会的動乱」によるものについては、被害者の救助及び被害の拡大の防止のため国により必要な措置が講じられることとされている。

【事業者責任と損害賠償措置の関係】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

25. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度

Q1

ベトナムの
原子力開発事情

「ベトナムの原子力開発はどのような状況ですか？ また、ベトナムの原子力開発を取り巻く国際情勢はどのようになっていますか？」

A1

- ベトナムでは、近年、経済成長に伴う電力需要の増加から電力不足に陥っており、これを解消するために原子力発電の導入計画が進められています。
- ベトナムの導入計画はニン・トアン省の2つのサイトに100万kWの原子炉をそれぞれ2基ずつ、合計4基400万kWを建設し、最初の1基を2020年に運転開始するというものです。
- ベトナムはロシア、中国、インド、韓国、アルゼンチンの5カ国と原子力平和利用協力協定を締結しており、日本との間にも協定が締結される見込みです。

解説

ベトナムでは過去 10 年間に年平均の成長率 5～8% で経済成長しており、それに伴って電力需要が毎年平均 14% ずつ増加しています。因みに、2007 年のベトナムの全発電電力量は 671 億 kWh と前年比 113.9% の増加を示し、2008 年夏には 200～250 万 kW 相当の設備容量が不足して全国的に停電が発生するに至っており、近年、ラオスや中国から電力を輸入している状況にあります。ベトナム政府の長期的エネルギー計画によると、2020 年迄には電力需要が 1 次エネルギー供給可能量を上回ってしまうと予測されており、電力不足を解消するために原子力発電の導入が適切であるとの結論から、具体的な原子力発電導入計画が進められています。

ベトナムは 1957 年に IAEA に加盟（当時は南ベトナムとして加盟）し、1963 年には初の研究炉を運転しています。その後、原子力発電所導入に向けた予備的な調査が 1996 年から実施され、プレフィージビリティスタディの結果である「投資報告書」が 2009 年 11 月に国会で承認されました。

その原子力導入計画の内容は、

- ・ニン・トアン省のフォック・ティンとビン・ハイの 2 ヶ所に各 100 万 kW の原子炉を 2 基ずつ、合計 4 基 400 万 kW の原子力発電所を建設することとし、最初の 1 基を 2014 年に着工し、2020 年に運転開始する。
- ・先進的で安全性が保証され、実績及び経済性のある軽水炉とする。
- ・建設予算は約 200 兆ドン（約 8600 億円）とする。
- ・実現に向けて、法規制・技術基準の速やかな制定、

環境影響評価の実施、人材育成計画の実施、サイトにおけるインフラの整備、などを行う。

さらに、2010 年の 6 月には、2030 年までに 14 基、1500 万 kW の原子力発電所を建設・稼働させるという計画も公表されています。その概要は次の通りです。

- ・第一段階（～2015 年）：初号機建設に必要なタスクの実施（法制度整備の完了、投資計画、サイトの承認、主契約者の選定、プロジェクト管理要員・技術者の訓練、国内原子力産業の体制・政策の整備など）。
- ・第二段階（2016～2020 年）：初号機の建設・運転開始、2 号機は 2021 年運開、後続サイトの選定。
- ・第三段階（2021～2030 年）：原子力を主電源とする自主技術を向上させ、原子力発電の契約総額の 3～4 割を確保し、～2025 年 800 万 kW、～2030 年 8 サイトに 14 基・1500 万 kW（総発電量の 10%）の建設・稼働。

発電所の建設に向けて日本、フランス、ロシアなどが激しい受注合戦を繰り広げていましたが、第 1 サイトのフォック・ティンについてはロシアが、第 2 サイトのビン・ハイについては日本が建設に協力することになっており、2011 年 1 月 20 日には日越原子力平和利用協力協定（「原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定」）への署名が行われました。

なお、ベトナムはロシア、中国、インド、韓国、アルゼンチンの 5 カ国と原子力平和利用協力協定を締結しています。

25. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度

Q2

ベトナムの原賠制度

「ベトナムの原賠制度はどのようなになっていますか？」

A2

- ベトナムの原子力法は 2008 年に国会で可決、2009 年から発効しており、原賠制度については原子力法の中に規定されています。
- ベトナムの原賠制度に該当する条文には、原子力損害賠償に関わる基本的原則（責任集中、無過失責任、賠償責任額、賠償措置など）がほぼ網羅されています。
- ベトナムは現在、原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ／改正パリ条約、ウィーン／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していません。

解説

ベトナムの原子力発電推進に関わる法制の根幹である原子力法 (Law on Atomic Energy Law : No.18 / 2008 / QH12) は 2008 年 6 月 3 日に国会で可決され、2009 年 1 月 1 日に発効しました。

- ・ベトナムの原賠制度は、11 章 93 条からなる原子力法の第 10 章「放射線及び原子力損害に対する応急対策と損害賠償」の第 2 部「損害に対する賠償 (87 条～91 条)」に定められています。
- ・条文の内容は、原子力損害に関わる賠償責任の範囲、損害賠償の決定方法、原子力事業者の賠償責任限度額 (1 億 5000 万 SDR (約 185 億円))、賠償請求権の除斥期間、賠償措置、賠償責任限度額を超える損害等に対する支援基金などが規定されています。

- ・賠償責任を負う者が存在しない場合や賠償責任限度額である 1 億 5000 万 SDR (核燃料輸送の場合は 1000 万 SDR (約 12 億円)) を超える損害については、支援基金を当てることとし、

①支援基金は、原子力施設の関係者による義務的負担、ベトナム企業・個人の支援、外国の企業・個人および国際的企業の支援、その他法律に基づく

源泉による

- ②首相がこの支援基金の設立を定めるとされていますが、情報が十分ではなく具体的な内容はわかっていません。したがって、この支援基金については今後関連法令等の情報収集に努め、具体的な制度設計を把握していく必要があります。また、賠償措置についても具体的な資金保証制度の構築が必要と思われます。

なお、原子力損害賠償に関わる諸条約 (パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約 (CSC)) には加盟しておりません。

また、その他原子力関係国際条約への加盟については、

- ・「原子力事故早期通報条約」、「原子力事故または放射線緊急事態における援助条約」、「核不拡散条約 (NPT)」、「包括的核実験禁止条約 (CTBT)」、「IAEA 保障措置協定」、「IAEA 追加議定書」に加盟
 - ・「原子力安全条約」、「使用済燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約」、「核物質防護条約」には非加盟
- という状況にあります。

(円換算は 2011 年 11 月 1 日の為替レートによる)

Q1

ポーランドの
原子力開発事情

「石炭火力発電が9割超を占めるポーランドにおいては、原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- ポーランドでは1950年代から原子力に関する研究が行われてきましたが、国内に豊富に石炭があるため、原子力発電所の建設は先送りにされてきました。
- 発電を石炭に依存したために大気汚染がひどくなり、1980年代には原子力発電所の建設に着工しましたが、チェルノブイリ事故を受けて計画は白紙撤回されました。
- 近年、温暖化防止やエネルギーセキュリティの観点からポーランドでは電源の多様化が喫緊の課題となっており、2009年には首相から具体的な原子力発電導入計画が発表されました。
- ポーランドの原子力発電導入に当たっては、外国企業の全面的な支援・協力が期待されています。

解 説

ポーランドには1958年に初めて建設されたEWA、1974年に運転開始されたマリア炉などの研究炉があり、原子力に関する研究は古くから行われてきました。一方で、国内に石炭、褐炭等のエネルギー資源が豊富にあったことなどから、1960年代に旧ソ連による強い勧めがあったにもかかわらず、ポーランドの原子力発電所の建設計画は先送りにされてきました。

しかし、発電を石炭や褐炭に依存したために大気汚染がひどくなり、1972年にポーランド政府は、バルト海沿岸のジャルノヴィエツに旧ソ連型の加圧水型炉VVER-440（出力44万kW）を4基建設することを決定しました。このうち2基は1986年に着工されましたが、同じ年に隣接する旧ソ連（現ウクライナ）で発生したチェルノブイリ事故（ポーランドの一部には大量の放射性降下物があった）をきっかけに反原子力の世論が高まったため、政府は1991年に建設計画を中断し、原子力発電導入計画は白紙撤回されました。

現在、ポーランドの電力供給の9割以上は石炭火力によって賄われており、また一次エネルギーの6割が石炭、3割が石油、1割が天然ガスによります。さらに石油のほとんどと天然ガスの7割を輸入に頼っているため、環境や気候変動問題への配慮だけでなく、エネルギーセキュリティの面（とりわけロシアへのエネルギー依存を減少させるといふ）からも、エネルギー源の多様化が喫緊の課題と

なっています。

こうしたなか、近年は世界的な原子力カルネッサンスの流れの中で、再び原子力発電の導入が議論されています。2005年には原子力発電所の建設計画が盛り込まれたエネルギー政策案が政府により発表され、2009年には首相から「2020年までに初号機を、2030年までに合計出力600万kW（2サイトで各300万kW）を運転開始する」との原子力発電導入計画が発表されました。

今後の開発スケジュールでは、2010年秋に原子力発電開発計画の立案、2011～2013年発電所のサイト選定・サイト準備作業・機器供給契約等の締結、2014～2015年詳細設計・許認可の取得、2016年初号機の着工、2020年運転開始とされていますが、若干の遅延も予想されています。

原子力発電の導入にあたって、ポーランドは米国、フランス、日本、韓国などの各国と原子力協力協定を結ぶとともに、原子力発電事業の出資者であるポーランド・エネルギー・グループ（PGE）は、海外のエネルギー企業の資本参加を求めて、フランス電力、GE日立ニュークリア・エナジー社、ウェスチングハウス・エレクトリック社との間においてそれぞれ、原子力発電分野での協力に関する覚書を締結しています。

さらに、2010年にはポーランドはOECDの原子力機関であるNEAの29番目の加盟国となり、IAEA基準とEU規則を満たす第3世代原子炉を目指している模様です。

26. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度

Q2

ポーランドの原賠制度

「ウィーン条約の加盟国であるポーランドの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- ポーランドの原賠制度は、2000年11月に制定の原子力法の一部として規定されており、同法は直近では2011年に改正されています。
- ポーランドの現行原賠法では、用語の定義、運転者への責任集中、損害賠償措置の強制、責任限度額、国の補償など、原賠制度の基本的原則が網羅されています。
- ポーランドは1990年にウィーン条約に、2010年に改正ウィーン条約に加盟しました。

解説

ポーランドにおける原子力法は、もともと旧ソ連型の原子力発電所（VVER）の建設計画が着工した1986年に制定されました。しかし、この計画が頓挫した後、2000年11月29日に現行の原子力法が改めて制定され、直近では2011年7月1日に改正されています。現行の原賠制度はこの2000年原子力法の第12章「原子力損害に関わる民事責任」（100条～108条）に規定されており、用語の定義、運転者への責任集中、免責事項、責任限度額（1億5000万SDR＝約185億円）、損害賠償措置、国による補償、除斥期間、裁判管轄権など、原賠制度の基本的な原則がほぼ網羅されています。制度の主な内容は以下の通りです。

●用語の定義（100条、100a条）

- ▽原子力施設とは船舶、航空機の動力源として以外の原子炉、核物質製造施設・使用済燃料再処理施設、核物質保管施設（輸送時保管を除く）をいう。
 - ▽原子力損害とは身体障害、財産損傷、公共財としての環境損害をいう。これらの損害には、原子力事故の発生後に行う適切な防止措置の費用が含まれる。
 - ▽運転者は原子力施設を運営するものをいう。
 - ▽本法律で規定していない場合の原子力損害は民法により賠償される。
 - ▽公共財とされる環境への原子力損害は当局により執行される回復措置費用を弁済するものとする。
- #### ●運転者の責任（101条）
- ▽原子力損害の唯一の責任は運転者が負う。ただし

戦争や武力紛争の行為によって直接生じる損害は除く。

▽核物質の輸送中の責任は、荷受人との契約に別途規定がない限り、発送側の原子力施設の運転者にある。

▽当人の意図的行為により被害を被った損害については、裁判所が運転者の賠償支払いを免除することがある。

●責任限度額 (102 条)

▽運転者の責任限度額は 1 億 5000 万 SDR (約 185 億円) とする。賠償請求が 1 億 5000 万 SDR を超過場合には、運転者は有限責任基金を設置し、この基金の設置・配分の手順は本法律および海事法における海事訴訟の有限責任に関する法規により規制され、その裁判管轄権はワルシャワ地方裁判所にある。

●損害賠償措置 (103 条)

▽運転者は原子力損害賠償責任保険の契約が義務付けられる。人身損害が生じた場合には、保険による保証総額のうち 10% は財産や環境に与えた損害ではなく生命・身体の損害に充てることとする。

▽原子力事故の日から 5 年以内に人身損害に関する賠償請求が、それに充てる金額 (保証総額の 10%) を超過しなかった場合、残りは財産や環境に与えた損害の賠償請求や、原子力事故の日から 10 年以内に請求された人身の損害賠償請求に使われる。

▽運転者ではない個人によって引き起こされた原子力損害で、原子力損害賠償責任保険によって解決されないものは国が保証する。

▽財務大臣は、関係省庁と図った後に、運転者の賠償措置額を別途定める規定を設ける。(注)

▽運転者は規定された賠償措置額を保険契約しなければならない。

●賠償の請求 (104 条)

▽原子力損害の賠償請求は直接保険者 (保険会社) に対して行うこと。その際、保険者は運転者の有する支払制限等の権利を継承する。

●除斥期間 (105 条)

▽人身障害の原子力損害賠償請求は出訴期限の法令により制限されない。

▽財産や環境の原子力損害賠償請求は、被害者が損害と責任者を知った日から 3 年以内に提出しなければ無効となる。また、それらの賠償請求権は原子力事故の日から 10 年後に消滅する。

▽環境損害の損害賠償請求権は環境問題を所管する大臣に付与される。

●裁判管轄権 (106 条)

▽ポーランドの国内で発生した原子力事故に起因する原子力損害の場合、賠償請求の裁判管轄権は地方司法裁判所に存する。

▽ポーランドの国外で発生した原子力事故に起因する原子力損害の場合、裁判管轄権はウィーン条約により定められる裁判所に存する。

●関係法 (107 条)

▽本章に記載のない事項については、原子力施設に関わる該当規則により規定される。

▽本章に記載のない範囲の損害請求は民法令によって規定される。

●社会保障法 (108 条)

▽本章の規定は労働者災害補償や職業病補償の給付金支払の規定を侵害するものではない。

(注) 別途規定・2004 年 4 月の財務大臣「原子力施設の運転者に対する賠償責任保険の強制付保に関わる規則」によれば、賠償措置額は凡そ以下の通り。

- 原子炉：～ 30MW 40 万 SDR (約 4943 万円)
30MW～ 1 億 5000 万 SDR (約 185 億円)
- 核燃料製造施設 & 核燃料使用施設：
1 億 5000 万 SDR (約 185 億円)
- 使用済燃料貯蔵所 (輸送時を除く)：
4 万 5000SDR (約 556 万円)
- 放射性廃棄物貯蔵所：2 万 SDR (約 247 万円)

ポーランドは 1990 年にウィーン条約に加盟、2010 年には改正ウィーン条約に加盟 (2010 年 9 月 21 日批准、同年 12 月 21 日発効) しています。その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約 (NPT)、包括的核実験禁止条約 (CTBT)、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA 保障措置協定 (自発的協定)、追加議定書も締結しています。

(円換算は 2011 年 11 月 1 日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2010 年 12 月号掲載分をもとに修正)

Q1

マレーシアの
原子力開発事情

「天然ガスや石油など、豊富な化石燃料資源を持つマレーシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- 1972年に原子力応用センター（CRANE）が設立されて以来、マレーシアでは、研究炉や照射施設等を活用し、主に放射線利用の分野を中心とした原子力開発が行われてきました。
- マレーシアは石油、天然ガスなどのエネルギー資源に恵まれており、1980年代後半以降、原子力発電は最後の選択肢と位置づけられてきました。
- 近年は原油価格の高騰や資源枯渇の可能性、CO₂排出量などが考慮されて、原子力発電導入に向けた動きが高まっており、我が国も協力に向けて2010年9月に協力文書を交わしました。

解説

マレーシアでは、1972年に原子力応用センターが設立され、原子力開発がスタートしました。その後、このセンターは原子力研究センターとなり、原子力庁(UTN)に改組され、さらに原子力技術研究所(MINT)と名称変更され、2006年科学技術革新省(MOSTE)の管轄下に原子力庁(ANM)として再編されています。また、規制部門は1985年に原子力許認可委員会(LPTA)として独立しています。

1982年6月には、マレーシア唯一の研究炉であるTRIGA-Mark II炉(TRIGA = Training, Research, Isotope Production and General Atomic)が臨界に達しましたが、原子力発電よりは放射線利用技術を中心として研究開発・商業化が進められました。そのため、マレーシアに原子力発電所はありませんが、医療・農業・製造業・健康及び環境など幅広い産業分野において放射線利用技術が応用されており、特に日本原子力研究所が協力した放射線プロセス技術は東南アジア諸国の中では高い水準にあります。

マレーシアでは1979年～80年に原子力発電利用の可能性を調査し、80年代中盤には原子力発電

導入の基盤作りに着手しましたが、新たなガス田の発見やチェルノブイリ事故があったため、原子力発電は「最後の選択肢」と位置づけられ、2000年以降に必要な応じて再検討することとされていました。

マレーシアでは、良質な国産原油を輸出に回し、国内で消費する原油を中東から輸入する政策をとっていましたが、2000年代中頃から原油高騰によるエネルギー安全保障や、自国の資源枯渇の可能性(2011～2013年には石油純輸入国になり、2019年までには天然ガス油田が枯渇するとされている)、環境影響等が注目され、原子力発電への関心が再び高まってきています。

マレーシアの2007年の発電燃料構成は天然ガス65%、石炭26%、水力6%、石油3%ですが、マレーシア政府はこれを2020年までにガス33%、石炭36%、水力22%、「原子力と再生可能エネルギー」9%とする方針を発表しています。また、2021年までに2基の原子炉を導入するという計画において、日本、韓国、中国、フランスから炉を選ぶとの意向が示されており、我が国はマレーシアの原子力発電計画のための基盤整備に関して2010年9月に協力文書を交わし、原子力発電導入に向けた協力を進めようとしています。

Q2

マレーシアの原賠制度

「以前より研究炉のあるマレーシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- マレーシアの原賠制度は、初の研究炉が臨界に達した2年後の1984年に「原子力エネルギー免許法」の一部として制定されました。
- マレーシアの原賠制度は、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額、国の補償など、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。
- マレーシアは現在、原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ／改正パリ条約、ウィーン／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していません。

解説

「マレーシア国法 法令第304号 1984年原子力エネルギー免許法」は、原子力エネルギーの規制・管理、原子力損害に対する賠償責任に関する基準の確立、ならびにこれらに関わる事項を規定する法律として、マレーシア唯一の研究炉である TRIGA-Mark II が臨界に達した2年後の1984年に制定され、そののち2003年および2008年に改正されています。

マレーシアの原賠制度はこの原子力エネルギー免許法の「第IX部 原子力損害に対する賠償責任（42-66条）」に規定されており、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額（施行当時の5000万リンギット（約51億円）に相当する額）、国の補償（責任限度額を超える場合には、下院の決議による追加資金の拠出可能）など、責任限度額が5000万リンギット（日本の1/24）であること

を除いては、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。

また、「原子力損害」、「原子力事故」、「環境」、「核物質」、「放射性物質」、「放射性廃棄物」等の法律文言の定義は、本免許法の第I部・総則に規定されています。

第IX部の条文概要は以下の通りです。

●「施設運転者」の定義（42条）

▽監督機関により原子力施設の運転者として免許を受けた者。

●施設運転者の賠償責任（43条）

▽原子力損害が、施設運転者の原子力施設内で起きた事故、または原子力施設から出た核物質、原子力施設に送られた核物質に関わる事故に起因する場合、施設運転者は原子力損害に対して賠償責任を負う。

▽マレーシア国外から施設運転者の原子力施設への輸送で国内における事故の場合、施設運転者の原

子力施設から国外への輸送でマレーシアから出国するまでの事故の場合、施設運転者は原子力損害に対して賠償責任を負う。

●**輸送中の核物質に起因する原子力損害に対する賠償責任 (44 条)**

▽核物質が、マレーシア国内の目的地へ向かう途中で、マレーシア国内において原子力事故が発生した場合、核物質が運び出された国の監督機関により核物質の輸送免許を受けた者が、発生した原子力損害に対する賠償責任を負う。

▽マレーシア国外に向けマレーシアを経由して核物質を輸送する場合、当局の規定する財務保証を確保し、核物質の搬出国の承認証明を当局に提出すること。

●**絶対・専属責任 (45 条)**

▽原子力損害に対する施設運転者の賠償責任は絶対的なものである。特に規定の無い限り、施設運転者以外の者が原子力損害に対して賠償責任を負うことは無い。

●**賠償責任の免責 (46 条)**

▽いかなる者も、武力紛争、戦争行為内戦、暴動、または異常に巨大な自然災害による事故によって生じた原子力損害に対して賠償責任を負わない。

▽原子力施設自体の損害およびサイト内にある関連施設、核物質の輸送機関の損害に対して賠償責任を負わない。

●**求償権 (47 条)**

▽他の者と交わした契約書に求償権が存在する場合、被害者の故意の場合、核物質を盗んだ者に生じた原子力損害が生じた場合に、施設運転者は求償権を有する。

●**環境への原子力損害に関する政府の損害賠償請求 (48 条)**

▽環境への原子力損害が発生した場合、マレーシア政府、マレーシアの州政府、又はその双方が適宜、賠償請求を行う。

●**原告の重大な過失または故意 (49 条)**

▽原子力損害が、損害を被った者の重大な過失又は第三者の故意による場合、裁判所は施設運転者による賠償金の支払いを免除する場合がある。

●**本法による以外の賠償責任 (50 条)**

▽施設運転者が本法 46 条に基づく賠償責任を負わない核物質の輸送機関に対する原子力損害について、本法以外で負うべき賠償責任はこれを妨げない。

●**施設運転者として指定された核物質輸送業者または放射性廃棄物取扱者 (51 条)**

▽監督機関は、核物質の運送業者または放射性廃棄物の取扱者の要請により、当該施設運転者の同意を得て、それらの者を当該施設運転者に代わる施設運転者として指定することができる。

●**賠償責任を負う複数の施設運転者 (52 条)**

▽複数の原子力施設運転者の賠償責任に関わる原子力損害の場合、損害が合理的に分離不能である場合に限り、関与した全ての施設運転者が連帯責任を負う。

●**1 件の原子力事故に関わる複数の原子力施設の単一運転者が追うべき賠償責任 (53 条)**

▽1 件の原子力事故に、同一の施設運転者に属する複数の原子力施設が関与する場合、59 条（賠償責任の上限）の金額を上限として各原子力施設について賠償責任を負う。

●**原子力損害とみなされる非原子力損害 (54 条)**

▽原子力損害と原子力損害以外の損害などが原子力事故により生じた場合、それらの損害が原子力損害と合理的に分離できない範囲に限り、原子力損害とみなされる。

●**運送業者証明書 (55 条)**

▽施設運転者は、核物質の運送業者に、（賠償措置の）財務保証を提供する証明書を与えなければならない。

●**同一サイト内にある複数の原子力施設 (56 条)**

▽当局は、同一サイト内にある同一施設運転者の複数の原子力施設を、単一の原子力施設と見なすと決定することができる。

●**原子力事故の調査 (57 条)**

▽原子力事故は、直ちに原子力エネルギー委員会に報告しなければならない。

▽原子力エネルギー委員会は、原子力事故の原因および損害の範囲を調査する。

●**検査および処置の強制 (58 条)**

▽原子力事故の発生後、原子力エネルギー委員会は、放射線に被曝した者に健康診断の受診を求めたり、病院に移送し退院可能になるまで拘留したり、検死を行うなど、適切な措置を下すことができる。

▽これを拒否するなどした者は犯罪となり、刑罰を科される。

●**賠償責任の上限 (59 条)**

▽原子力損害に対する施設運転者の賠償責任は、1

27. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度

件の原子力事故につき、本法施行の時点において5000万リンギット（約51億円）に相当する額を上限とする。

▽当局は原子力施設の規模・性質、発生した損害の範囲等を考慮し、本法施行の時点において1200万リンギット（約12億円）に相当する額を上限とする範囲で、上記とは異なる賠償金額の上限を定めることができる。

●財務保証（60条）

▽施設運転者等は賠償措置のための財務保証を確保・維持しない限り、当局は原子力施設を運転するための免許、又は核物質を輸出入するための免許を発行しない。

●政府による補償（61条）

▽マレーシア政府は、必要と見なした場合、保険またはその他の財務保証により損害賠償請求を満たせない場合に限り、有責の施設運転者に補償を与え、必要資金を提供することができる。

▽ただし、政府が提供した補償金と、保険又はその他の財務保証の収入の合計は1件の原子力事故につき第59条（賠償責任の上限）で定められた上限金額を上回らないものとする。

▽1件の原子力事故に起因する原子力損害の賠償請求額が上限金額を超えと思われる場合、下院が国益のために必要と見なした場合、決議により追加資金を拠出できる。

●裁判手続きへの介入（62条）

▽マレーシア政府が政府補償を与える予定である場合、最終判決前であれば、裁判所は政府がいつでも裁判に介入することを認めるものとする。

●権利及び訴訟の時効（63条）

▽本法に基づく損害賠償請求権は、原子力事故の発生日から20年で消滅するものとする。訴訟は被害者が損害を知ってから20年以内に起こさない

限り認められない。

●盗難、紛失、投棄、または廃棄された核物質に関する時効（64条）

▽原子力損害が、盗難・紛失・投棄・廃棄された核物質に付随する原子力事故に起因する場合、63条（権利及び訴訟の時効）に基づき損害賠償請求訴訟を起こす期間は、盗難・紛失・投棄・廃棄された日ではなく、原子力事故の日から起算される。

●請求額が上限金額を超える場合（65条）

▽原子力損害額が59条（賠償責任の上限）の上限を超え、マレーシア政府が補償を行う意志があるときには、政府の申請により、管轄裁判所は補償金の公平な配分を保証するために必要な命令を下すものとする。

●適用の除外（66条）

▽他の法律による賠償請求権を妨げることなく、当局はリスクが小範囲であると認める場合、少量の放射性物質、核物質等の物質に関して、第IX部の規定から除外することができる。

なお、マレーシアは原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していません。

また、その他原子力関係国際条約への加盟については、

- ・原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、IAEA保障措置協定（追加議定書は署名のみ）に加盟
 - ・原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、核物質防護条約には非加盟
- という状況にあります。

（円換算は2011年11月1日の為替レートによる）

Q1

インドネシアの
原子力開発事情

「エネルギー資源の輸出国として知られるインドネシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- インドネシアは豊富なエネルギー資源を持つ国として知られていますが、今後の資源枯渇やエネルギー需要増を考慮すると、資源量は必ずしも十分であるとは言えません。
- インドネシアは早い段階から原子力全般に渡る研究開発に力を注いできており、その歴史や規模は ASEAN 随一です。
- インドネシアはこれまでに何度か原子力発電所導入の計画を立ててきましたが、最終的には中止や無期延期となり、未だ導入には至っていません。
- 近年の計画では 2016 年頃にムリア半島で初号機を運転開始、2025 年に合計 4 基 4GW を導入するとされていますが、事業としての取り組みは遅れています。
- インドネシアの原子力発電計画に対する我が国を始め、韓国、フランス、ロシア、米国等の働き掛けは活発な状況にあります。

解説

インドネシアは石油、天然ガス、石炭などのエネルギー資源を輸出しており、豊富な資源を持つ国として知られていますが、石油の生産量は年々減少し、2004年以降は石油の輸入量が輸出量を上回っています。また、世界第4位となる2億3000万人の人口を抱えており、今後も電力需要が大幅に増加することが見込まれていることから、インドネシアの資源量は十分なものとは言えません。

インドネシアの初代大統領スカルノ、第2代大統領スハルトは、先進国への仲間入りの条件の一つとして原子力利用が必要と考え、早くから原子力研究開発に力を入れてきたため、その歴史や規模はASEAN随一となっています。

インドネシアの原子力研究開発は1954年に実施した太平洋上の原水爆実験の影響調査に始まり、58年には原子力諮問委員会と原子力研究所（後に原子力庁BATANに改組）を設置、64年には原子力法と原子力規制法を制定し、65年には初の研究炉であるTRIGA-Mark II炉（250kW）を完成させました。その他にも30MWのプール型多目的研究炉（RSG-GAS炉）や100kWの教育訓練用研究炉などを持っており、放射線の農業・医療利用、原子力エネルギー利用、放射性廃棄物の管理技術開発、処理事業など、原子力全般に関する研究開発を行っています。

インドネシアは1971年にBATANがIAEAの援助の下で原子力発電導入調査を行ったのをはじめ、これまでに何度か原子力発電所導入の計画を立ててきましたが、86年のチェルノブイリ事故を契機に中止となったり、また97年には政治的不安定

により無期限の延期となったため、現在まで導入には至っていません。しかしながら、法整備の面では1997年4月に新たに成立した原子力エネルギー法では、原子力施設で原子力損害が生じた場合の原子力施設の運転者に対する損害賠償責任、BATANから新たな原子力規制機関を独立させる、原子力発電所の建設に関わる諮問機関を設置する等が規定されました。

その後にIAEAの協力を得て行ったインドネシア政府の研究により、「環境保護と急増する電力需要に対処するためには2015年頃には原子力発電導入が必要」との評価結果等を踏まえ、2002年頃から原子力発電導入の動きが再浮上しており、エネルギー関連法令において原子力発電の位置づけを明確にするなど、エネルギー政策として原子力導入計画を進めてきました。

BATANによる導入計画では、建設予定地はジャワ島中部北岸のムリア半島とし、2016年頃に初号機を運転開始、2025年に合計4基4GWの原子力発電を導入することとなっていますが、導入決定に対する大統領の躊躇もあり、事業としての取り組みは遅れています。

インドネシアの原子力発電計画に対する売り込みには、我が国を始めとして官民一体となった韓国、フランスやロシア、米国、カナダなどの積極的な働き掛けが見られます。我が国のインドネシアへの関わりは1980年代半ばから始まり、2007年には経済産業省とインドネシア・エネルギー鉱物資源省との間で原子力発電導入における協力覚書（MOC）が締結され、2009年には経産省による「原子力導入基盤整備事業」が開始されています。

Q2

インドネシアの原賠制度

「研究炉のあるインドネシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- インドネシアでは 1964 年に原子力エネルギー法、原子力規制法が制定され、その後 1997 年に現行原子力エネルギー法が制定されたのをはじめとして、関係法令が整備されました。
- インドネシアの原賠制度は原子力エネルギー法（1997 年第 10 号法令）に規定されており、原賠制度の基本的原則を備えていますが、国の措置や援助に関する規定はありません。
- インドネシアは 1997 年に改正ウィーン条約と補完基金条約（CSC）に署名しています。

解説

インドネシアでは TRIGA-Mark II 研究炉が臨界を迎えた 1964 年に原子力エネルギー法と原子力規制法が制定されました。その後、原子力発電の導入に向けて 1997 年に原子力エネルギー法が改定されたのをはじめ、核物質輸送安全法、放射性廃棄物管理法、原子炉許認可法などが整備され、2006 年には原子炉規制法も改定されました。原子力規制庁（BAPETEN）は 2012 年までに原子力発電に関連する法規の整備完了が要求されています。

インドネシアの原賠制度は 1997 年に改正された原子力エネルギー法（1997 年第 10 号法令）の「第 VII 章 原子力損害に対する賠償責任（第 28 条～第 40 条）」に規定されており、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額（現在 9000 億ルピア

から 4 兆ルピア＝約 353 億円に引上げ）など、原賠制度の基本的原則を備えていますが、損害額が賠償措置額を超えた場合や、運転者の免責事項に該当する場合の、国の措置や援助に関する規定はありません。

なお、インドネシアは IAEA における 1997 年の改正ウィーン条約や補完基金条約（CSC）の採択に合わせて両条約に署名していますが、批准には至っていません。その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約（署名のみ）、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）（署名のみ）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA 保障措置協定、追加議定書も締結しています。

原子力損害に対する賠償責任は原子力エネルギー法の第 VII 章（28～40 条）に規定されています。また、用語の定義等は第 I 章に規定されています。

原子力エネルギー法（法律番号 1997 年第 10 号）

第 I 章 一般条項

●第 1 条（用語の定義）

▽「原子力エネルギー活動」、「原子力エネルギー」、「電離放射線」、「利用」、「核物質」、「放射性鉱石」、「核燃料」、「放射性廃棄物」、「放射性物質」、「放射性廃棄物管理」、「放射性同位元素」、「原子力施設」、「原子炉」、「デコミッションング」、「原子力事故」、「原子力損害」、「原子力施設の運転者」、「第三者」の用語に関する定義が規定されている。

主な用語については次の通り。

- ・「核物質」とは、核分裂の持続的連鎖反応によりエネルギーを生み出す物質、もしくはその連鎖反応を起こす物質に変化することの出来る物質をいう。
- ・「原子力施設」とは、原子炉、ウランウムの精製、変換、濃縮の施設、使用済み燃料の再処理施設、核燃料および使用済み燃料の貯蔵施設をいう。
- ・「原子力事故」とは、原子力事故を生じた出来事をいう。
- ・「原子力損害」とは、核燃料の臨界により生じた放射線、もしくは毒性、爆発性、その他の危険性に起因する人命の損失、身体障害、資産の損傷、環境汚染、環境損害をいい、予防措置や環境損害の修復の結果による損失を含む。
- ・「原子力施設の運転者」とは、原子力施設の運転に責任を負う個人または法人をいう。
- ・「第三者」とは、原子力損害を被った者で、原子力施設の運転者、同施設における従事者を除く。

●第 2 条（核物質の範囲および規制・管理）

▽核物質とは「核物質の鉱石」、「核燃料」、「使用済み核燃料」をいう。

▽核物質は国により認可され、その利用は政府によって規制・管理される。

第 VII 章 原子力損害に対する賠償責任

●第 28 条（施設運転者の賠償責任）

▽原子力施設の運転者は原子力事故によって第三者が被った損害に対して賠償責任を負う。

●第 29 条（荷主の賠償責任）

▽核燃料等の輸送中に原子力損害が発生した場合は、原子力施設の運転者である荷主（発送人）が賠償責任を負う。

▽荷主は契約書により原子力施設の運転者である荷受人（受取人）または運送業者に賠償責任を移転することができる。

●第 30 条（複数運転者の賠償責任）

▽28 条に基づく原子力損害が複数の運転者の賠償責任にかかわる場合、各運転者に起因する損害を合

理的に分離することが出来ない限り、当該複数の運転者が連帯して責任を負う。

▽上記の場合の各運転者の賠償責任は、それぞれの賠償責任額の上限を超えないものとする。

●第 31 条 (1 サイト内の複数施設の賠償責任)

▽1 サイトに複数の原子力施設がある場所で、同一運転者による運営がなされている状況の下、原子力事故が発生した場合、運転者はいずれの施設で生じた損害にも賠償責任を負う。

●第 32 条 (運転者の免責事項)

▽武力紛争もしくは規制当局が定める安全基準を超える巨大な自然災害に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に対して、運転者は賠償責任を負わない。

●第 33 条 (第三者の故意による損害)

▽原子力損害が、損害を被った第三者の故意によって生じたことを運転者が立証できる場合、運転者は賠償金支払い義務を免除される場合がある。

▽運転者は、原子力損害を引き起こす意図をもって行動した第三者に対し、求償権を有する。

●第 34 条 (賠償責任の上限)

▽運転者の賠償責任の上限は、原子力施設においても輸送中においても、1 件の原子力事故について 9000 億ルピア (約 83 億円) とする。なお、賠償限度額の上限は 2009 年 4 月に 4 兆ルピア (約 376 億円) に増額されている。

- ・賠償責任額は上記の下で大統領令によって定めるものとする。
- ・上記限度額に、利息および裁判所に支払うべき費用は含まれない。
- ・賠償責任の上限は、政府規則によって変更される場合がある。

●第 35 条 (損害賠償措置)

▽運転者は 34 条に基づき賠償責任額を保険またはその他の財務保証により保証する義務を負う。

▽輸送の場合、上記規定は荷受人や運送業者にも適用される。

▽1 サイトに複数の原子力施設が存在する場合、運転者は自らの管理下にある全ての施設について責任を負う。

●第 36 条 (賠償責任額の維持)

▽保険金額が原子力損害の補償により減額された場合、運転者は 34 条に基づく保険金額を維持する (復元する) 義務を負う。

▽保険証券が満期となった場合、またはその他の理由で無効となった場合、運転者は直ちに保険証券を更新する義務を負う。

▽運転者が上記に従い保険証券を更新せず、その後に損害が発生した場合も、運転者は第 34 条および第 35 条に基づく賠償責任を負う。

●第 37 条 (政府機関の原子力施設の賠償措置)

▽第 35 条に基づく賠償措置の規定は、国営会社ではない政府機関の原子力施設には適用されない。(賠償措置は必要ないものの賠償責任は国が負うこととなる。)

▽上記に基づく原子力損害に対する賠償は、大統領令によって規定される。

●第 38 条 (保険会社の支払い義務)

▽保険会社は規制当局が原子力事故発生 of 文書を発行した日から 7 日以内に賠償金を支払う義務を負う。

▽原子力事故発生 of 文書は原子力事故の発生日から 3 日以内に発行される。

●第 39 条 (損害賠償請求権)

▽原子力損害による損害賠償を請求する権利は、第 38 条に従い規制当局が文書を発行した日から 30

年以内に請求が起こされなかった場合に無効となる。

▽事故当時、盗難、紛失または廃棄されていた核燃料に伴う原子力事故によって原子力損害が発生した場合、上記に基づく原子力損害賠償請求期間は、いかなる場合も盗難、紛失または投棄の日から40年を超えないものとする。

▽損害賠償請求権は上記に基づき定められた期間を超えないことを条件として、原子力損害を被った者が原子力損害および運転者を知った日または知るはずであった日から3年以内に行使しなければならない。

●第40条 (管轄裁判所)

▽39条に基づき損害賠償請求権を審査し、判決を下す司法権を有する管轄裁判所は次の通りとする。

- ・原子力事故が発生した管轄区域内の裁判所、または
- ・インドネシア共和国の領土外における核燃料または使用済み核燃料の輸送中に発生した原子力事故についてはジャカルタ中央裁判所

(円換算は2011年11月1日の為替レートによる)

添付資料

我が国の原子力損害賠償制度の概要

「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)

「原子力損害の賠償に関する法律施行令」
(原賠法施行令)

「原子力損害賠償補償契約に関する法律」
(補償契約法)

「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」
(補償契約法施行令)

「原子力損害賠償支援機構法」(支援機構法)

「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(原子力被害者早期救済法)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)

我が国の原子力損害賠償制度の概要

【関係法律】

- 我が国の原子力損害賠償制度は、以下の2つの法律から成り立っている。
 - ・ 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
 - ・ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

【目的】

- 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ること。（原賠法第1条）

【原子力損害に係る賠償責任】

（無過失責任）

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
原子力事業者の故意・過失は問われない。（原賠法第3条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は特に規定されていない。

【賠償措置の義務】

- 原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じることを義務付け。（原賠法第6条～第10条、補償契約法）
原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）と原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）を締結。
- 賠償措置の額は、1工場・事業所当たり1200億円（1万kW超の原子力発電所の場合。種類・規模に応じた少額措置を政令で規定。事業行為終了後の特例額を政令で規定）。

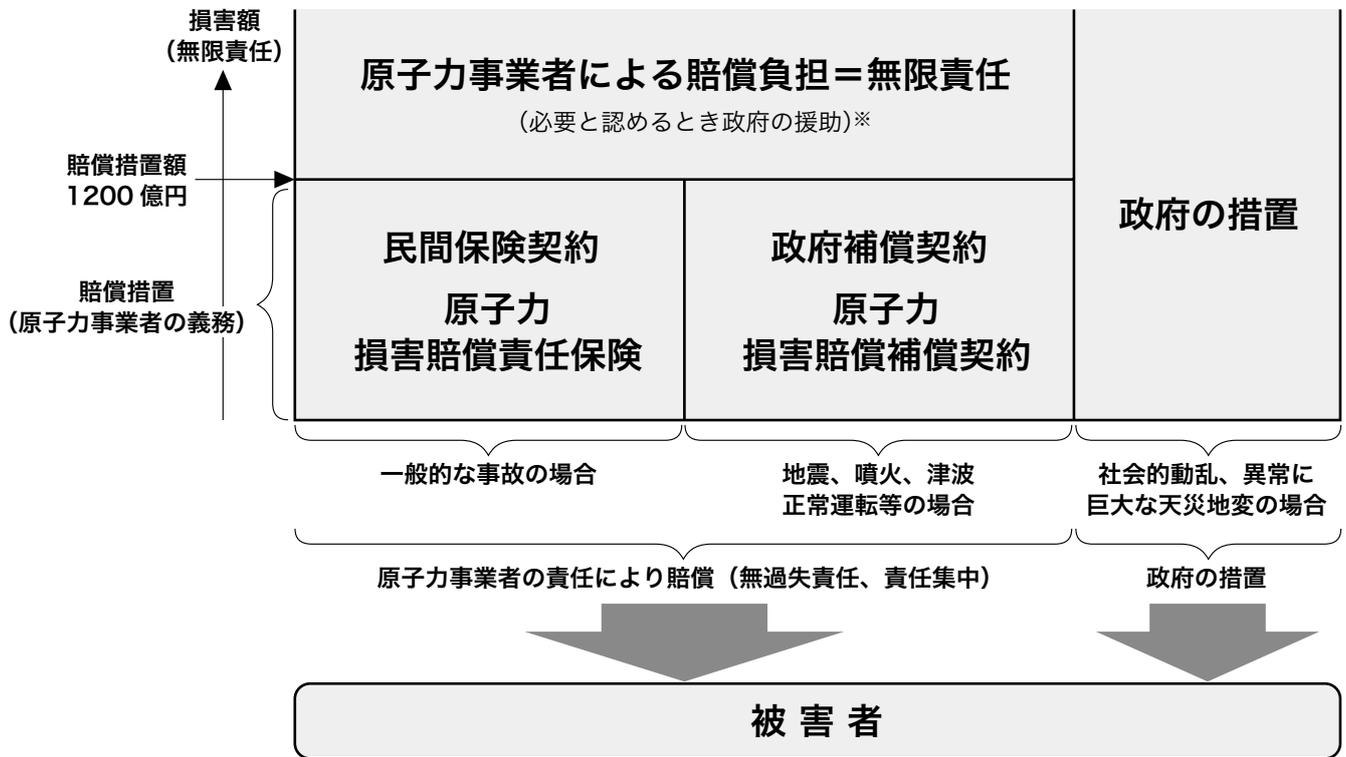
【国の援助・措置】

- 賠償責任が賠償措置を超える場合、必要と認めるときは、政府が原子力事業者に対して援助。（原賠法第16条）
- 社会的動乱・異常に巨大な天災地変の場合、政府が必要な措置を講じる。（原賠法第17条）

【原子力損害賠償紛争審査会】

- 第三者機関において、「和解の仲介」及び「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針策定」を実施。（原賠法第18条）

【原子力損害賠償制度の概要図】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

【原子力損害の賠償に関する法律】（原賠法）

（昭和三十六年六月十七日法律第四百七十七号）

最終改正：平成二一年四月一七日法律第一九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）
- 第三章 損害賠償措置
 - 第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）
 - 第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）
 - 第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）
 - 第四節 供託（第十二条―第十五条）
- 第四章 国の措置（第十六条・第十七条）
- 第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）
- 第六章 雑則（第十九条―第二十三条）
- 第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 原子炉の運転
- 二 加工
- 三 再処理
- 四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみ

なされた者を含む。)

二 規制法第二十三条の二第一項 の許可を受けた者

三 規制法第十三条第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

四 規制法第四十三条の四第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

五 規制法第四十四条第一項 の指定（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

六 規制法第五十一条の二第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

七 規制法第五十二条第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号 に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号 に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項 に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項 に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項 に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項 に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項 に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号 に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項 に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、責任の集中等）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節 供託

(供託)

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

(供託物の還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(文部科学省令・法務省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

第四章 国の措置

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- 二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- 三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣又は国土交通大臣との協議)

第二十二条 文部科学大臣は、第七条第一項若しくは第七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

附 則 (平成二十一年四月一七日法律第一九号)

この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

原子力損害の賠償に関する法律施行令（原賠法施行令）

(昭和三十七年三月六日政令第四十四号)

最終改正：平成二十一年八月七日政令第二〇一号

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子炉の運転等)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。）第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理（以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。）

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第八項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

(賠償措置額)

第二条 法第七条第一項に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第一号から第十七号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする前条第六号イからハまでに掲げる物（以下「核燃料物質等」という。）の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号又は第三号のいずれかに該当するものを除く。）を含む。）	千二百億円
二	前号に規定する原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該原子炉の運転をやめ、かつ、当該原子炉の炉心から核燃料物質を取り出した後にするものに限る。次号及び第五号において同じ。）（次号に該当するものを除く。）	二百四十億円
三	第一号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円
四	熱出力が百キロワットを超え一万キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	二百四十億円
五	前号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円
六	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
七	前条第二号イに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
八	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
九	再処理（当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	千二百億円
十	前条第二号イに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第七号又は前号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
十一	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第八号又は第九号のいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）（当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	二百四十億円
十二	前号に規定する核燃料物質の使用に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該核燃料物質の使用をやめた後にするものに限る。）	四十億円

十三	使用済燃料の貯蔵（第一号、第二号、第四号、第六号又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の当該使用済燃料の貯蔵が行われる事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十四	廃棄物埋設（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円
十五	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物に係る廃棄物埋設（第九号に該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十六	廃棄物管理（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円
十七	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物に係る廃棄物管理（第九号又は第十五号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十八	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の運搬（前各号、次号又は第二十二号のいずれかに該当するものを除く。）	四十億円
十九	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする前条第二号ロ若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号ロに掲げる物、同号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の運搬（第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）	二百四十億円
二十	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の貯蔵（第一号から第十三号まで又は次号のいずれかに該当するものを除く。）	四十億円
二十一	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする前条第二号ロ若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号ロに掲げる物、同号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の貯蔵（第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで又は第十三号のいずれかに該当するものを除く。）	二百四十億円
二十二	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の廃棄（第一号から第十七号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄に係る核燃料物質等の運搬を含む。）	四十億円

(災害補償給付)

第三条 法附則第四条第一項に規定する政令で定める災害補償給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による給付
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

附 則 抄

附 則 （平成二十一年八月七日政令第二〇一号）

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】（補償契約法）

（昭和三十六年六月十七日法律第四百四十八号）

最終改正：平成二一年四月一七日法律第一九号

（定義）

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項 に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項 に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項 に規定する原子力事業者（同項第二号 に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項 に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条 に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項 に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

（原子力損害賠償補償契約）

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

（補償損失）

第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- 三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）
- 四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの
- 五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

（補償契約金額）

第四条 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額（以下「補償契約金額」という。）は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額（賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償する

ための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額とする。

(補償契約の期間)

第五条 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内の期間とする。

(補償料)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更が生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十条 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

(補償金の返還)

第十三条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払ったときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

二 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害

(補償契約の解除)

第十四条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申し込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第十七条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第七項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

(業務の委託)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律

第百五号) 第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等（これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。）に委託することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

附 則 抄

附 則 （平成二十一年四月一七日法律第一九号）

この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（補償契約法施行令）

（昭和三十七年三月六日政令第四十五号）

最終改正：平成二一年八月七日政令第二〇一号

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償損失）

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号 に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十四第四項、第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第四項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

第二条 法第三条第五号 に規定する原子力損害であつて政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

（補償料率）

第三条 法第六条 に規定する政令で定める料率（以下「補償料率」という。）は万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、万分の一・五）とする。

2 補償料の納付の期日において当該補償契約により原子力損害の賠償に充てることができる金額が当該補償契約の補償契約金額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する料率に、当該充てることができる金額を当該補償契約の補償契約金額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

（通知）

第四条 原子力事業者は、法第九条 の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

- 一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項
 - イ 原子炉の使用の目的
 - ロ 原子炉の型式、熱出力及び基数
 - ハ 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船業者の工場又は事業所）の名称及び所在地
- 二 原子炉施設の位置、構造及び設備

- ホ 原子炉の運転の開始時期及び予定終了時期
 - へ 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - ト 使用済燃料の処分方法
 - チ 責任保険契約に関する事項
- 二 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法
 - ハ 加工の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 加工する核燃料物質の種類及びその年間予定加工量
 - ホ 責任保険契約に関する事項
- 三 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
 - ハ 再処理の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量
 - ホ 責任保険契約に関する事項
- 四 核燃料物質の使用に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用の目的及び方法
 - ロ 使用の場所
 - ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
 - ニ 使用の開始時期及び予定終了時期
 - ホ 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - へ 使用済燃料の処分方法
 - ト 責任保険契約に関する事項
- 五 使用済燃料の貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所の名称及び所在地
 - ロ 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法
 - ハ 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 貯蔵する使用済燃料の種類及び数量
 - ホ 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法
 - へ 責任保険契約に関する事項
- 六 廃棄物埋設又は廃棄物管理に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所の名称及び所在地
 - ロ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
 - ハ 廃棄物埋設又は廃棄物管理の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 廃棄物埋設又は廃棄物管理により廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下この条において同じ。）の種類及び数量
 - ホ 責任保険契約に関する事項
- 七 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第一条第六号に規定する運搬に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 運搬の経路及び方法
 - ロ 運搬の開始時期及び予定終了時期
 - ハ 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

ニ 責任保険契約に関する事項

八 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号 に規定する貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 貯蔵の場所及び方法

ロ 貯蔵の開始時期及び予定終了時期

ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

ニ 責任保険契約に関する事項

九 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号 に規定する廃棄に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 廃棄の場所及び方法

ロ 廃棄の開始時期及び予定終了時期

ハ 廃棄に係る核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期

ニ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

ホ 責任保険契約に関する事項

(補償料の納付)

第五条 原子力事業者は、補償契約の締結の日及びその後毎年その日に应当する日（应当する日がない場合は、その前日）までに、それぞれの日から始まる一年間（それぞれの日からの補償契約の期間が一年間に満たない場合は、その期間）に应当する補償料を国庫に納付しなければならない。

(補償金の支払)

第六条 文部科学大臣は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

(補償金の返還)

第七条 文部科学大臣は、法第十三条の規定により、補償金を支払つた日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。

第八条 削除

(補償契約の解除)

第九条 法第十五条第一項第五号 に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

(過怠金)

第十条 法第十六条 に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。

二 損害賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合において、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けること。

三 原子力損害が発生した場合において、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況を文部科学大臣に通知すること。

四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を文部科学大臣に通知すること。

第十一条 文部科学大臣は、法第十六条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以後において、次の各号に掲げる金額を限度として過怠金を徴収することができる。

- 一 補償契約の条項で前条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額
- 二 補償契約の条項で前条第三号又は第四号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、十万円

(業務の委託)

第十二条 政府が法第十八条第一項の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 補償金の支払の請求の受付
 - 二 補償損失の金額に関する調査
 - 三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、法第十八条第一項の規定による委託に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則 抄

附 則 （平成二十一年八月七日政令第二〇一号）

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

【原子力損害賠償支援機構法】（支援機構法）

（平成二十三年八月十日法律第九十四号）

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 設立（第九条—第十三条）
- 第三章 運営委員会（第十四条—第二十二條）
- 第四章 役員等（第二十三条—第三十四条）
- 第五章 業務
 - 第一節 業務の範囲等（第三十五条—第三十七条）
 - 第二節 負担金（第三十八条—第四十条）
 - 第三節 資金援助
 - 第一款 通則（第四十一条—第四十四条）
 - 第二款 特別事業計画の認定等（第四十五条—第四十七条）
 - 第三款 特別資金援助に対する政府の援助（第四十八条—第五十一条）
 - 第四款 負担金の額の特例（第五十二条）
 - 第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務（第五十三条—第五十五条）
- 第六章 財務及び会計（第五十六条—第六十三条）
- 第七章 監督（第六十四条・第六十五条）
- 第八章 雑則（第六十六条—第七十二条）
- 第九章 罰則（第七十三条—第七十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 原子力損害賠償支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。第三十七条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

（法人格）

第三条 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(定款の作成等)

第十条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三章 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第十五条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成又は変更
- 三 予算及び資金計画の作成又は変更
- 四 決算
- 五 その他運営委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

(委員の任命)

第十七条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第二十条 運営委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務)

第二十一条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

第二十二条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 役員等

(役員)

第二十三条 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十四条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十五条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十八条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第二十五条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第二十九条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第三十条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第三十三条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十四条 第二十一条及び第二十二条の規定は、役員及び職員について準用する。

第五章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次節の規定による負担金の収納
- 二 第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 三 第四節の規定による相談その他同節の規定による業務
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、負担金に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、原子力事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた原子力事業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第二節 負担金

(負担金の納付)

第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であった者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る同項の許可を受けた者

二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

2 前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。ただし、当該負担金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

3 機構は、負担金をその納期限までに納付しない原子力事業者があるときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(負担金の額)

第三十九条 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額（機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額（第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。）の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に負担金率（一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な

運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。

7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

(延滞金)

第四十条 原子力事業者は、負担金をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第三節 資金援助

第一款 通則

(資金援助の申込み)

第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額（以下この条及び第四十三条第一項において「要賠償額」という。）が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 当該原子力事業者に対し、要賠償額から賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること（以下「資金交付」という。）。

二 当該原子力事業者が発行する株式の引受け

三 当該原子力事業者に対する資金の貸付け

四 当該原子力事業者が発行する社債又は主務省令で定める約束手形の取得

五 当該原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

2 前項の規定による申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 原子力損害の状況

二 要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

三 資金援助を必要とする理由並びに実施を希望する資金援助の内容及び額

四 事業及び収支に関する中期的な計画

(資金援助の決定)

第四十二条 機構は、前条第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうか並びに当該資金援助を行う場合にあってはその内容及び額を決定しなければならない。

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込みを行った原子力事業者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

(資金援助の内容等の変更)

第四十三条 前条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定を受けた原子力事業者は、要賠償額の増加その他の事情により必要が生じた場合には、当該資金援助の内容又は額の変更の申込みをすることができる。

2 前項の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更を行うかどうかを決定しなければならない。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(交付資金の返還)

第四十四条 機構は、資金交付を受けた原子力事業者の損害賠償の履行の状況に照らし、当該原子力事業者に対する当該資金交付の額から当該履行に充てられた額を控除した額の全部又は一部が、当該履行に充てられる見込みがなくなったと認めるときは、その額を機構に対し納付することを求めなければならない。

第二款 特別事業計画の認定等

(特別事業計画の認定)

第四十五条 機構は、第四十二条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしようとする場合において、当該資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるため第四十八条第二項の規定による国債の交付を受ける必要があり、又はその必要が生ずることが見込まれるときは、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営及び当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 原子力事業者の経営の合理化のための方策

三 前号に掲げるもののほか、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策

四 原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

五 原子力事業者の経営責任の明確化のための方策

六 原子力事業者に対する資金援助の内容及び額

七 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

八 その他主務省令で定める事項

3 機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった特別事業計画が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をすることができる。

一 当該原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が、当該原子力事業者が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に係る特別事業計画（以下「認定特別事業計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該特別事業計画を提出した原子力事業者の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該原子力事業者の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（認定特別事業計画の変更）

第四十六条 機構及び原子力事業者は、認定特別事業計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 機構は、前項の認定の申請をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があったときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の特別事業計画が前条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

二 損害賠償の実施の状況その他の事情に照らし、認定特別事業計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（認定特別事業計画の履行の確保）

第四十七条 主務大臣は、第四十五条第一項の認定の日から次に掲げる条件の全てが満たされたと認めて主務大臣が告示する日までの間（第三項及び第五十二条第一項において「特別期間」という。）、認定特別事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）の履行の確保のために必要があると認めるときは、第四十五条第一項の認定（前条第一項の認定を含む。第六十九条第二項において同じ。）を受けた原子力事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定特別事業計画の履行状況につき報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

一 認定事業者の損害賠償の履行の状況及び認定特別事業計画に基づく資金援助（以下「特別資金援助」という。）の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに次条第二項の規定による国債の交付を行う必要が生ずることがないと認められること。

二 次条第二項の規定により機構に交付された国債のうち第四十九条第二項の規定により償還を受けていないものが政府に返還されていること。

三 第五十九条第四項の規定により機構が国庫に納付した額の合計額が第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額に達していること。

2 主務大臣は、前項の規定により報告を求めた場合には、当該報告を公表することができる。

3 認定事業者が、当該認定に係る特別期間中に原子力事業者でなくなった場合には、当該原子力事業者でなくなった認定事業者は、当該特別期間中においては、引き続き原子力事業者であるものとみなして、この章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三款 特別資金援助に対する政府の援助

(国債の交付)

第四十八条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第四十九条 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

4 前項に規定する勘定の負担は、特別の資金の設置及び当該資金の適切な受払いその他の当該勘定における資金の確保に必要な措置により円滑に行われなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第五十条 機構は、第四十八条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、認定事業者の損害賠償の履行の状況及び特別資金援助の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第四十八条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(資金の交付)

第五十一条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

第四款 負担金の額の特例

第五十二条 認定事業者が、当該認定に係る特別期間内にその全部又は一部が含まれる機構の事業年度について納付すべき負担金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に特別負担金額（認定事業者に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）を加算した額とする。

2 特別負担金額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額な負担を求めらるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

3 機構は、特別負担金額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る特別負担金額を認定事業者に通知しなければならない。

第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務

(相談及び情報提供等)

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

(資産の買取り)

第五十四条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者からの申込みに基づき、当該資金援助に係る原子力損害の賠償の履行に充てるための資金の確保に資するため、当該原子力事業者の保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の資産の買取りの申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(機構による原子力損害の賠償の支払等)

第五十五条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による支払を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

3 機構は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）の定めるところにより、同法第十五条に規定する主務大臣又は同法第八条第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事の委託を受けて、同法第三条第一項の規定による仮払金の支払に関する事務の一部（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）を行うことができる。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第五十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第五十七条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第五十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号及び第三号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債)

第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなってはならない。

4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項 及び第二項 並びに第七百九条 の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条 の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

（余裕金の運用）

第六十二条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他主務省令で定める方法

（省令への委任）

第六十三条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督

（監督）

第六十四条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第六十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 雑則

（定款の変更）

第六十六条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第六十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(政府による資金の交付)

第六十八条 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

(法人税の特例)

第六十九条 原子力事業者が第三十八条の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合には、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了の日の属する当該原子力事業者の事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）の所得の金額又は連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 原子力事業者が第四十五条第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助（第四十一条第一項第一号に掲げる措置に限る。）による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税の特例)

第七十条 機構が第五十四条第一項の規定により特別資金援助に係る資金交付を受けた認定事業者から資産の買取りを行う場合における当該資産の買取りに伴う不動産の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買取り後三月以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(主務省令への委任)

第七十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第七十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三条 第二十一条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第二項（第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第六十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十六条 第三十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第三十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 第三十八条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第三十九条第七項、第四十二条第三項（第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第五十八条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第七十九条 第六条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条第三項の規定は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 第四十一条の規定は、この法律の施行前に生じた原子力損害についても適用する。

2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第五十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第五十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

**【平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律】
（原子力被害者早期救済法）**

（平成二十三年八月五日法律第九十一号）

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成二十三年原子力事故による損害をてん補するための国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「特定原子力損害」とは、平成二十三年原子力事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。

（仮払金の支払）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害をてん補するためのものとして、仮払金を支払う。

2 前項の規定に基づき国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない。

（仮払金の額）

第四条 仮払金の額は、その者が受けた前条第一項に規定する特定原子力損害につき、当該者が提出した政令で定める資料に基づき、政令で定める簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に十分の五を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とする。

2 前条第一項及び前項の政令は、原子力損害賠償紛争審査会が定める特定原子力損害の賠償に係る原子力損害の賠償に関する法律第十八条第二項第二号の指針に定められた事項に基づき、かつ、特定原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるように定めるものとする。

（仮払金の支払の請求）

第五条 仮払金の支払を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣にこれを請求しなければならない。

2 仮払金の支払を受ける権利を有する者について相続、合併又は分割（その者が受けた第三条第一項に規定する特定原子力損害に係る事業を承継させるものに限る。）があった場合において、その者が死亡、解散又は分割の前に仮払金の支払を請求していなかったときは、その者の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、自己の名で、その者の仮払金の支払を請求することができる。

3 前項の規定により仮払金の支払を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。

(書類の作成等についての援助)

第六条 地方公共団体及び農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体は、仮払金の支払の請求を行う者の便宜を図るため、当該請求を行うに当たって必要となる書類の作成等について、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(資料の提供その他の協力等の求め)

第七条 主務大臣は、仮払金の支払を迅速かつ適正に行うため必要があると認めるときは、地方公共団体、当該原子力事業者その他公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力又は確認を求めることができる。

(事務の処理等)

第八条 仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

3 主務大臣又は第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、政令で定めるところにより、仮払金の支払に関する事務の一部（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）を、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる。

4 主務大臣又は第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、前項に規定する政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要な資金を交付することができる。

5 前項の規定により資金の交付を受けた者は、会計法第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなし、同法、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）その他関係法令の適用を受けるものとする。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

6 農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、第三項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

7 第三項の規定による事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 都道府県知事が第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行い、又は第三項の規定によりその委託を行う場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該事務の処理及び委託に要する費用の全部を負担する。

9 前項に規定する場合においては、国は、同項に定めるもののほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずるものとする。

10 関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、主務大臣、第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は第三項の規定による事務の委託を受けた者に協力するものとする。

(損害賠償との関係)

第九条 第三条第一項に規定する特定原子力損害を受けた者又は第五条第二項の規定により自己の名で仮払金の支払を請求することができる者が当該特定原子力損害の賠償（これに相当する金銭の支払として政令で定めるものを含む。）を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わない。

2 国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得する。

3 前項の場合において、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする。

(仮払金の返還)

第十条 仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けた者があるときは、主務大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支払を受けた仮払金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(仮払金の支払を受ける権利の保護)

第十二条 仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(税制上の措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、特定原子力損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、その支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならない。

(原子力被害応急対策基金)

第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項の財政上の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。

2 前項の規定は、地方公共団体がその経費を原子力被害応急対策基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、同項の規定により補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

3 国は、第一項の規定の運用に当たっては、関係地方公共団体の意見に配慮するものとする。

(主務大臣)

第十五条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とする。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十七条 第八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四十五日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用)

2 第三条第一項の規定は、同項に規定する特定原子力損害を受けた者であつてこの法律の施行前に死亡し、又は合併若しくは分割の対象となつたものについても適用する。

(財源の確保)

3 国は、仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用の財源の確保に資するため、国の資産、剰余金及び積立金の活用、歳出の見直しその他の措置に努めるものとする。

(検討)

4 国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 原子力損害の賠償に関する制度については、原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (放射性物質汚染対処特措法)

(平成二十三年八月三十日法律第百十号)

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針（第七条）
- 第三章 監視及び測定の実施（第八条）
- 第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
 - 第一節 関係原子力事業者の措置等（第九条・第十条）
 - 第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理（第十一条—第二十四条）
 - 第三節 除染等の措置等（第二十五条—第四十二条）
- 第五章 費用（第四十三条—第四十五条）
- 第六章 雑則（第四十六条—第五十九条）
- 第七章 罰則（第六十条—第六十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下本則において単に「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

2 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

3 この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

4 この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

5 この法律において「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」とは、それぞれ水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいい、「水道施設」とは、同条第八項に規定する水道施設をいう。

6 この法律において「公共下水道」、「流域下水道」、「公共下水道管理者」、「発生汚泥等」及び「流域下

水道管理者」の意義は、それぞれ下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条第一項、第二十一条の二第一項並びに第二十五条の三第一項に規定する当該用語の意義による。

7 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいい、「工業用水道施設」とは、同条第六項に規定する工業用水道施設をいう。

8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理基準」、「一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。

9 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

(国の責務)

第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

(原子力事業者の責務)

第五条 関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない。

2 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
- 二 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
- 三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
- 四 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

- 五 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
- 六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
- 三 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 四 環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 五 第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 監視及び測定の実施

第八条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定 of 体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

二 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節 関係原子力事業者の措置等

(関係原子力事業者による廃棄物の処理等)

第九条 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。

(関係原子力事業者による協力措置)

第十条 関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護器具その他の資材又は機材であって環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置（以下「協力措置」という。）を講じなければならない。

二 国又は地方公共団体は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。

三 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないときは、その旨を環境大臣に通知することができる。

四 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正当な理由がなくその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講ずべきことを勧告することができる。

五 環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた関係原子力事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(汚染廃棄物対策地域の指定)

第十一条 環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

2 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染廃棄物対策地域の区域の変更等)

第十二条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による汚染廃棄物対策地域の区域の変更又は汚染廃棄物対策地域の指定の解除について準用する。

(対策地域内廃棄物処理計画)

第十三条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 対策地域内廃棄物処理計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み
- 二 対策地域内廃棄物処理計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
- 四 その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(対策地域内廃棄物処理計画の変更)

第十四条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による対策地域内廃棄物の処理の実施)

第十五条 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
 - 二 公共下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等
 - 三 工業用水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者 当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
 - 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者（市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者）又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - 五 集落排水施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 2 環境大臣は、前項各号に掲げる者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行

われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

4 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。

次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

(廃棄物処理法の適用関係)

第二十一条 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。）を除く。」とする。

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（一般廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。）の処理を行う者（一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（産業廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行う者（産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、

環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3 特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準」及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準」とする。

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第三号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この号において「特別処理基準」という。）」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは、「同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする」とする。

5 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合に係る廃棄物処理法第十六条の二の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項又は第二項の環境省令で定める基準」とする。

6 第一項に規定する者が特定一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準（第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。）と、同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は特別処理基準」とする。

7 第二項に規定する者が特定産業廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この条及び第十九条の五第一項において「特別処理基準」という。）と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、同条第三号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

（特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準）

第二十四条 一般廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定一般廃棄物処理施設」という。）の設置者（市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分す

るために設置する特定一般廃棄物処理施設にあつては、管理者。第三項において同じ。）は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定（廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

第三節 除染等の措置等

（除染特別地域の指定）

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

（除染特別地域の区域の変更等）

第二十六条 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又は除染特別地域の指定の解除について準用する。

（除染特別地域内の汚染の状況の調査測定）

第二十七条 国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をす

ることができる。

2 国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

3 国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(特別地域内除染実施計画)

第二十八条 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならない。

2 特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 特別地域内除染実施計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
- 四 その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。

- 3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。
- 4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。
- 5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。
- 6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。
- 7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等（除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

5 除染特別地域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壤等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域（除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)

第三十三条 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)

第三十五条 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域（以下「除染実施区域」という。）内の土地であって次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

一 国が管理する土地 国

- 二 都道府県が管理する土地 当該都道府県
 - 三 市町村が管理する土地 当該市町村
 - 四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
 - 五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村
- 2 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であって同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。

(除染実施計画)

第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとする。

- 2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 除染等の措置等の実施に関する方針
 - 二 除染実施計画の対象となる区域
 - 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
 - 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置
 - 五 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
 - 六 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
 - 七 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。
- 4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(除染実施計画の変更)

第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十九条 除染実施者(国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。)は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等

に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

7 除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

（土壌等の除染等の措置の基準）

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（除去土壌の処理の基準等）

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

（国による措置の代行）

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節（第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。）に規定する措置を行うものとする。

一 当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制

二 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとする。

第五章 費用

（財政上の措置等）

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

(国の措置)

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(汚染廃棄物等の投棄の禁止)

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

(特定廃棄物の焼却の禁止)

第四十七条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

(業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止)

第四十八条 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならない。

2 国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者(国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。)その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬(土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。第六十条第一項第四号において同じ。)、保管又は処分を業として行ってはならない。

(報告の徴収)

第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者その他の関係者に対し、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、除染実施区域に係

る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第五十条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定廃棄物を無償で取去させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において特定廃棄物を無償で取去させることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で取去させることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で取去させることができる。

6 前各項の規定により立入り、検査又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第五十一条 環境大臣は、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、第二十条の環境省令で定める基準に適合しない特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬、保管又は処分を行った者（第十五条又は第十九条の規定により当該収集、運搬、保管又は処分を行った国を除く。）に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置が行われた場合において、適正な土壌等の除染等の措置を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該土壌等の除染等の措置を行った者（当該土壌等の除染等の措置を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二 第四十条第二項の規定に違反する委託により当該土壌等の除染等の措置が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

4 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、除去土壌の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該除去土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った者（当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二 第四十一条第二項の規定に違反する委託により当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

5 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（関係地方公共団体の協力）

第五十二条 国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

（汚染廃棄物等の処理等の推進）

第五十三条 国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第五十四条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（知識の普及等）

第五十五条 国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

（原子力安全委員会の意見）

第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環境省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子

力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(権限の委任)

第五十七条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(環境省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(事務の区分)

第五十九条 第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第二項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第四項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第七項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで（第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る。）及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者
 - 二 第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者
 - 三 第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
 - 四 第四十八条第二項の規定に違反して、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
 - 五 第五十一条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者
- 2 前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三十四条第三項の規定による立入り、調査測定又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第三十九条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（除染実施者が国、都道府県又は市町村である場合を除く。）
- 三 第四十九条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十条第一項から第五項までの規定による立入り、検査又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十条第一項第一号から第四号まで 三億円以下の罰金刑

二 第六十条第一項第五号又は第六十一条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第六十条又は第六十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第二節及び第三節、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条（第一項を除く。）、第五十条（第一項に係る部分を除く。）、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十二条第一号、第二号、第三号（第四十九条第一項に係る部分を除く。）及び第四号（第五十条第一項に係る部分を除く。）並びに第六十三条の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十一条第一項、第二十五条第一項及び第三十二条第一項の規定による指定並びに第二十五条第一項、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の環境省令の制定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十一条、第二十五条、第三十二条、第四十条並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。

2 第十三条第一項の対策地域内廃棄物処理計画、第二十八条第一項の特別地域内除染実施計画及び第三十六条第一項の除染実施計画の策定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条及び第三十六条の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

原産協会メールマガジン別冊特集

「あなたに知ってもらいたい原賠制度」

頒価 2,000 円（原産協会会員頒価 1,000 円、消費税・送料込）

2011 年 12 月 20 日 発行

[編集発行]

社団法人 日本原子力産業協会 政策推進部

〒105-8605

東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー 9 階

電話：03-6812-7102 FAX：03-6812-7110

本書に関するお問い合わせ、内容に関するご質問・ご感想、本書の入手希望については上記お問い合わせ先または genbai@jaif.or.jp までお願いいたします。



JAPAN ATOMIC INDUSTRIAL FORUM, INC.

この小冊子は、原産協会メールマガジン2009年3月号～2011年10月号に掲載されたQ&A方式による原子力損害賠償制度の解説、「シリーズ『あなたに知ってもらいたい原賠制度』」の30回分を取りまとめ、冊子としたものです。

本書に関するお問い合わせ、内容に関するご質問・ご感想、本書の入手希望については社団法人日本原子力産業協会政策推進部 genbai@jaif.or.jpまでお願いいたします。